

# 熊谷市大麻生公民館解体等工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
KA-01	特記仕様書1(解体工事・新築工事)	KA-19	基礎伏図	KE-01	電気設備工事特記仕様書	KM-00	機械設備工事特記仕様書(1)
KA-02	特記仕様書2(解体工事・新築工事)	KA-20	小屋伏図	KE-02	電気設備1F平面図	KM-01	機械設備工事特記仕様書(2)
KA-03	特記仕様書3(解体工事・新築工事)	KA-21	鉄骨軸組図	KE-03	電気設備2F平面図	KM-02	空調設備機器表・衛生器具表【撤去】
KA-04	案内図、配置図、解体・改修リスト	KA-22	階段架構図、部材リスト、鉄骨軸組図	KE-04	構内配電線路図(改修前)	KM-03	空調換気設備1F平面図
KA-05	建物概要・仕上表1	KA-23	鉄骨矩計図	KE-05	構内配電線路図(改修後)	KM-04	空調換気設備2F平面図
KA-06	建物概要・仕上表2	KA-24	木造軸組図1			KM-05	衛生設備外構平面図
KA-07	平面図	KA-25	木造軸組図2			KM-06	空調換気設備1F平面図
KA-08	立面図					KM-07	衛生設備2F平面図
KA-09	矩計図	A-01	外構配置図				
KA-10	階段詳細図	A-02	外構詳細図1				
KA-11	和室詳細図	A-03	外構詳細図2				
KA-12	天井伏図	A-04	外構詳細図3				
KA-13	建具キープラン	A-05	転倒防止柵参考詳細図				
KA-14	建具表						
KA-15	展開図1						
KA-16	展開図2						
KA-17	浄化槽詳細図						
KA-18	仮設計画図(参考図)						

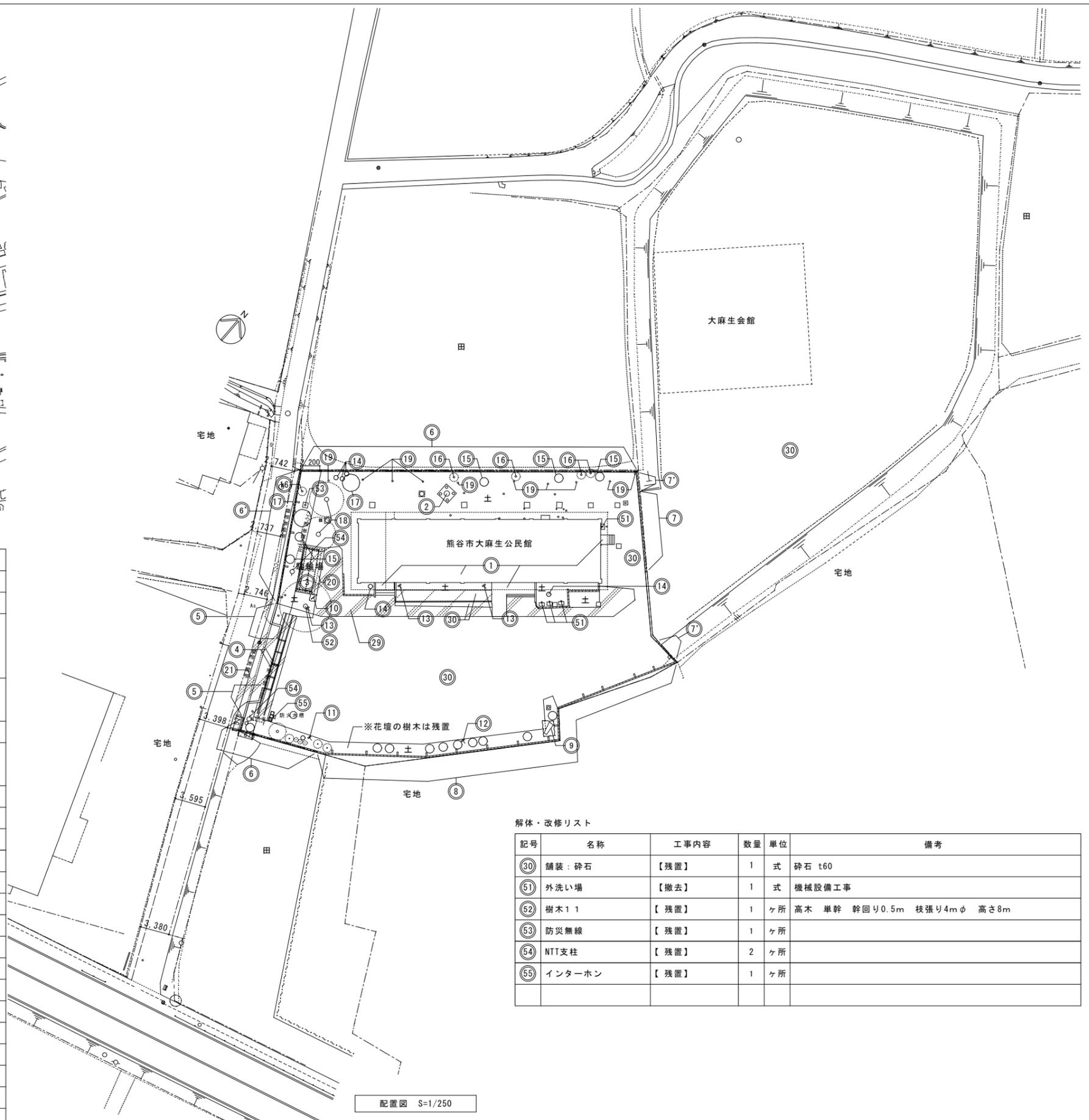
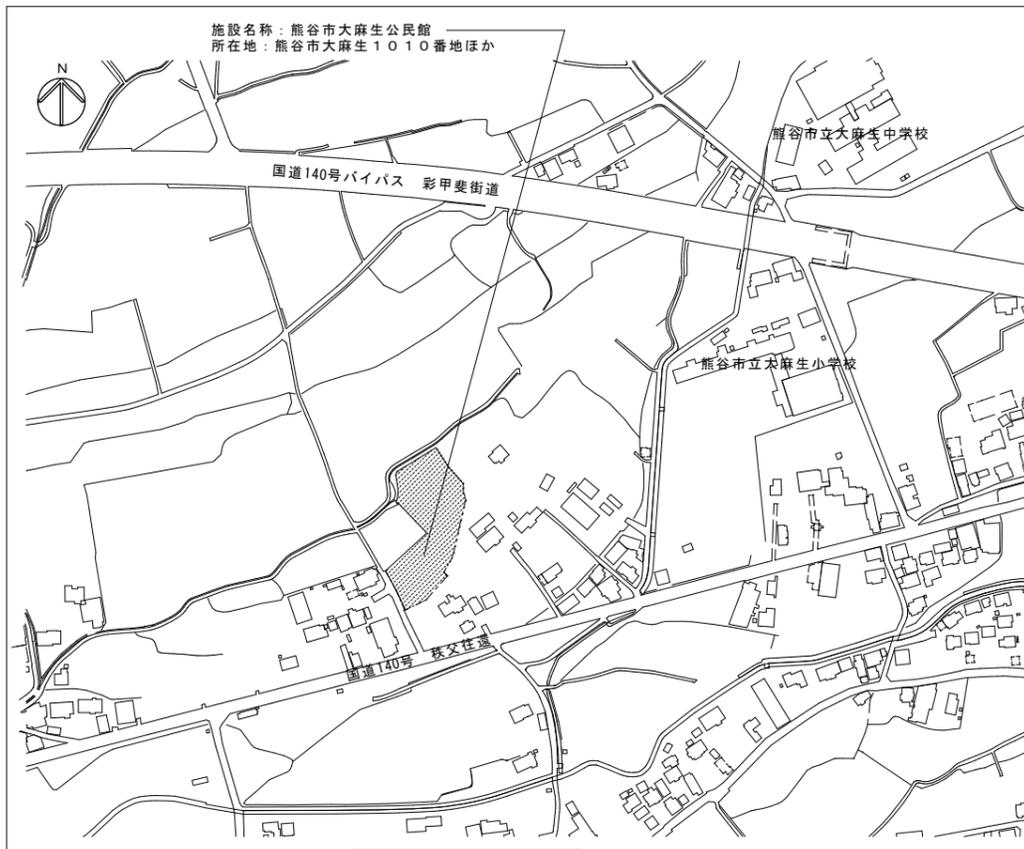
令和8年1月

株式会社 サナクト

工事名		熊谷市大麻生公民館解体等工事																																																																																			
<h2>特記仕様書</h2> <h3>I 工事概要</h3> <p>1. 工事場所 熊谷市大麻生101番地ほか 用途地域 指定なし</p> <p>2. 敷地面積 m</p> <p>3. 工事種目 (建物概要) 棟名称・構造・階数 建築面積 延べ面積  公民館 鉄骨造 2階 364.0 m<sup>2</sup> 364.0 m<sup>2</sup>  駐輪場 鉄骨造 1階 11.2 m<sup>2</sup> 11.2 m<sup>2</sup>  浄化槽、フェンス、看板等</p> <p>合計 375.2 m<sup>2</sup> 375.2 m<sup>2</sup></p> <p>4. 工事範囲 公民館、付属建築物及び付属物の解体工事一式  上記に伴う電気及び機械設備工事一式</p> <p>5. 工期 契約工期 契約 日から令和8年10月30日まで  主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 現場施工に着手するまで  現場代理人の現場への常駐を要しない期間 現場施工に着手するまで  現場施工期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  ただし、仮設工事等は施設との協議による</p> <h3>II 解体工事仕様</h3> <p>(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和7年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版)」による。  なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。</p> <p>(2) 本特記仕様書の表記  1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。  2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。  ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。  ○印と※の場合は、○のみを適用する。  3) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。  4) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。  5) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。  6) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目を示す。  7) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。</p>																																																																																					
<p>⑨ 環境保全等</p> <p>建設機械 &lt;1.3.9&gt;  ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。</p> <p>10 引き渡しを要するもの &lt;1.3.10&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>⑪ 近隣に対する周知 &lt;1.3.6&gt;  ・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明会を開催する。  ○工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。</p> <p>12 施工数量調査 &lt;1.5.1&gt;  調査範囲及び調査方法 ※図示による( )</p> <p>13 技能士 [1.3.3]&lt;1.6.2&gt;</p> <p>⑭ 完成図等 [1.6.1、3]</p> <p>完成図(電子化媒体) ※CD-R又はDVD-R 1部  (埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による)  CADデータの形式 ※SAF(sfc) ・DXF ○JWW Verについては監督員と協議すること。  ○A3つ折り製本 2部</p> <p>⑮ 完成写真 [1.6.2]  ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)  ・対象外  写真アルバムの提出 ○行う(1部) ※行わない</p> <p>16 施設CADデータの更新 行う</p> <p>17 現場管理 別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。</p> <p>⑯ 施工計画書の提出 &lt;1.2.2&gt;  工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画書」を添付して監督員の承諾を受けること。</p> <p>⑰ 建築物除却届の提出 &lt;1.1.3&gt;  工事着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>⑱ 再資源化等 &lt;1.3.9&gt;  「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を守り、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。</p> <p>21 再資源化等完了の報告と記録 廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成すること。なお、塩ビライニング鋼管は経手リサイクル依頼伝票を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。</p> <p>⑳ 廃棄物の処理 ※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。  ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。</p> <p>㉑ 環境・安全対策 ※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。  ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。  ※工事施工中、近隣(近隣住民・通行人・工作物・積載・道路・建築物等)に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。</p> <p>24 振動、騒音測定 ※行う ・振動測定のみ行う  工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。 箇所  工事中の内容や状況に応じて測定を行う。 箇所  仕様については監督員と協議の上決定すること。  近隣住民への表示 ※大型表示板で測定期間中表示 ・行わない</p> <p>25 隣接建物等調査 ※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。  ※損傷箇所の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を2部提出すること。  ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。  ※調査対象 解体工事前 件  解体工事後 件  調査方法については、「8 周辺建築物等調査」による</p> <p>26 施工に注意を要する区域等 &lt;1.1.12、13&gt;  ・周知の埋蔵文化財発見地 ・史跡名勝天然記念物</p> <p>⑳ 関係法令等の遵守 受注者は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音、振動、ほこり)対策に  係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続を行い、工事を遅滞なく完了させること。</p> <p>㉒ 標識の提示 建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を提示すること。[1.1.12]  公共工事現場へのコスト表示実施要領(H16.9技管)により、積立金額等を表示する。</p> <p>㉓ 29 既存樹木の保存 監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。</p> <p>30 下請業者の選定 県内業者の活用  ※各種下請業者については、優先的に県内業者を選定すること。  ※下請け業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業者の登録している者を選定すること。</p> <p>㉔ 31 下請業者の指導 受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。</p> <p>㉕ その他 他の同時期の工事と連携や協調を取ること。  工事に伴い必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。</p>	名称	仕様等	備考										<p>③ 仮囲い等 &lt;2.2.2&gt;  ※図示 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じ適切に配置し的確に対応すること。</p> <p>④ 工事概要案内板 &lt;2.3.1&gt;  設置する</p> <p>5 監督員事務所等 &lt;2.3.1&gt;  ・設置する ※設置しない(下記備品のみ用意する)  規模 ・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設( m程度)  備品( 名分相当)  ・机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・指時計 ・寒暖計 ・長靴 ・雨合羽  ・保護帽 ・懐中電灯 ・墜落制止用器具 ・掃帚 ・衣類ロッカー  ・冷暖房機器 ・消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機  ・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター</p> <p>⑥ 仮設物 &lt;2.3.1&gt;  仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。</p> <p>⑦ 山留めの撤去 &lt;2.4.3&gt;  山留めの存置 ・あり(図示) ※なし  鋼矢板等の抜き跡の処理 ※図示</p> <p>⑧ 工事用水 構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる(※有償 ・無償)</p> <p>⑨ 工事用電力 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償)</p> <p>⑩ 火元責任者 火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。</p> <p>⑪ 交通誘導員 ・必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。  ・図示による</p> <p>12 快適トイレ 仕様 ※図示</p> <p>⑬ その他 ○仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。  ○ガート等の位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。  ○仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。  ○近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入场計画を立てること。</p>	<p>② 再資源化等(再資源化及び縮減) &lt;4.4.1&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>○コンクリート</td><td> </td></tr> <tr><td>○コンクリート及び鉄から成る建設資材</td><td> </td></tr> <tr><td>○木材</td><td> </td></tr> <tr><td>○アスファルトコンクリート</td><td> </td></tr> <tr><td>○金属類</td><td> </td></tr> <tr><td>○建設廃土</td><td> </td></tr> <tr><td>・小形二次電池</td><td> </td></tr> <tr><td>○蛍光灯及びHIDランプ</td><td> </td></tr> <tr><td>○硬質ポリ塩化ビニル管及び継手</td><td> </td></tr> <tr><td>○ガラス</td><td> </td></tr> <tr><td>・木材(縮減)</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>中間処理施設又は再資源化施設の別  ・監督員と協議</p> <p>3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物 &lt;4.4.1&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>4 産業廃棄物広域認定制度の活用 &lt;4.4.2&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>5 最終処分 &lt;4.4.3&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>最終処分場  ・監督員と協議</p> <p>⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物 &lt;4.5.1&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>○石綿含有せつこうボード(ミネラートン)</td><td>2階廊下、会議室等の天井</td></tr> <tr><td>・ひま・カドミウム含有せつこうボード</td><td> </td></tr> <tr><td>○上記以外のせつこうボード(ビニルメタクリル)</td><td>玄関ホール、階段等の床</td></tr> <tr><td>・CCA処理木材</td><td> </td></tr> <tr><td>○石綿含有吹付材(めがね塗リツグ吹付)</td><td>外壁、軒裏</td></tr> </tbody> </table> <p>廃棄物の処理  ・監督員と協議</p> <p>(湯水の処理)  中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。  種類 汚泥</p> <p>(共通事項)  1 受注者は、舗装版切断作業を行いながら湯水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した湯水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする  2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。  3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。  4 受注者は、湯水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)により管理するものとする。  (提出書類等)  1 受注者は、施工計画書において、湯水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。  2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。</p> <p>(その他)  受注者は、バキューム式以外の工法(舗装版切断時に湯水を生じない等)を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。</p>	建設廃棄物の種類	備考	○コンクリート		○コンクリート及び鉄から成る建設資材		○木材		○アスファルトコンクリート		○金属類		○建設廃土		・小形二次電池		○蛍光灯及びHIDランプ		○硬質ポリ塩化ビニル管及び継手		○ガラス		・木材(縮減)		廃棄物の種類	数量	備考													廃棄物の種類	備考									廃棄物の種類	備考									廃棄物の種類	備考	○石綿含有せつこうボード(ミネラートン)	2階廊下、会議室等の天井	・ひま・カドミウム含有せつこうボード		○上記以外のせつこうボード(ビニルメタクリル)	玄関ホール、階段等の床	・CCA処理木材		○石綿含有吹付材(めがね塗リツグ吹付)	外壁、軒裏
名称	仕様等	備考																																																																																			
建設廃棄物の種類	備考																																																																																				
○コンクリート																																																																																					
○コンクリート及び鉄から成る建設資材																																																																																					
○木材																																																																																					
○アスファルトコンクリート																																																																																					
○金属類																																																																																					
○建設廃土																																																																																					
・小形二次電池																																																																																					
○蛍光灯及びHIDランプ																																																																																					
○硬質ポリ塩化ビニル管及び継手																																																																																					
○ガラス																																																																																					
・木材(縮減)																																																																																					
廃棄物の種類	数量	備考																																																																																			
廃棄物の種類	備考																																																																																				
廃棄物の種類	備考																																																																																				
廃棄物の種類	備考																																																																																				
○石綿含有せつこうボード(ミネラートン)	2階廊下、会議室等の天井																																																																																				
・ひま・カドミウム含有せつこうボード																																																																																					
○上記以外のせつこうボード(ビニルメタクリル)	玄関ホール、階段等の床																																																																																				
・CCA処理木材																																																																																					
○石綿含有吹付材(めがね塗リツグ吹付)	外壁、軒裏																																																																																				
<p>章 項目</p> <p>1 一般共通事項</p> <p>① 適用基準等  ○建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)(令和元年9月2日適用)  ○埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領(令和2年4月1日改定)  ○建設副産物の手引き(埼玉県建設副産物対策協議会)(令和5年1月改訂)  ○建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日改正)  ○建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(平成29年4月1日改正)  ○埼玉県建築工事業務要覧(令和5年版)  ・地盤変動影響調査要領(令和5年4月1日適用)</p> <p>② 官公署その他への届出手続き等 解体工事の通知書の提出等  ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)第11条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。  ※上記通知書の各事項(変更がある場合は、変更後の内容)について、下請業者に周知徹底すること。</p> <p>再資源化等完了の報告と記録  ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。</p> <p>その他の届出手続等  ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p> <p>③ 条件明示事項 保険の種類  ※法定外の労災保険(工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの)  ※建設工事保険等(工事目的及び工事材料等を対象とするもの)  ※請負業者賠償責任保険等  ・保険の期間 ※工事完成期日後14日を含む期間</p> <p>④ 工事実績情報の登録 行う [1.1.8]&lt;1.1.4&gt;</p> <p>⑤ 工事の記録等 埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 &lt;1.2.3&gt;  ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)  ○対象外  注 工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。  注 電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。</p> <p>⑥ 施工管理 ※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。 &lt;1.3.1&gt;</p> <p>⑦ 電気保安技術者 適用する [1.3.2]&lt;1.3.3&gt;</p> <p>⑧ 施工条件 施工時間 (1.3.5)&lt;1.3.5&gt;  ※行政機関の休日に関する法律(第63第91号)に定める行政機関の休日以外とする。  ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。  ・以下の期間を除いた現場閉鎖日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。  ・年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間  指定期間  ・公告に別に添付する&lt;埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」特記仕様書&gt;も参照のこと</p> <p>下記以外は監督員と協議する。  ・建設発生木材仮置場 (※図示 )  ・ (※図示 )</p>	<p>2 仮設工事</p> <p>① 騒音・粉じん等の対策 &lt;2.2.1&gt;  騒音・粉じん等の対策  ※防音パネル ○防音シート  設置範囲及び高さ  ※図示</p> <p>※作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。</p> <p>② 足場その他 &lt;2.2.2&gt;  足場を設ける場合、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」(厚生労働省 令和5年12月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。  なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>足場が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する(労働安全衛生規則第561条の2)</p> <p>墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。  ・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。</p>	<p>3 解体施工</p> <p>① 浄化槽・排水槽等 &lt;3.2.1&gt;  汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置  ・行う ○行わない</p> <p>2 杭の解体 &lt;3.9.2&gt;  杭の解体工法  ・引抜き工法(引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ・破砕施設搬入 ・図示)  ・破砕工法  杭撤去跡の充填  充填材料 ・山砂 ・流動化処理土 ・セメントミルク  配合計画 ※監督員との協議による  杭位置の測量  ・行う(測量する杭 ・全て ・図示 ・監督員との協議による)  ※行わない</p> <p>③ 屋外設備等 &lt;3.10.1&gt;  電柱の撤去 ○行う(※図示 ) ・行わない  外灯の撤去 ○行う(※図示 ) ・行わない  フェンス等工作物の撤去 ○行う(※図示 ) ・行わない</p> <p>④ 樹木等 &lt;3.11.1&gt;  樹木の伐採根及び移植 ※図示</p> <p>⑤ 地下埋設物・埋設配管 &lt;3.12.1&gt;  ※図示  埋設管の位置  ※中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。  ※プラグ等の措置をする ・全て撤去する  ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。</p> <p>解体事前処理(油類タンク)  ○機械設備側による  ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残留がないことを確認する。  必要に応じて残留を抜き取り、燃料を土壌に流失させないよう注意する。  ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中埋処理を行う。</p> <p>解体事前処理(冷蔵)  ・冷蔵を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>・冷蔵を回収した後撤去を行う機器は下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>解体後の埋戻し及び盛土 &lt;3.13.1&gt;  ○行う  整地高さ  ○現状GL ・図示  埋戻し及び盛土の材料  ○山砂の類 ○現場の建設発生土中の良質土 ・再生コンクリート砂  埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。</p> <p>表面の砂利敷き (22.9.2)  ○行わない  ○行う(・砂利敷き B種 )</p> <p>8 解体後の柵の設置 する(解体後、監督員の指示に従い、敷地内に入れないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。)</p> <p>⑨ 解体工事全般 &lt;1.1.13&gt;  ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用(促進)計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、施工計画書に含む各1部提出する。  また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用[促進]実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。</p> <p>(a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)  (1) 500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事  (2) 500t以上の砕石を搬入する工事  (3) 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事  (4) 最終工事積立金額が100万円以上の工事  (計画書については、当初工事積立金額が100万円以上の工事)</p> <p>(b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事)</p>	図面番号	記号									図面番号	記号									<p>5 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>1 施工調査 &lt;5.1.2&gt;  ※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。  (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。  (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。  (3) 調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・PCB含有シーリング</td><td>部位 ・図示</td><td> </td></tr> <tr><td>・分析調査(第一次判定)</td><td>箇所数: 箇所</td><td> </td></tr> <tr><td>・PCB含有シーリング</td><td>部位 ・図示</td><td> </td></tr> <tr><td>・分析調査(第二次判定)</td><td>箇所数: 箇所</td><td> </td></tr> <tr><td>・</td><td>部位 ・図示</td><td> </td></tr> <tr><td>・</td><td>箇所数: 箇所</td><td> </td></tr> <tr><td>・</td><td>部位 ・図示</td><td> </td></tr> <tr><td>・</td><td>箇所数: 箇所</td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>・PCB含有シーリング分析調査 &lt;5.4.1&gt;  ・監督員と協議</p> <p>・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査 &lt;5.4.1&gt;</p> <p>・絶縁油のPCB含有量の分析調査  「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(環境省)」により行う。</p> <p>・ダイオキシン類のサンプリング調査 &lt;5.4.1&gt;  「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付基発第401号)」により行う。</p>	分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考	・PCB含有シーリング	部位 ・図示		・分析調査(第一次判定)	箇所数: 箇所		・PCB含有シーリング	部位 ・図示		・分析調査(第二次判定)	箇所数: 箇所		・	部位 ・図示		・	箇所数: 箇所		・	部位 ・図示		・	箇所数: 箇所																																				
図面番号	記号																																																																																				
図面番号	記号																																																																																				
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考																																																																																			
・PCB含有シーリング	部位 ・図示																																																																																				
・分析調査(第一次判定)	箇所数: 箇所																																																																																				
・PCB含有シーリング	部位 ・図示																																																																																				
・分析調査(第二次判定)	箇所数: 箇所																																																																																				
・	部位 ・図示																																																																																				
・	箇所数: 箇所																																																																																				
・	部位 ・図示																																																																																				
・	箇所数: 箇所																																																																																				
特記	株式会社 サナクト 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第 10060 号 設計者 一級建築士 第 267371号 菅野 孝	熊谷市建設部営繕課	<table border="1"> <tr> <td>作成</td> <td>熊谷市大麻生公民館解体等工事</td> <td>図面番号</td> <td>KA-O1</td> </tr> <tr> <td>図面</td> <td>特記仕様書1(解体工事・新築工事)</td> <td>縮尺</td> <td>- (A1)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td>- (A3)</td> </tr> </table>	作成	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図面番号	KA-O1	図面	特記仕様書1(解体工事・新築工事)	縮尺	- (A1)	備考			- (A3)																																																																						
作成	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図面番号	KA-O1																																																																																		
図面	特記仕様書1(解体工事・新築工事)	縮尺	- (A1)																																																																																		
備考			- (A3)																																																																																		



8	弾性舗装	<p>施工 半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の施工は、標準仕様書22.4.5による。 透過用セメントミルクの施工は、(1)から(5)による。 (1) 浸透用セメントミルクの製造は、一般に移動式ミキサによって行うが、工事規模が大きい場合には専用の移動式や固定式の混合プラントを用いることもある。 (2) 浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が50℃程度以下にならなければならない。その場合、舗装体にこみ、泥、水などが残っていないことを確認する。浸透作業は、一般に振動ローラ等により行う。 (3) セメントミルクが舗装表面に残っていると、路面のすべり抵抗値を低下させることがあるので、舗装表面の骨材の凹凸が現れる程度にセメントミルクをゴムレーキ等で除去する。特にすべり止め対策を必要とするところは、珪砂の使用及び弾性セメントミルクのよりいっそうの除去等、材料や施工法等で対処するか、場合によっては施工後ショットブラスト等で表面を粗くすることが必要である。 (4) 交通開放までの一般的な養生期間は、下表に示すとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>セメントミルクの種類</th> <th>養生期間</th> </tr> <tr> <td>普通タイプ</td> <td>約3日</td> </tr> <tr> <td>早強タイプ</td> <td>約1日</td> </tr> <tr> <td>超速硬タイプ</td> <td>約3時間</td> </tr> </table> <p>(5) 浸透用セメントミルクを注入する前に交通開放すると、骨材の剥奪や飛散、またはこみ、泥等による汚れが生じることがあるので、基本的には注入前に交通開放を行わないようにする。</p> <p>締固め度 標準仕様書22.4.2(2)による 舗装厚さの許容差 ※標準仕様書 22.4.2(3) による 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p> <p>弾性舗装（歩行者用通路）の構成及び厚さ ※図示</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>弾性舗装材</td> <td>15~20</td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>再生密粒度アスファルト混合物(13)</td> <td>30</td> </tr> </table> <p>加熱アスファルト混合物は、アスファルト舗装による</p> <p>・コンクリート平板舗装 (22.8.2、3) ※図示</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>目地材</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※普通平板(N) ・透水平板(P) ・保水性平板(M)</td> <td>※300角</td> <td>※60</td> <td>※砂 ・モルタル</td> <td>表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し</td> </tr> <tr> <td>敷砂層</td> <td>・砂 ・空練りモルタル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>クッション材 ※砂 ・空練りモルタル</p> <p>普通平板は(再生材料を用いた舗装用ブロック)、 透水平板は(透水性コンクリート)とする。</p> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする。</p> <p>・インターロッキングブロック舗装 (22.8.2、3) ※図示</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>部位</th> <th>形状寸法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>曲げ強度(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>横断面勾配</th> <th>目地材</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)</td> <td>車路、 駐車場</td> <td>※図示</td> <td>80</td> <td>※5.0</td> <td>2%</td> <td>砂</td> <td>色彩、表面加工 ・標準品</td> </tr> <tr> <td>※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)</td> <td>歩行者 用通路</td> <td>※図示</td> <td>60</td> <td>※3.0</td> <td>1.5~2%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>クッション材 ※砂 ・空練りモルタル 歩行者用通路に使用する普通ブロックは(再生材料を用いた舗装用ブロック)、 透水性ブロックは(透水性コンクリート)とする。</p> <p>仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>部位</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>種類</th> </tr> <tr> <td>敷砂層</td> <td>・車路、駐車場 ・歩行者用通路</td> <td>20 30</td> <td>砂</td> </tr> <tr> <td>フィルター層</td> <td></td> <td>100</td> <td>川砂、海砂又は良質山砂 (75μmふるい通過量6%以下)</td> </tr> </table> <p>・不織布(ジオテキスタイル) 敷設位置 ※図示 ・敷砂層と路盤の間に敷設 ・フィルター層と路床の間に敷設 単位面積質量 ・60g/m<sup>2</sup>以上 厚さ(mm) ・0.5~1.0 引張強度 ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上 透水係数 ・1.5×10<sup>-3</sup>cm/sec以上 舗装の割付(車路、駐車場) ・ヘリンボンド(45°) ・ヘリンボンド(90°) 仕上り面の平坦性 ※走行、歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内とする。</p> <p>・舗石舗装</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>形状・寸法(mm)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>張り方</th> <th>基層</th> <th>基層の厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・花こう岩</td> <td>・割石・図示</td> <td></td> <td>・うろこ張り</td> <td>・コンクリート版 ・757777混合物</td> <td>※70 ※70</td> </tr> </table> <p>クッション材 ※砂 ・空練りモルタル 仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内とする。</p>	セメントミルクの種類	養生期間	普通タイプ	約3日	早強タイプ	約1日	超速硬タイプ	約3時間	区分	種類	厚さ(mm)	表層	弾性舗装材	15~20	基層	再生密粒度アスファルト混合物(13)	30	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考	※普通平板(N) ・透水平板(P) ・保水性平板(M)	※300角	※60	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し	敷砂層	・砂 ・空練りモルタル				種類	部位	形状寸法	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm <sup>2</sup> )	横断面勾配	目地材	備考	※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)	車路、 駐車場	※図示	80	※5.0	2%	砂	色彩、表面加工 ・標準品	※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)	歩行者 用通路	※図示	60	※3.0	1.5~2%			区分	部位	厚さ(mm)	種類	敷砂層	・車路、駐車場 ・歩行者用通路	20 30	砂	フィルター層		100	川砂、海砂又は良質山砂 (75μmふるい通過量6%以下)	種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	張り方	基層	基層の厚さ(mm)	・花こう岩	・割石・図示		・うろこ張り	・コンクリート版 ・757777混合物	※70 ※70
	セメントミルクの種類	養生期間																																																																																
普通タイプ	約3日																																																																																	
早強タイプ	約1日																																																																																	
超速硬タイプ	約3時間																																																																																	
区分	種類	厚さ(mm)																																																																																
表層	弾性舗装材	15~20																																																																																
基層	再生密粒度アスファルト混合物(13)	30																																																																																
種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考																																																																														
※普通平板(N) ・透水平板(P) ・保水性平板(M)	※300角	※60	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し																																																																														
敷砂層	・砂 ・空練りモルタル																																																																																	
種類	部位	形状寸法	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm <sup>2</sup> )	横断面勾配	目地材	備考																																																																											
※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)	車路、 駐車場	※図示	80	※5.0	2%	砂	色彩、表面加工 ・標準品																																																																											
※普通ブロック(N) ・透水性ブロック(P) ・保水性ブロック(M)	歩行者 用通路	※図示	60	※3.0	1.5~2%																																																																													
区分	部位	厚さ(mm)	種類																																																																															
敷砂層	・車路、駐車場 ・歩行者用通路	20 30	砂																																																																															
フィルター層		100	川砂、海砂又は良質山砂 (75μmふるい通過量6%以下)																																																																															
種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	張り方	基層	基層の厚さ(mm)																																																																													
・花こう岩	・割石・図示		・うろこ張り	・コンクリート版 ・757777混合物	※70 ※70																																																																													
9	ブロック系舗装	<p>10 植栽及び屋上緑化工事</p> <p>① 植込み用土 (23.2.3) ・現場発生土の良質土 ○客土</p> <p>4 土壌改良材 (23.2.3) 種類及び指定量等 ・パーク堆肥 (23.2.3) 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 使用量 植栽基盤面積1㎡あたり(・50L) 汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) (23.2.3) 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 使用量 植栽基盤面積1㎡あたり(・10L) 材料 [金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令]の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植栽試験の調査の結果、害が認められないものとする。</p> <p>5 樹木 (23.3.2) 樹種、寸法、株立数等 ※図示</p> <p>6 支柱 (23.3.2、3) 支柱材 ※丸太(間伐材) (23.3.2、3) ・真竹 防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材 形式 ※図示</p> <p>7 幹巻き用材料 (23.3.2) 材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも</p> <p>⑧ 芝 (23.4.2、3) 種類 ※コウライシバ ・ノシバ 芝張りの工法 平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り法面</p> <p>9 吹付けは種 (23.4.2) 種子の種類 発芽率 種子の量(g/m<sup>2</sup>) 備考 ※洋芝類(採取後2年以内) ※発芽率80%以上</p> <p>10 地被類 (23.4.2) 樹種 コンテナ径 単位面積当たりのコンテナ数 芽立数</p> <p>11 新植、移植樹木、芝等の枯補償 (23.3.4、6)(23.4.7)(23.5.5) 新植樹木(芝張り、吹付けは種及び地被類を含む)の枯補償の期間 ※引渡しの日から1年 ・無し 移植樹木の枯損処置を行う期間 ※引渡しの日から1年 ・無し</p> <p>12 屋上緑化 (23.5.2~4) 植栽基盤及び材料 (23.5.2~4) ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・図示 排水層 ・軽量骨材(層の厚さ) ・板状成型品 植込み用土 ※改良土 ・人工軽量土 樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数等 ※図示 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示 支柱 ・設置する(形式・図示) かん水装置 ・設置する(種類・図示) 工法 [屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件](平成12年5月31日 建設省告示第1458号)に基づく風圧力に対応した工法 ・図示による</p>																																																																																
10	砂利敷き	<p>11 その他</p> <p>① 工事特記事項 ○軽微な変更は両者の協議により行い、請負代金額の変更は行わない。 ○施工にあたり設計図書により施工するも、設計図書に明示していない事項で、工事の性質上当然必要と思われるものは、監督員の指示に従い請負代金額の範囲内で施工する。 ○現場監督用として、製本図(設計図書)A3二つ折り製本を4部提出する。 ○各工事の工程検査は、その工事工程ごとに行い監督員の検査を受けた後、次の工程に経ること。 ○工事に必要な官公署、その他への手続きは、受注者の負担にて遅滞なく行うこと。 ○作業を行うにあたり使用する重機については低騒音型重機を使用し、騒音対策を行うこと。 ○工事車両の出入りに伴って舗装が荒れた場合は適宜補修すること。 ○側溝(蓋含む)等が破壊した場合、補修・復旧をすること。 また、工事完了後仮設撤去に伴い、側溝の清掃をすること。 ○基礎解体にあたっては、解体後の新築等次工事の支持地盤を荒らさないよう慎重に施工すること。 ○大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう必要な養生を行うこと。 ○工事中に破壊した存置構造物、境界標等は必ず現状復旧すること。 ○仮設工事等に伴って発生した穴等は工事完了後、必ず復旧すること。 ○重機や大型の工事車両の出入の際は必要に応じて交通誘導員等を配置し、安全に配慮すること。 ○適宜仮囲いや足場周囲に問題が生じていないかの巡回確認を行うこと。 また、工事状況により、安全・保安仮設材を設置すること。 ○その他特記仕様書、図示記載事項、現場説明書を良く熟知し施工にあたること。 ○近隣に配慮して、走行速度、歩行者保護の安全走行、騒音防止、不正軽油の監視、排ガス適合低振動低騒音車両などに注意し場内でのアイドリングストップを守ること。 また資材の搬入、搬出時の車両についても注意を徹底させること。 ○仮設トイレの設置場所は充分配慮した位置とし、臭気や目隠しに対する対策を行うこと。 ○公民館内の机等の残置物については、撤去処分すること。</p>																																																																																
11	路面標示用塗料	<p>路面標示用塗料は JIS K 5665 による。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>施工</th> <th>適用</th> <th>色</th> <th>幅(mm)</th> <th>塗布厚さ(mm)</th> </tr> <tr> <td>・1種 (2)</td> <td>常温</td> <td>液状</td> <td>○白</td> <td>○150 ・100</td> <td>・1.0</td> </tr> <tr> <td>・2種 (2)</td> <td>加熱</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※3種1号</td> <td>溶融</td> <td>粉体状</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料</p>	種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	・1種 (2)	常温	液状	○白	○150 ・100	・1.0	・2種 (2)	加熱					※3種1号	溶融	粉体状																																																											
種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)																																																																													
・1種 (2)	常温	液状	○白	○150 ・100	・1.0																																																																													
・2種 (2)	加熱																																																																																	
※3種1号	溶融	粉体状																																																																																



解体・改修リスト

記号	名称	工事内容	数量	単位	備考
①	熊谷市大麻生公民館	【撤去】	1	式	-
②	浄化槽	【撤去】	1	式	浄化槽詳細図 参照。
③	駐輪場	【撤去】 ※コンクリート基礎 土間コン含む	1	ヶ所	屋根：アルミ押出型板t0.4 5300x2100 「型」支柱・梁：150φ鋼管 3ヶ所 H2100 L1800 梁：□-50x100鋼材 L5000 3ヶ所 腰壁支柱：H1200 2ヶ所 腰壁：アルミ押出型板t0.4 H1000 L1500x2ヶ所 L2300x2ヶ所 コンクリート基礎：800□xH600 鉄筋D10@200(タテヨコ) 砕石t50 床：土間コンクリート H100
④	門扉	【撤去】 ※コンクリート基礎 土間コン含む	1	ヶ所	鋼製両引き門扉：6000x850 H1400 レール：ステンレス製 L12m 2本 コンクリート基礎：W200xH500x底部幅400 D10@200 コンクリート布基礎：L型 W2750xH12500xH350 D10@200 砕石t50
⑤	R/C壁	【撤去】 ※コンクリート基礎含む			R/C壁 W200xH1800 全長10m コンクリート布基礎：L型 W200xH500x底部幅400 D10@200 砕石t50
⑥	C/B壁2段+フェンス	【残置】 ※フェンスのみ撤去	1	式	CB-400x150xH200 2段 全長66m 鋼製ネットフェンス H1100 全長66m 支柱 八@2000
⑥	C/B壁2段	【撤去】	1	式	⑥コンクリート布基礎：L型 W200xH1500x底部幅800 D10@200 砕石t50 ⑥コンクリート布基礎：L型 W200xH500x底部幅400 D10@200 砕石t50
⑦	C/B壁2段	【撤去】	1	式	CB-400x150xH200 2段 全長11m コンクリート布基礎：L型 W200xH1500x底部幅800 D10@200 砕石t50
⑦	C/B壁2段	【残置】	1	式	CB-400x150xH200 2段 全長2m コンクリート布基礎：L型 W200xH1500x底部幅800 D10@200 砕石t50
⑧	C/B壁5段	【残置】	1	式	CB-400x150xH200 5段 全長47m コンクリート布基礎：L型 W200xH1500x底部幅800 D10@200 砕石t50
⑨	石造1	【残置】	1	ヶ所	1800x1200xH2000
⑩	石造2	【残置】	1	ヶ所	750□xH1000
⑪	看板1 (防火すいそう)	【残置】	1	ヶ所	看板：アルミ複合板t3 600φ 支柱：100φ鋼材 H2500 (埋込部H300)
⑫	看板2	【残置】	1	ヶ所	看板：アルミ複合板t3 500x300 支柱：30□鋼材 H1800 (埋込部H300)
⑬	看板3	【撤去】	3	ヶ所	看板：アルミ複合板t3 500x400 支柱：30□鋼材 H1800 (埋込部H300)
⑭	樹木2	【撤去】	5	ヶ所	低木 株立ち 枝張り0.5mφ 高さ1m
⑮	樹木4	【撤去】	5	ヶ所	低木 株立ち 枝張り1mφ 高さ1m
⑯	樹木5	【撤去】	5	ヶ所	低木 単幹 幹回り0.2m 枝張り1mφ 高さ1m
⑰	樹木6	【撤去】	2	ヶ所	中木 株立ち 枝張り2mφ 高さ2m
⑱	樹木8	【撤去】	2	ヶ所	高木 単幹 幹回り0.5m 枝張り4mφ 高さ8m
⑲	樹木10	【撤去】	10	ヶ所	切株 幹回り0.2m 高さ1m
⑳	舗装：土間コンクリート	【撤去】	1	式	表層：土間コンクリート t100 路盤材：砕石 t100
㉑	舗装：アスファルト	【撤去】	1	式	表層：アスファルト混合物 t50 中間：プライムコートPK-3 路盤材：砕石 t150

解体・改修リスト

記号	名称	工事内容	数量	単位	備考
⑳	舗装：砕石	【残置】	1	式	砕石 t60
㉑	外洗い場	【撤去】	1	式	機械設備工事
㉒	樹木11	【残置】	1	ヶ所	高木 単幹 幹回り0.5m 枝張り4mφ 高さ8m
㉓	防災無線	【残置】	1	ヶ所	
㉔	NTT支柱	【残置】	2	ヶ所	
㉕	インターホン	【残置】	1	ヶ所	

1. 工事名称	熊谷市大麻生公民館解体工事		
2. 建設場所	熊谷市大麻生10/a番地		
3. 工事内容	建築並に附属する設備工事一式		

4. 構造概要	① 面積	階	本館	計
		1階	196.00	196.00
		2階	168.00	168.00
		計	364.00	364.00
	② 構造	梁間 17.0m 桁行 28.0m 基礎 R-C独立基礎 一部地盤 朝栗石地盤 骨組 鉄骨造 2階建 床 1階 土間コンクリート床 2階 土間コンクリート床 2階 土間コンクリート床 2階 (カラー鉄板) 窓開花 2階 土間コンクリート床 2階 (カラー鉄板)		

5. 仕上概要	④ 仕上	1. 屋根	三見式長尺瓦葺きA号28 下地 厚15mm木毛板張 アスファルトフェルト20kg 三見式雪止 (三見式三型)
		2. 外壁	Dラスシート張り下地 モルタル塗り リシンガン吹付け (アス) 目地切仕上 (ダイナシン)
		3. 軒裏	リプラス下地 モルタル塗り リシンガン吹付け上 (アクリルダイヤリシン) (アス)
		4. 柱型	リプラス下地 モルタル塗り リシンガン吹付け上 (アクリルダイヤリシン) (アス)
		5. 基礎	見え掛り部分 モルタル塗りコテ押え
		6. 窓出入口	アルミ建具 (レディメイド、見込70) 窓出入口廻り 防水コーキング充填 (メーカー指定 三機、日本建鉄又は同等品)
		7. スロープ 外部階段 玄関ポーチ	床 モルタル塗り コテ押え 階段 ノンスリップタイル (磁器質)
		8. 妻換気孔	鋼製ガラリ200x150 OP塗り
		9. ポーチ庇	折版屋根 (カラー鉄板)

階	室名	床	天井	内装	天井	階高	天井高さ
1階	玄関ホール	ビニルアスベストタイル (アス)	木製 SOP H100	ベニアt5.5の上 木板t10w100羽目板貼	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2650
	スロープ	防滑性長尺塩ビシートt2	木製 SOP H100	ベニアt5.5の上 クロス貼	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2050~ 2650
	事務室	長尺塩ビシートt2	塩ビ製 H100	ベニアt5.5の上 クロス貼	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2650
	湯沸室	長尺塩ビシートt2	塩ビ製 H100	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	2650
	ホール	長尺塩ビシートt2	木製 SOP H100	ベニアt5.5 SOP	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	3000
	女子便所	長尺塩ビシートt2	塩ビ製 H100	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	2650
	男子便所	長尺塩ビシートt2	塩ビ製 H100	100角塩ビ	デッキプレート SOP	デッキプレート SOP	2200
	物入1	長尺塩ビシートt2	塩ビ製 H100	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	1800
	物入2・3	長尺塩ビシートt2	塩ビ製 H100	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	ベニアt5.5 SOP	3000

(アス) : アスベスト含有材を示す

(アス) : アスベスト含有材を示す

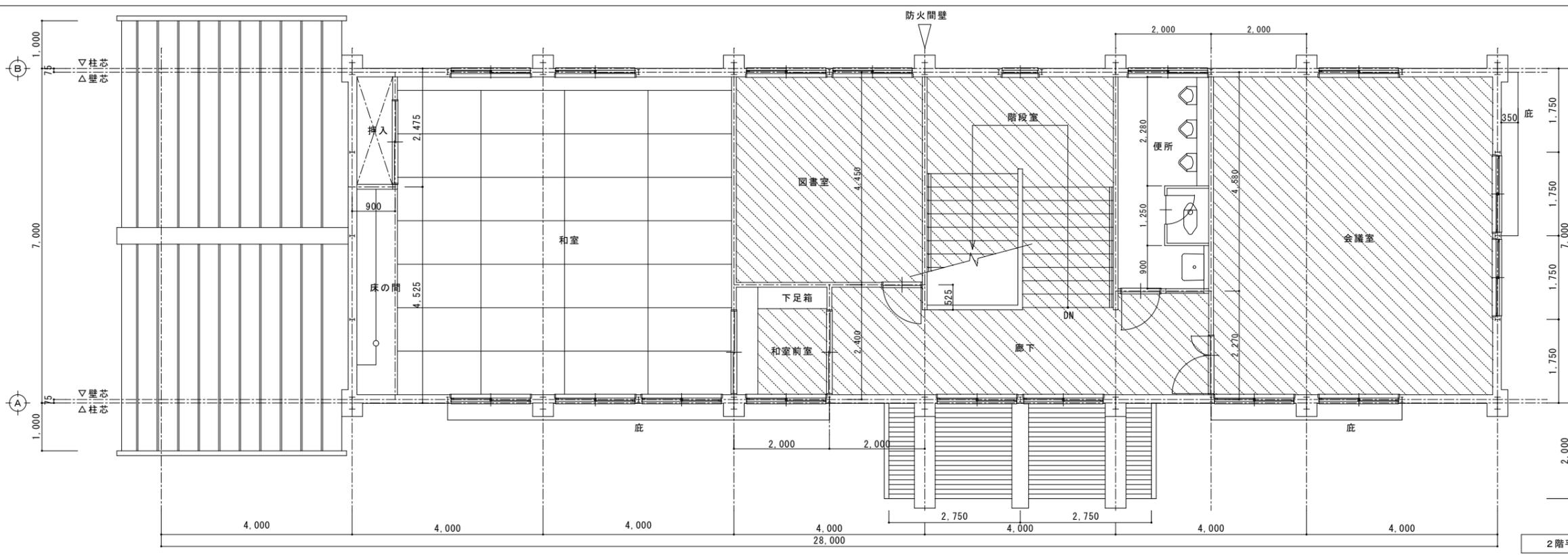
階	室名	床	天井	内装	天井	階高	天井高さ
1階	階段室	ビニルアスベストタイル (アス)	木製 SOP	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2600~ 2850
	和室	備前産竹藪地盤	木製 SOP	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2950
2階	図書室	ビニルアスベストタイル (アス)	木製 SOP	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2550
	会議室	ビニルアスベストタイル (アス)	木製 SOP	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2950
階下	廊下	ビニルアスベストタイル (アス)	木製 SOP	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	石膏ボードt9.5 + 岩綿吸音板t9.5	2550
	原付	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	コンクリート	2650

6. 附属設備	外部	植込石	2階下全周 (コンクリート敷)
		塗装工事	木部部 見掛け木部を塗り部以外は OP 2階塗り 鉄部 阿波塗を OP 2階塗り 防錆処理 阿波塗を OP 2階塗り

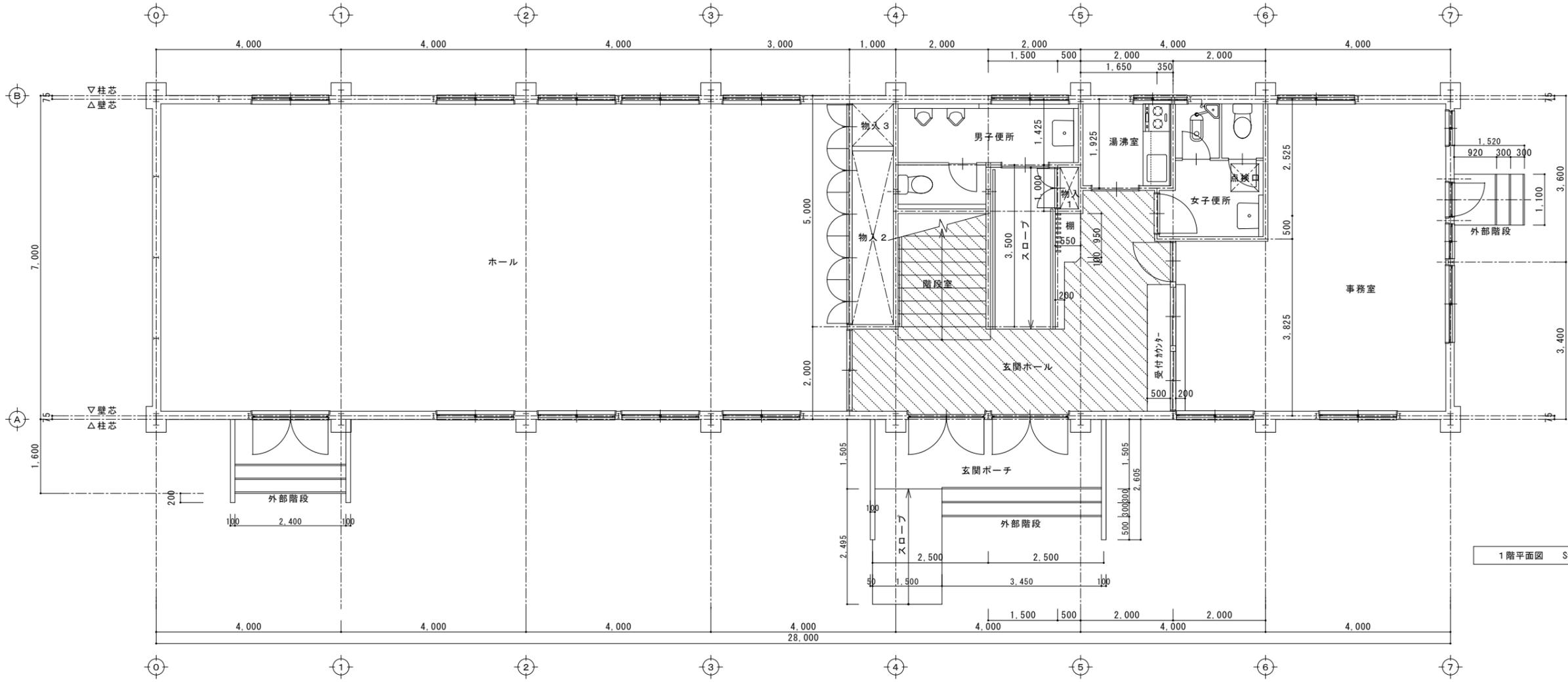
7.			
----	--	--	--

8. 附属設備	D給水設備	配管等	配管等 2階下全周 (コンクリート敷)
		D排水設備	排水設備 2階下全周 (コンクリート敷)

				設 備 工 事 仕 様 概 要	
	5. 衛生設備	器具 別記一覧表による。 浄化槽 浄化槽は長時間はた式、処理対象人員は100人、放流水BOD90PPM以下とす 指定メーカー 西原工業、ダイ、ベスト工業、又は同等品とす		1. 衛生器具類	洗面器 2 L-230D、止水栓1口、附取鏡一式、サイズ300×400、化粧箱SS、水栓付入。 大便器 3 C375V 取巻器、2階スリット、570附取鏡一式 小便器 5 U-2A 附取鏡一式、M7、F4、D2
	4. 電気設備	本工事は別紙設計図仕様書に基づき電力設備基準、電力会社内線規程に従って施行する。また本工事に要する電力の電力会社に対する申請書手続き並びに引込費も全て同一に執行し、これに要する費用は本工事に含めるとす。浄化槽用動力操作盤及配管配線系統は電気工事とす		2. 配管工事概事項	配管施工前他の設備管類との間隔を検討の上位置の決定を行う。 建物内配管は所定の釣金具、支持金地等を用い、スラスラ転位する場合は要所に支持金地を用い浮動を防ぐ。管接合部管内の掃除をして、鉄くずその他を除去すること。
	5. ガス設備	使用ガスはプロパンガスを使用するもので別紙設計図に基づいて施工する。 ポンプ 置場 別紙設計図による。 ガス配管 別紙設計図により行い、公民館用、管理用、系統配管として別紙にガスラン（公民館用2ヶ所、管理用2ヶ所、1ヶ所、1ヶ所）を取付ける。 ポンプ ポンプは別記とす。		3. 水圧試験	施工完了後最終管末に至るまで満水して、1時間以上加圧して試験を行う。
	6. 電話配管	別紙設計図指示により電話用配管（四鉄線入）を行う。電気工事も含むものとする		4. 防露工事	埋設給水管 地中深さ40cm以上埋設のこと。 屋内 防露管の上ビニールシートを巻く。給排水管のP.F.工 屋内排水管 同 工 但しV.P.は除く。
その他事項	工事仕様書 コンクリート強度	本工事は建築学会標準仕様書に準ずる 270 kg/cm <sup>2</sup> とす。 経管コンクリート 120 kg/cm <sup>2</sup>		5. 土中埋設管	土管、ヒューム管類 持ち手はモルタル模範とし、勾配は現場測量と協議の上決定する。
				6. 排水枘	雑排水枘は既製品（埼玉県規格品）を使用す。 汚水枘（埼玉県規格品）蓋は防臭型マンホール枘付、排水は耐臭型マンホール伊藤鉄工又は同等品
				7. 器具のメーカー指定	衛生器具 東洋陶器、伊奈製陶、並級品とする。 洗面器 横東、瀬川、花房 取巻器 松下電工、東芝、日立、三菱



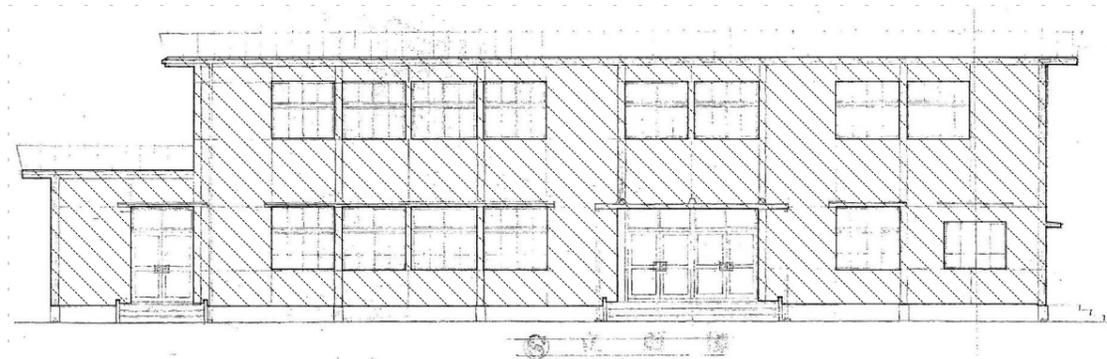
2階平面図 S=1:50



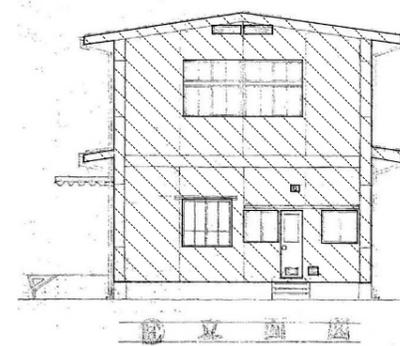
1階平面図 S=1:50

凡例  
アスベスト含有範囲を示す

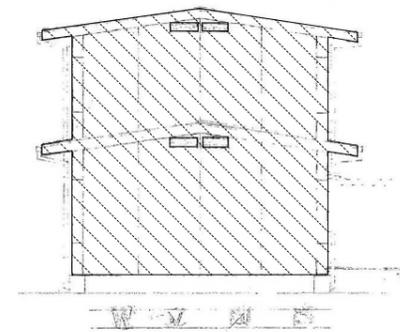
特 記	株式会社 サナクト	熊谷市建設部営繕課	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図 番 号	KA-07
	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第10060号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝		平面図	縮 尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)



北立面図



南立面図



西立面図

凡例  
 アスベスト含有範囲を示す

特記

株式会社 サナクト

一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第 10060 号  
 設計者 一級建築士 第 267371 号 菅野 孝

熊谷市建設部営繕課

件名

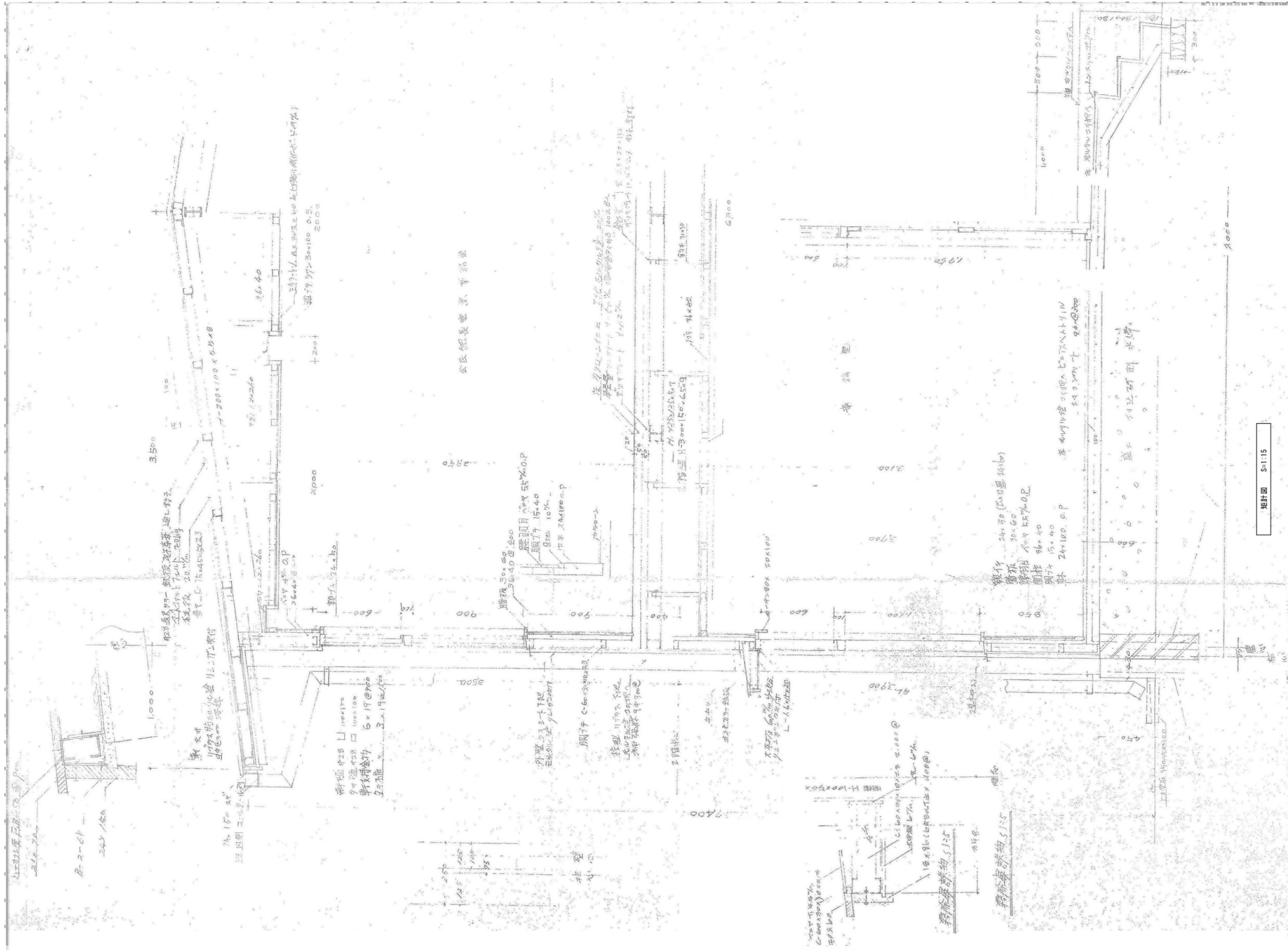
熊谷市大麻生公民館解体等工事

図面番号 KA-08

図面名

立面図

縮尺 1:100 (A1)  
 1:200 (A3)



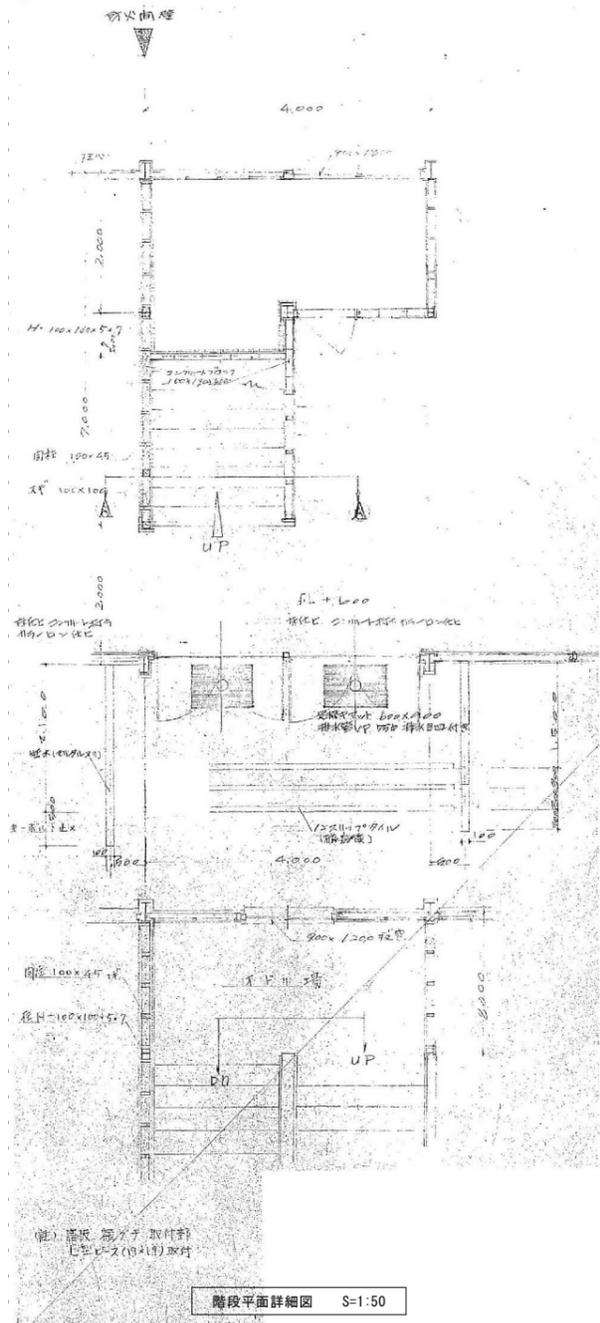
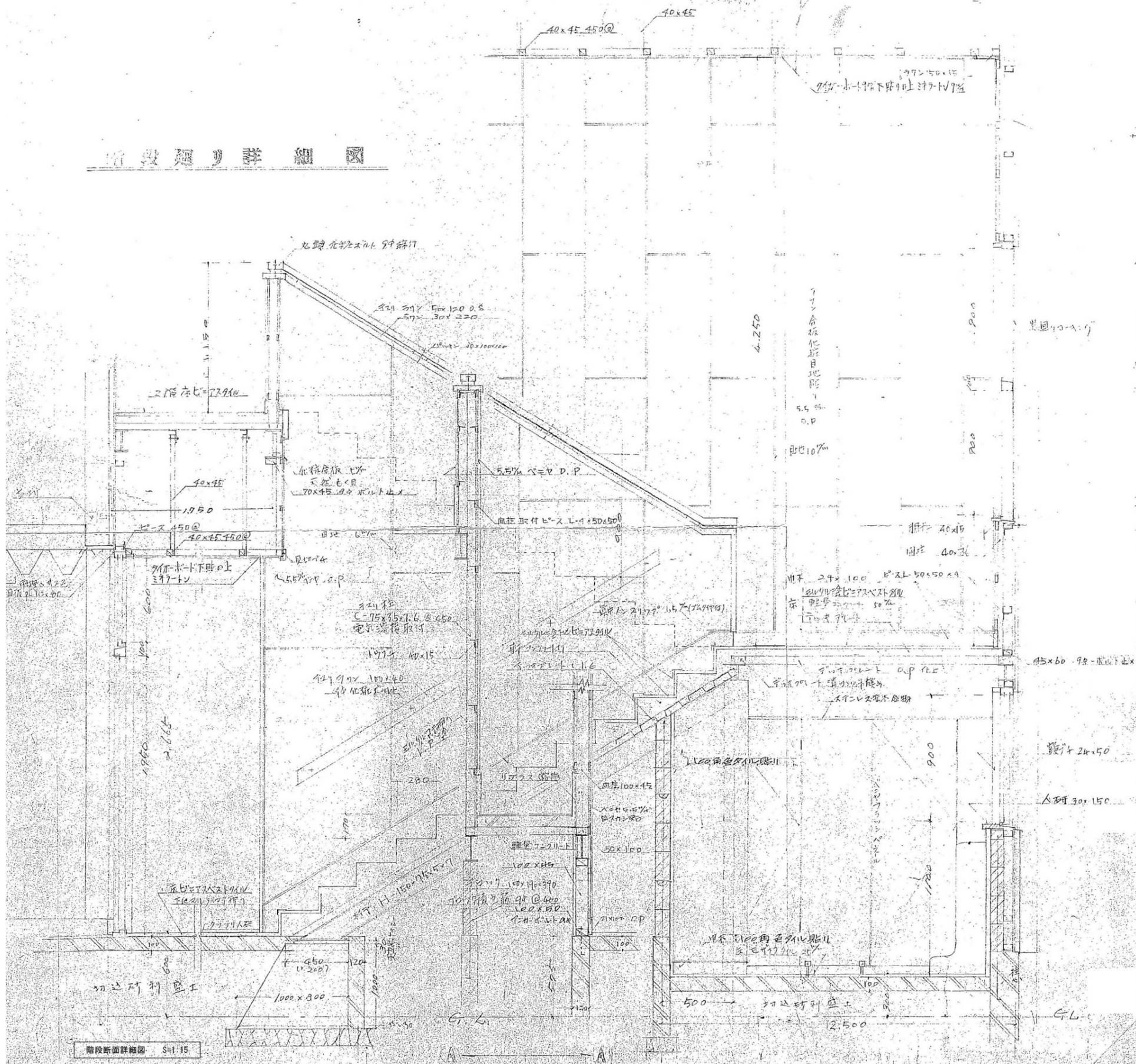
公共館長室、事務室

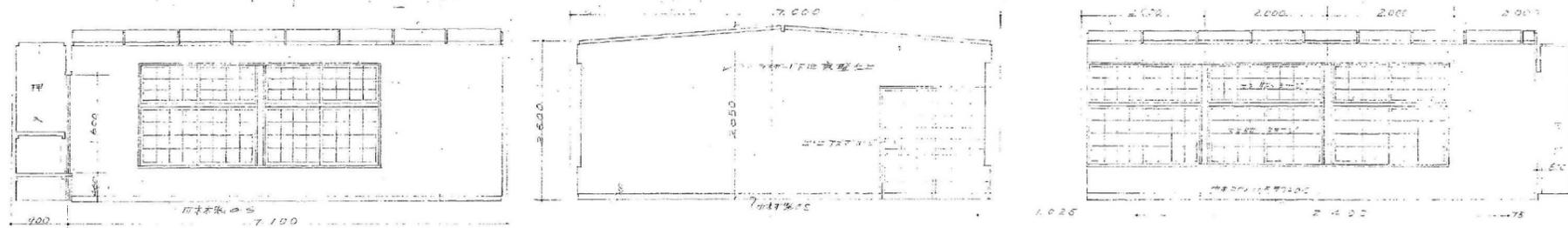
事務室

水鏡

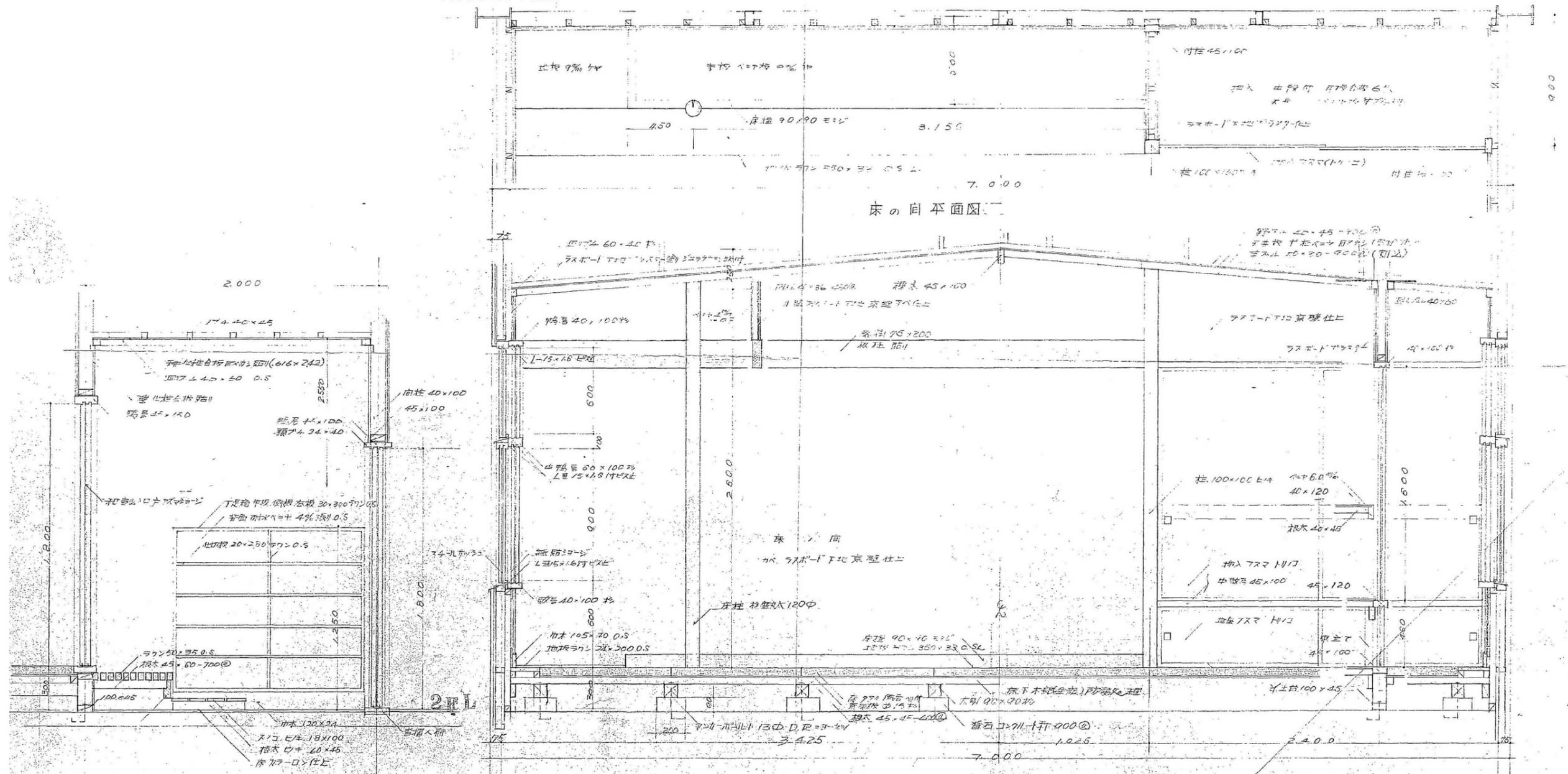
矩計図 S-1:15

記号 株式会社 サナクト 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第 10060 号 設計者 一級建築士 第 267371 号 菅野 孝	熊谷市建設部管轄課	熊谷市大森生公民館解体等工事	件名 図面名 図面番	KA-09 1:15 (A1) 1:30 (A3)
		矩計図	図面番	1:15 (A1) 1:30 (A3)





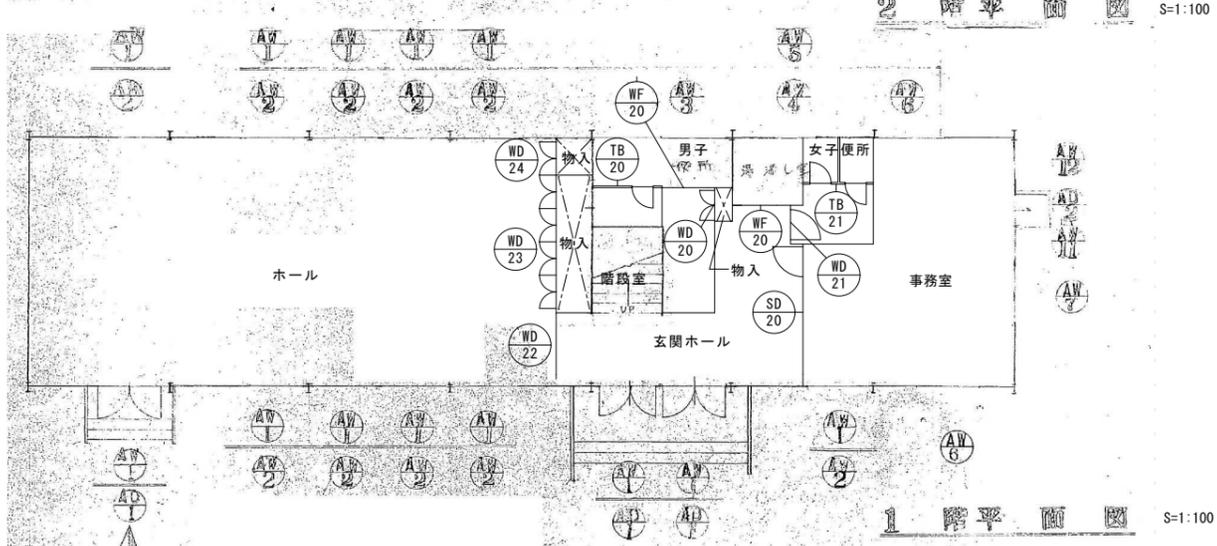
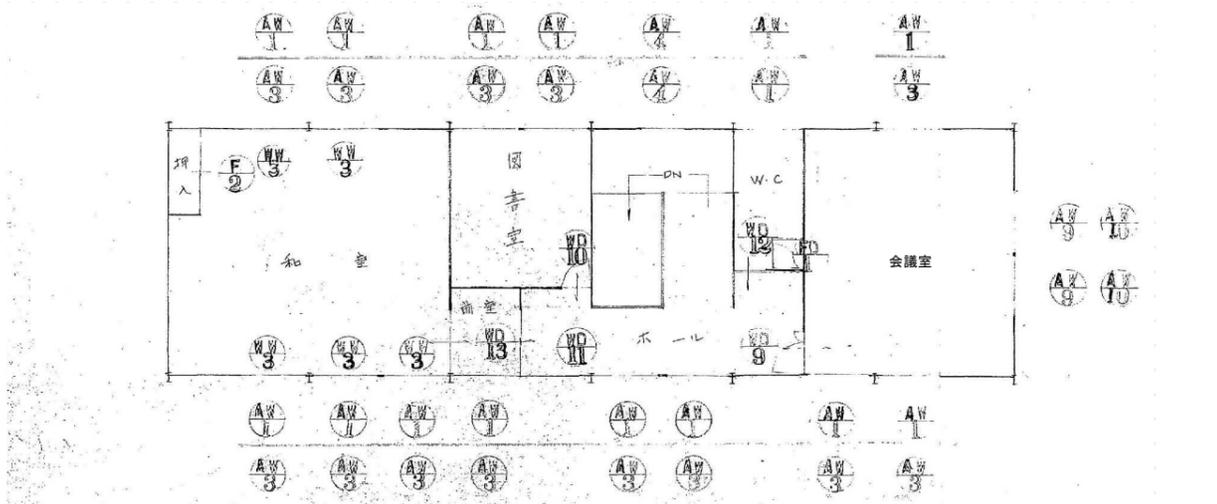
和室廻り展開図 S=1:50



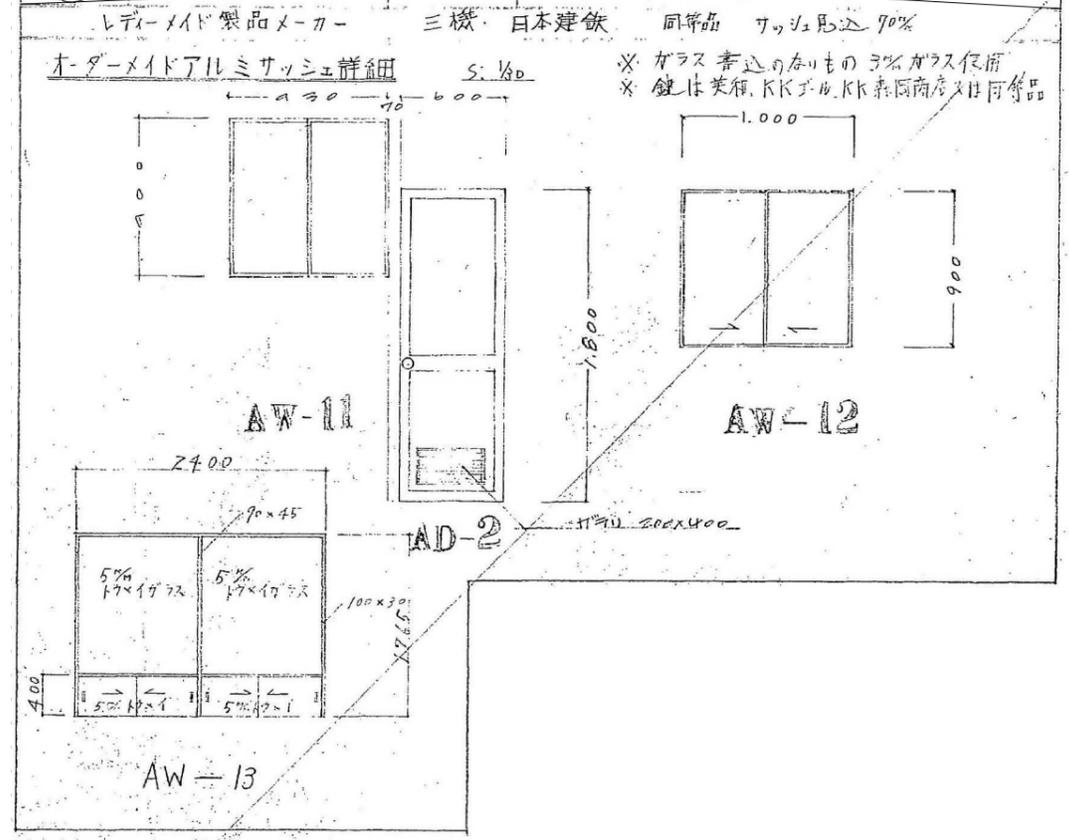
和室 前室(下足室)詳細 S=1:15

2F 和室断面詳細 S=1:15





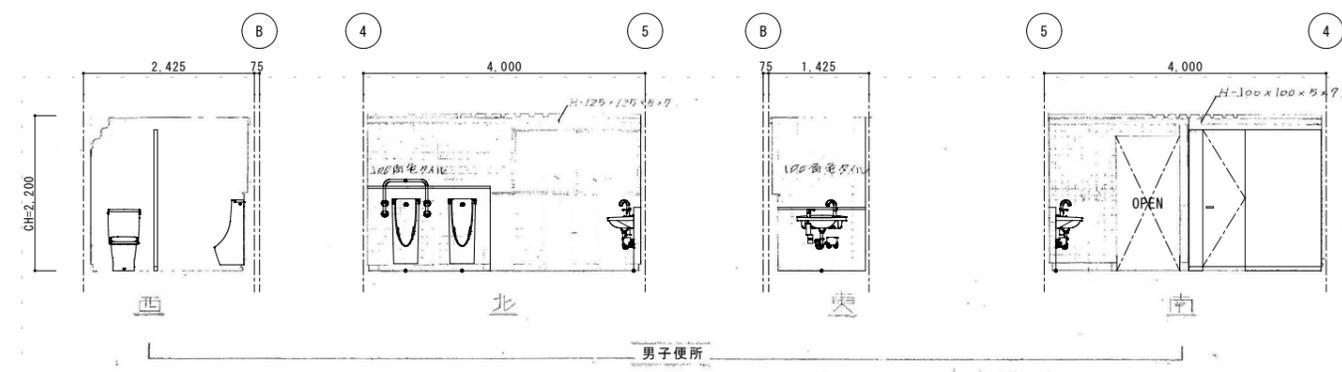
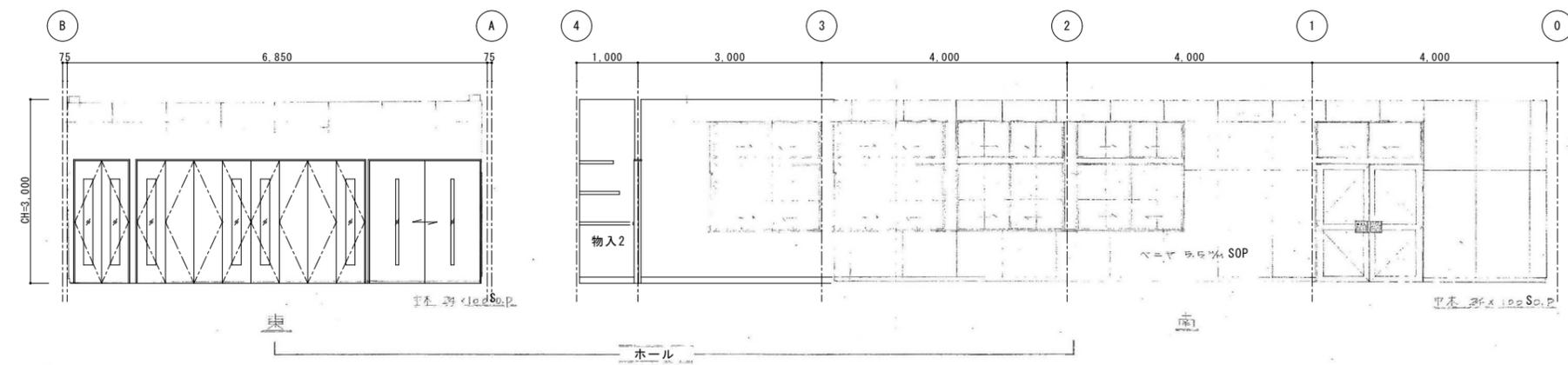
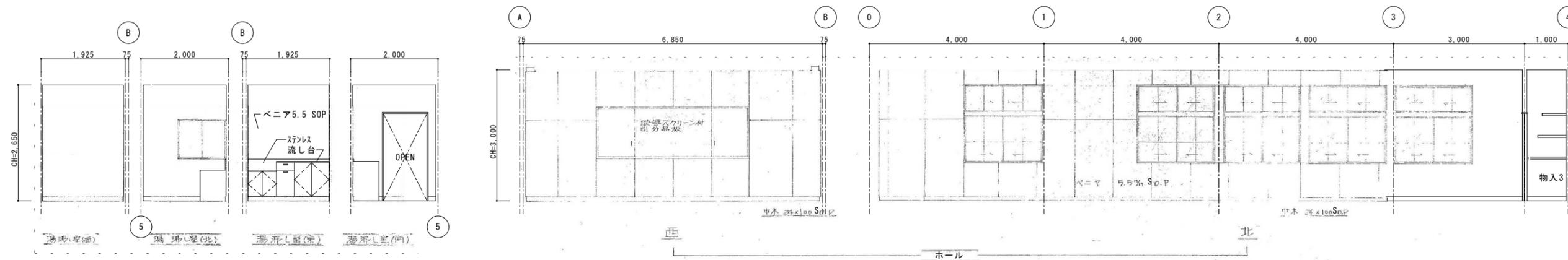
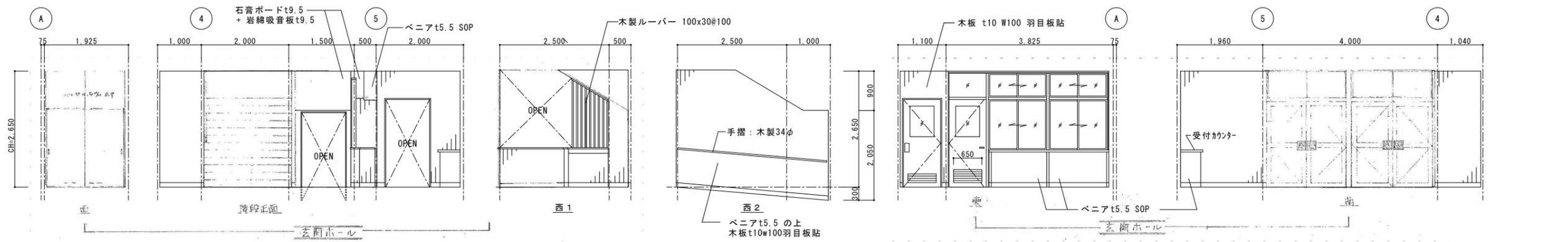
符号	H x W	数量	取付箇所	備考
AD-1	1950 x 1800 1/2	3	ホール 出入口玄関	オーダーメイド ローレル・埋板 上落し金物・シロダン床錠
AD-2	1800 x 600 1/2	1	事務室 出入口	オーダーメイド ローレル・埋板 上落し金物・シロダン床錠
AW-1	600 x 1800 1/2	27	図書室 会議室 和室 会議室 玄関 事務室 ホール 2階便所	オーダーメイド ローレル・埋板 上落し金物・シロダン床錠
AW-2	1100 x 1800 1/2	10	ホール・事務室	
AW-3	700 x 1800 1/2	14	1階 男子便所、2階 ホール、会議室、和室	
AW-4	900 x 1700 1/2	3	湯沸し室・階段室	
AW-5	600 x 1200 1/2	1	湯沸し室	
AW-6	1300 x 1800 1/2	2	事務室	
AW-7	1300 x 1400 1/2	1	事務室	
AW-9	600 x 1600 1/2	2	会議室	オーダーメイド
AW-10	900 x 1600 1/2	2	会議室	
AW-11	900 x 930 1/2	1	事務室	オーダーメイド
AW-12	900 x 1000 1/2	1	事務室	オーダーメイド
AW-13	1765 x 2740	1	事務室(後付窓)	オーダーメイド

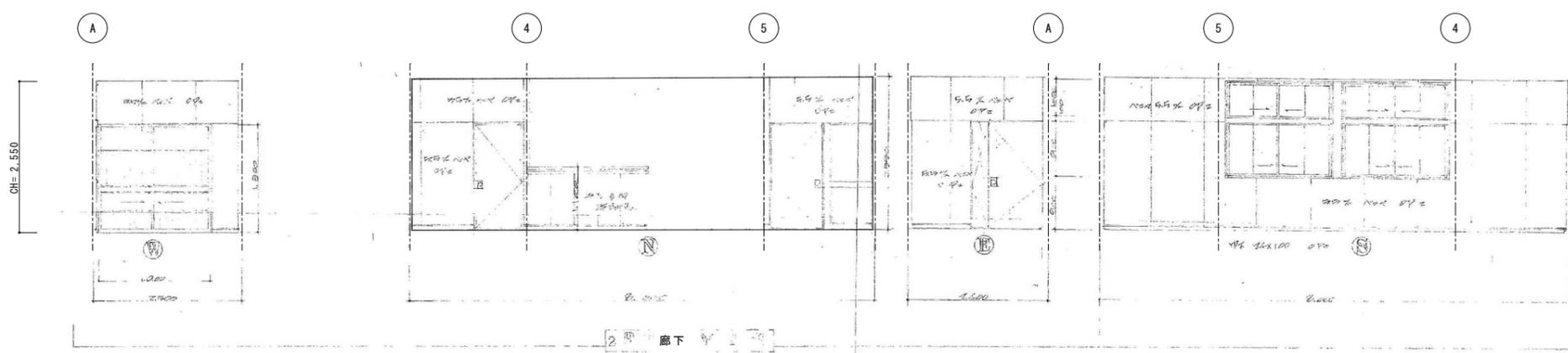
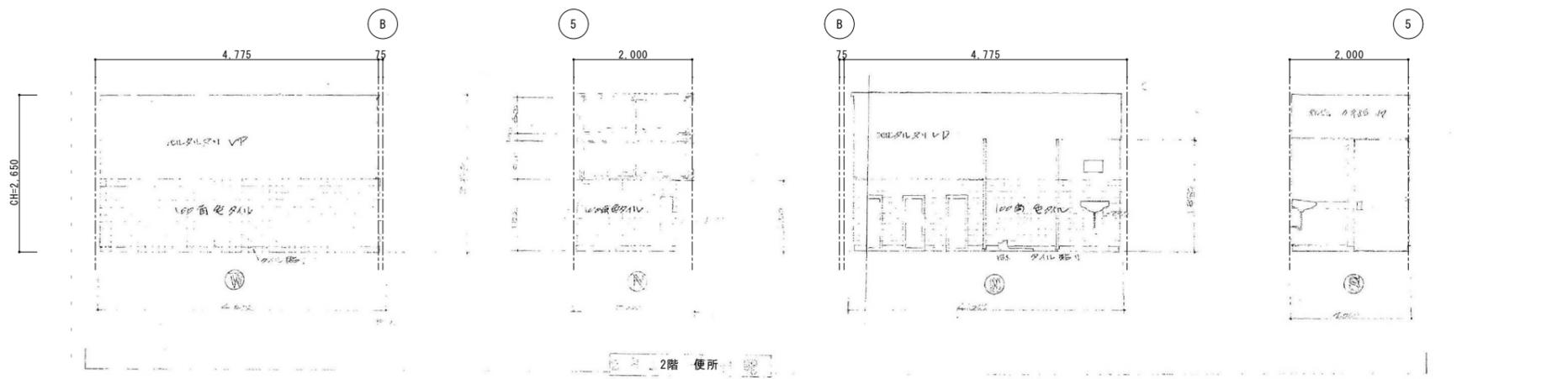
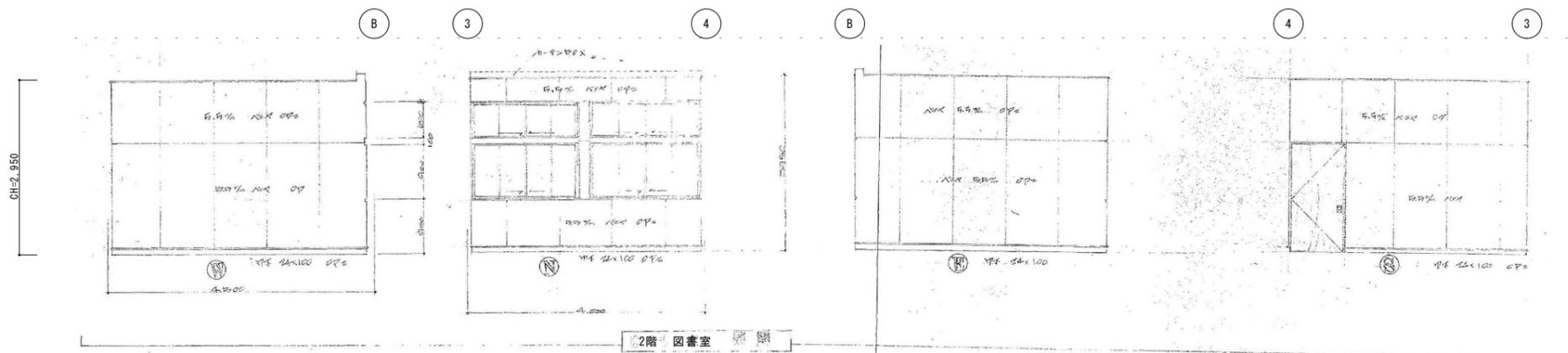
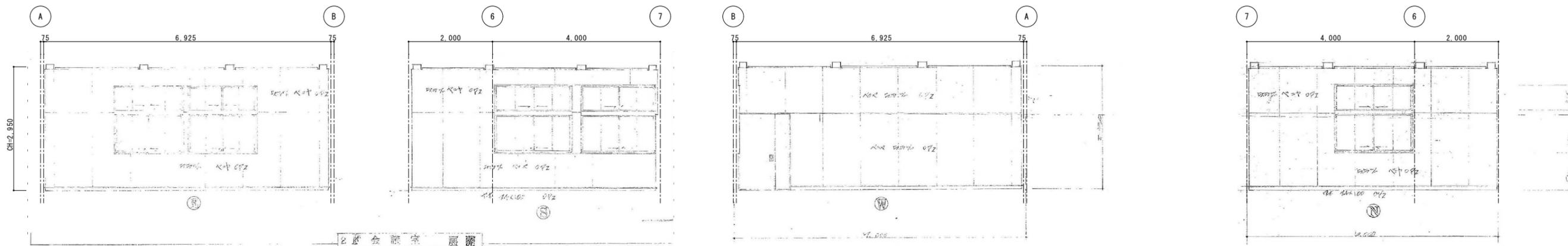


符号	WD 1	WD 2	WD 3	WD 4	WD 5	WD 6	WD 7
箇所数	会議室の出入口 2	モイキ出入口 1	事務室出入口 1	普通室出入口 1	階段出入口 1	普通室 1	台所 1
形状							
型式	両面ベニアフラッシュ戸	両面ベニアフラッシュ戸 (引違)	両面ベニアフラッシュ戸	両面ベニアフラッシュ戸	両面ベニアフラッシュ戸	アスマ戸	両面アスマ戸・両面ベニアフラッシュ戸
ガラス	引手(右)・レール・引き中折付金物	引手(右)・レール・引手 錠付錠金物	モイキ用 17.5mm 真鍮丁番 127%	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	アスマ戸	引手(右)・レール 引手
金物	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	新鳥の子	引手(右)・レール 引手
材質・見込	36%	36%	36%	36%	36%	36%	36%
符号	WD 8	WD 9	WD 10	WD 11	WD 12	WD 13	WD 14
箇所数	浴室出入口 1	会議室 出入口 1	図書室 出入口 1	和室前室 出入口 1	2階便所出入口 1	2階和室出入口 1	
形状							
型式	両面ベニアフラッシュ戸	両面ベニアフラッシュ戸(両面)	両面ベニアフラッシュ戸	ガラス格子戸	両面ベニアフラッシュ戸	アスマ戸	両面アスマ戸
ガラス	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手
金物	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手
材質・見込	36%	36%	36%	36%	36%	36%	36%
符号	WF 2	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5	F 6
箇所数	浴室 1	浴室 1	2階和室 1	2階便所 1	普通室 P.D.用 1	階段下収納 1	箇所数 和室 1
形状							
型式	ハコゴロ窓	アスマ戸 (引違)	アスマ戸	両面ベニアフラッシュ戸	アスマ戸	引違ベニアフラッシュ戸	引手(右)・レール 引手
ガラス	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手	引手(右)・レール 引手
金物	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア	4% シナベニア
材質・見込	36%	36%	36%	36%	36%	36%	36%

符号	SD 20
箇所数	事務室 1
寸法形状	
形式	スチール製 片開き戸 引違い窓 FIX窓
ガラス	トーマイ 3mm
金物	付属金物一式
材質・見込	70

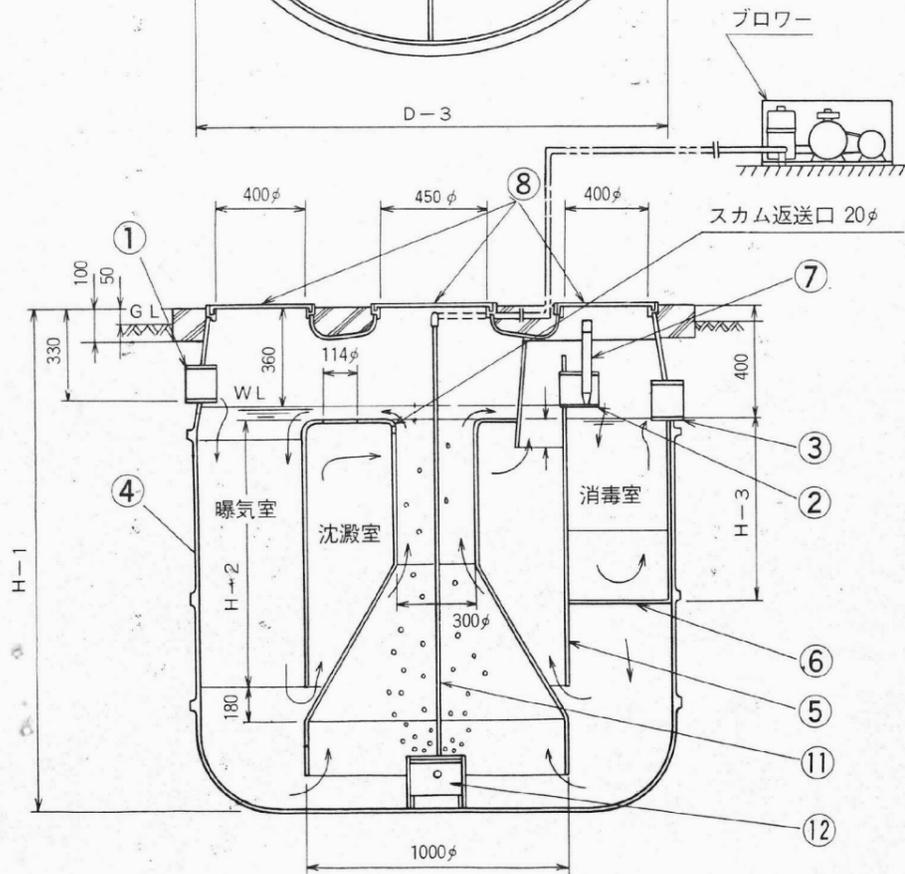
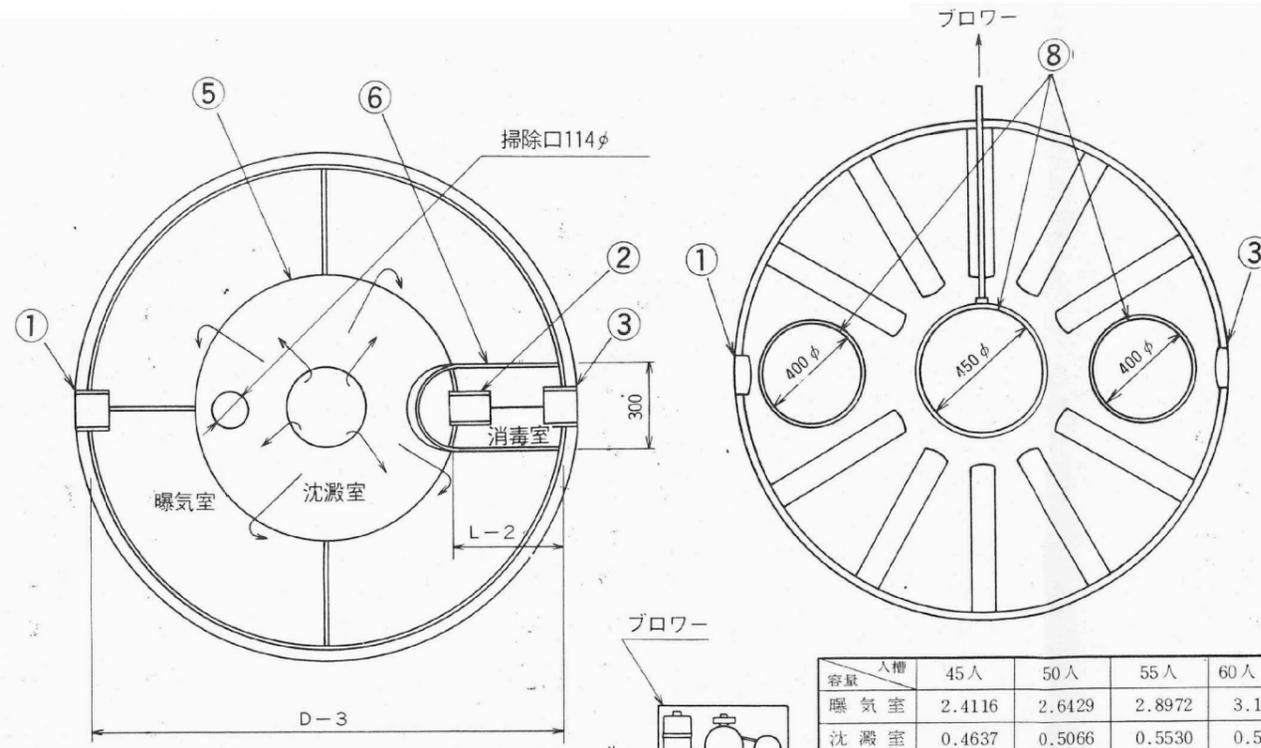
符号	TB 20	TB 21	WF 20	WD 20	WD 21	WD 22	WD 23	WD 24
箇所数	男子便所 1	女子便所 1	湯沸し室 2	物入 1	女子便所 1	ホール 1	ホール 1	ホール 1
寸法形状								
形式	トイレブース	トイレブース	木製三方枠	両面ベニアフラッシュ戸 (両開き)	両面ベニアフラッシュ戸 (片開き)	両面ベニアフラッシュ戸 (両引き)	両面ベニアフラッシュ戸 (折れ戸、両引き)	両面ベニアフラッシュ戸 (両開き)
ガラス	-	-	-	-	型ガラス 4mm	型ガラス 4mm	型ガラス 4mm	型ガラス 4mm
金物	付属金物一式	付属金物一式	-	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
材質・見込	高圧メラミン化粧板 40	高圧メラミン化粧板 40	- 120	両面シナベニア 36	両面シナベニア 36	両面シナベニア 36	両面シナベニア 36	両面シナベニア 36





# ベスト浄化槽 マックス M型

品番	品名	数量	仕様
1	導入管	1	PVC VU125
2	移流管	1	45~70人 PVC VU100
		2	75~100人 PVC VU100
3	放流管	1	PVC VU125
4	本体外槽	1	FRP
5	沈澱室仕切壁	1	FRP
6	消毒室仕切壁	1	FRP
7	薬剤筒	1	45~70人 PVC 42φ
		2	75~100人 PVC 42φ
8	マンホール	3	鑄鉄黒色塗装
11	送気管	1	PVC VP13
12	散気筒	1	AS・ABS樹脂



容量	45人	50人	55人	60人	65人	70人	75人	80人	85人	90人	95人	100人
曝気室	2.4116	2.6429	2.8972	3.1519	3.4093	3.6624	3.9111	4.1744	4.4084	4.6718	4.9030	5.1691
沈澱室	0.4637	0.5066	0.5530	0.5990	0.6424	0.6888	0.7317	0.7782	0.8211	0.8675	0.9140	0.9569
消毒室	0.0503	0.0561	0.0608	0.0655	0.0701	0.0760	0.0808	0.0852	0.0911	0.0955	0.1006	0.1058
総容量	2.9256	3.2056	3.5110	3.8164	4.1218	4.4272	4.7236	5.0378	5.3206	5.6348	5.9176	6.2318
ブローワー	100W	100W	100W	100W	150W							
必要空気量	50ℓ	56ℓ	62ℓ	68ℓ	74ℓ	79ℓ	85ℓ	90ℓ	96ℓ	102ℓ	108ℓ	113ℓ
実空気量	70ℓ	70ℓ	70ℓ	70ℓ	125ℓ							

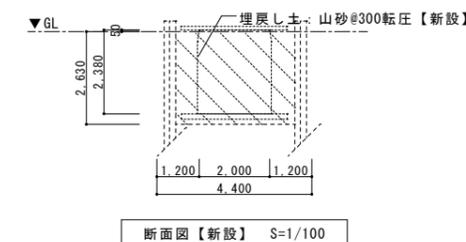
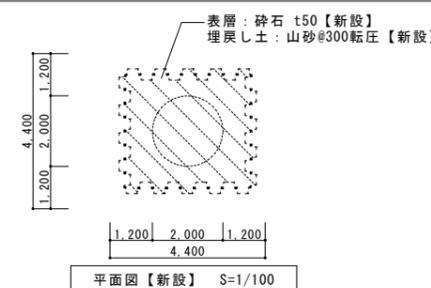
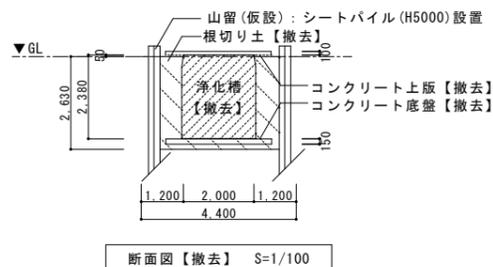
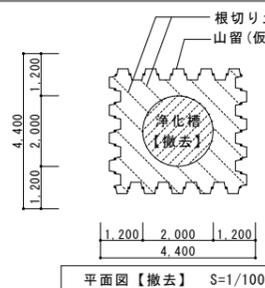
容量	45人	50人	55人	60人	65人	70人	75人	80人	85人	90人	95人	100人
H-1	1550	1660	1780	1900	2020	2140	1900	2000	2090	2190	2280	2380
H-2	820	880	945	1010	1070	1135	1195	1260	1320	1385	1450	1510
H-3	560	610	650	690	730	780	680	710	750	780	815	850
D-3	1800	1800	1800	1800	1800	1800	2000	2000	2000	2000	2000	2000
L-2	390	390	390	390	390	390	490	490	490	490	490	490

浄化槽詳細図 S=1:15

100人槽

浄化槽【撤去】・撤去後の舗装【新設】図

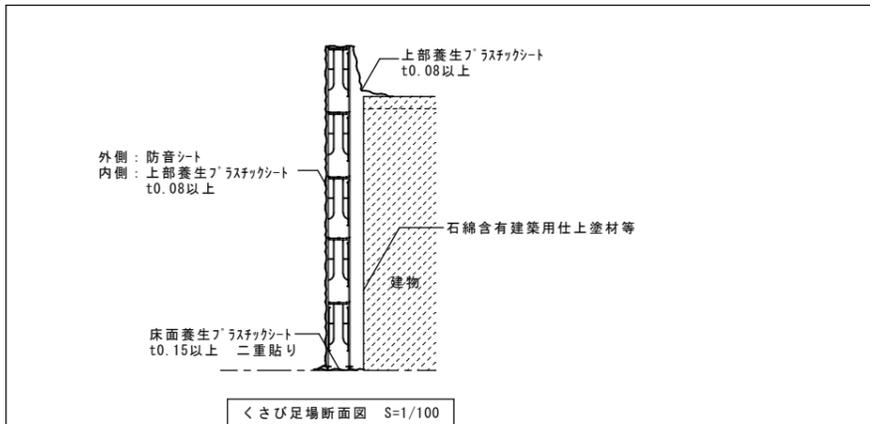
※山留(仮設)は参考図とし、監督職員、管理者と協議の上決定すること。



凡例

	キャストゲート W4.5m H2.0m
	仮囲い ガードフェンス H1800
	くさび足場 建柱600x1800 (防音シート養生)
	交通誘導員 1人 3ヶ月程度

※本仮設計画図は参考図とし、監督職員、管理者と協議の上決定すること。  
 ※隣地に利用中の建築物があるため、B型バリケード等にて工事区画を明確にし、  
 粉塵・騒音・振動の発生には特に注意を払うこと。  
 ※施工及び敷地の状況から敷鉄板が必要な場合は、適宜敷設を行うこと。  
 ※解体作業時には随時散水を行い、粉塵の抑制に努めること。  
 ※工事完了後は、現況レベルに合わせて埋戻しを行い、砕石（バージン材）敷とし、整地を行うこと。



【環境配慮改修工事】アスベスト含有建材除去

アスベスト含有建材：石綿含有建築用仕上塗材

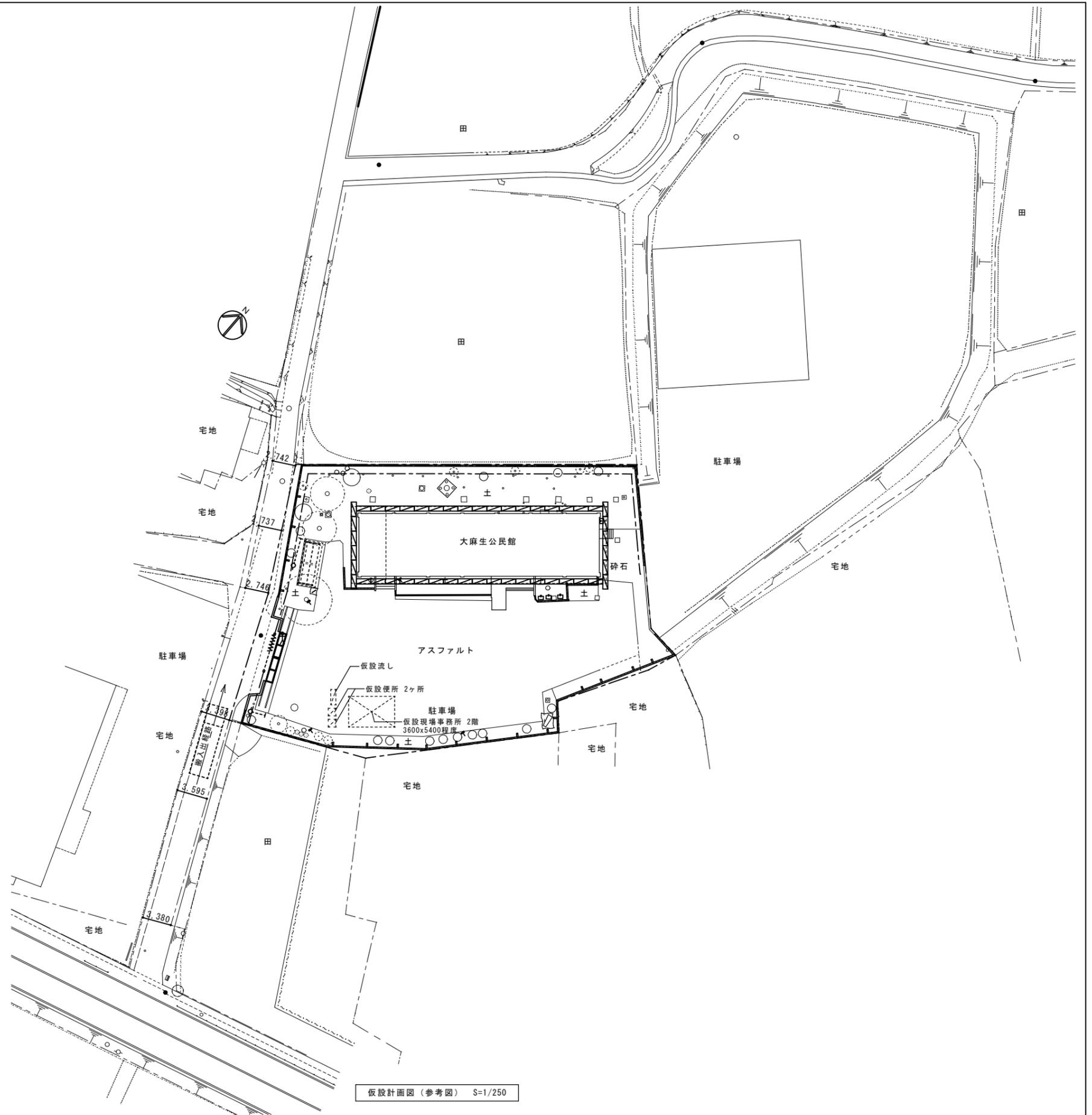
除去工法：(湿式)集塵装置付きディスクグラインダー工法・同時吸引式、又は、  
 集塵装置付きディスクグラインダーケレン工法とする。※1  
 ※石綿含有建築用仕上塗材の除去のため、隔離工法(負圧不要)にて実施。

除去範囲：外壁面、軒裏面、鼻隠し、破風

除去範囲：  
 ・飛散防止養生  
 上部養生：ポリシート t=0.08mm 一重張  
 床養生：ポリシート t=0.15mm 二重張  
 壁養生：防音シート(足場設置時に設置 外側)、ポリシート t=0.08mm 一重張(内側)  
 窓養生：ポリシート t=0.08mm 一重張(窓破損部)  
 足場上部生：ポリシート t=0.08mm 一重張  
 ・アスベストは二重の透明袋に入れ密封しエアシャワーにて洗浄し  
 作業場外へ一時保管とする。  
 ・一時保管は囲い(施設)を設け全体をシートで覆い保管場所の掲示板を設置する。  
 元請業者は特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し管理を行う。

必要な行政手続き等について  
 必要な届出・報告については、受注者の負担にて遅滞なく行うこと。

※1：アスベスト除去工法により、隔離養生不要とできる場合は、監督員に根拠となる資料を提示し協議・承諾の上、  
 別途養生方法を決定するものとする。(ただし、防音シート養生、最下部の床養生は必ず行うこと。)



特記

株式会社 サナクト  
 一級建築士事務所 埼玉県知事登録(4)第10060号  
 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝

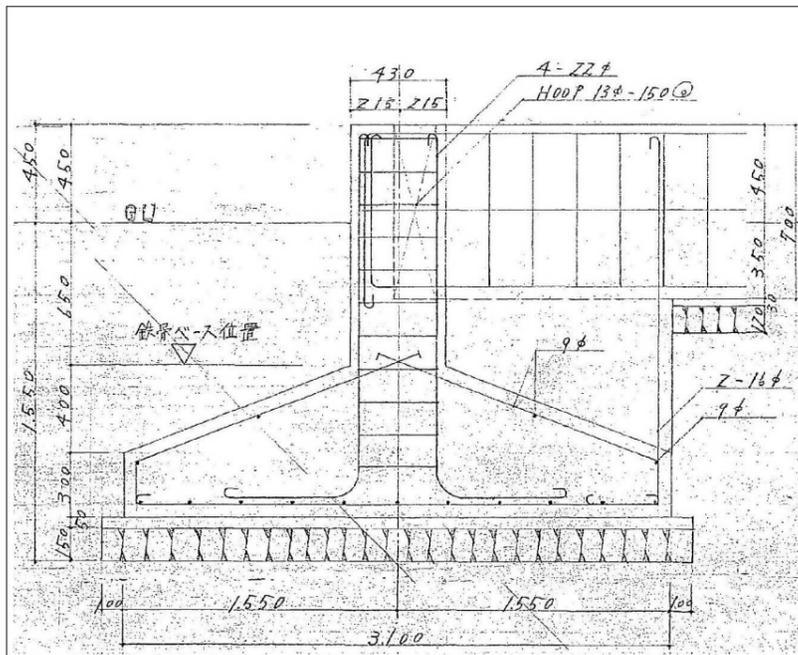
熊谷市建設部営繕課

熊谷市大森生公民館解体等工事

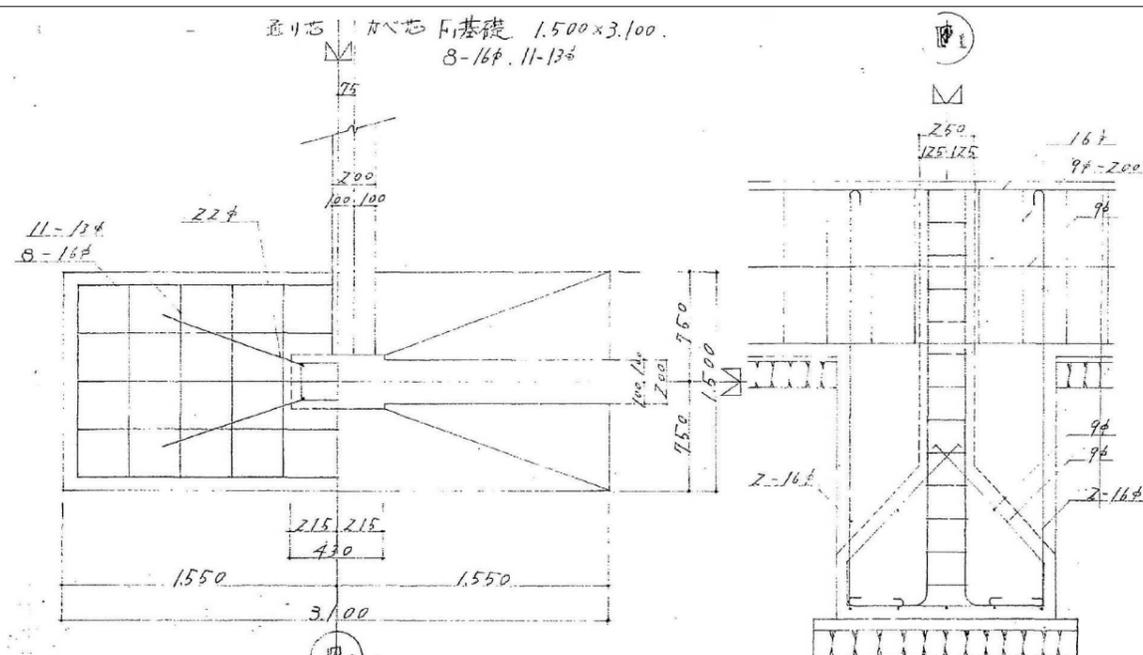
図面番号 KA-18

仮設計画図 (参考図)

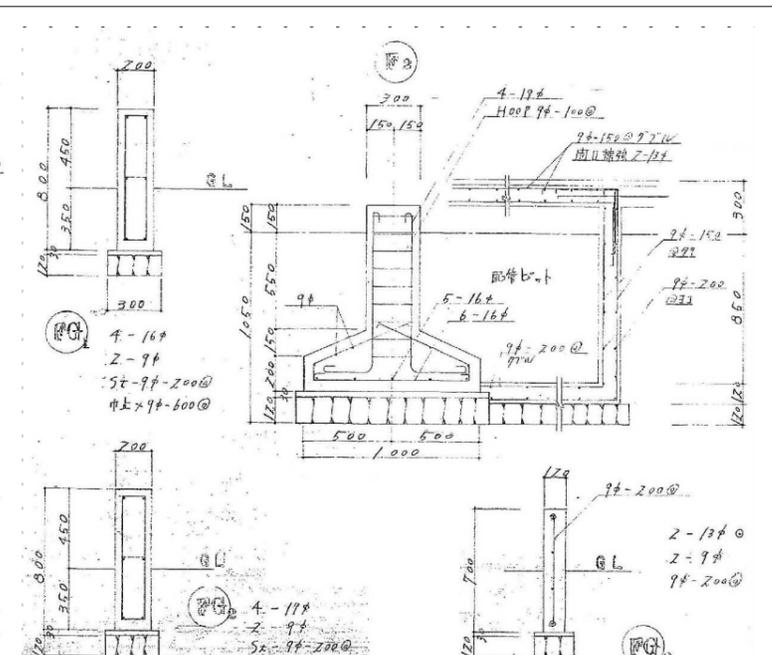
縮尺 1:250(A1)  
 1:400(A3)



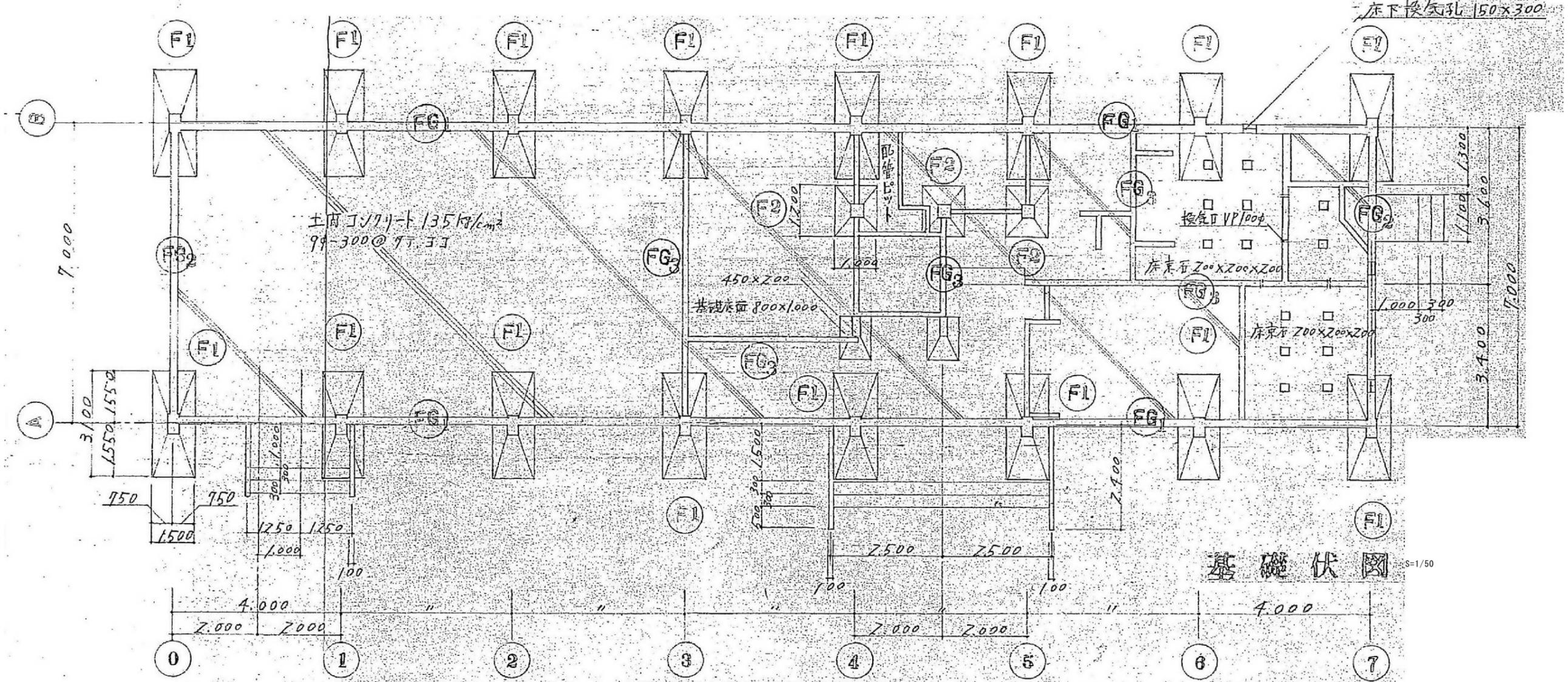
基礎詳細図 S=1/20



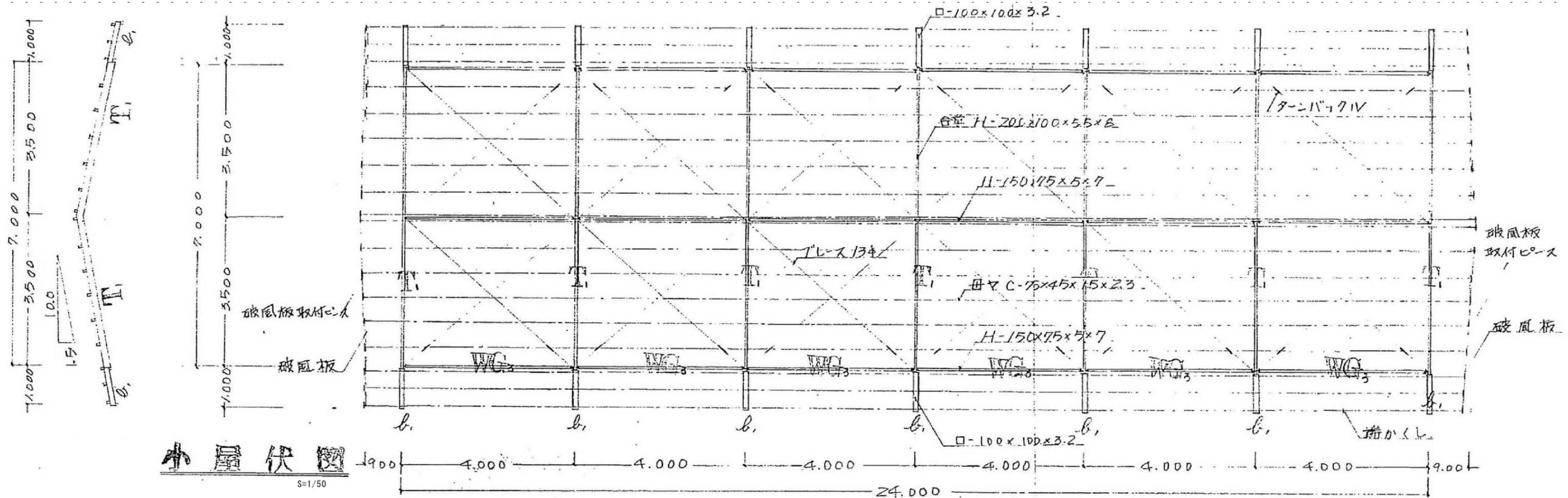
基礎詳細図 S=1/20



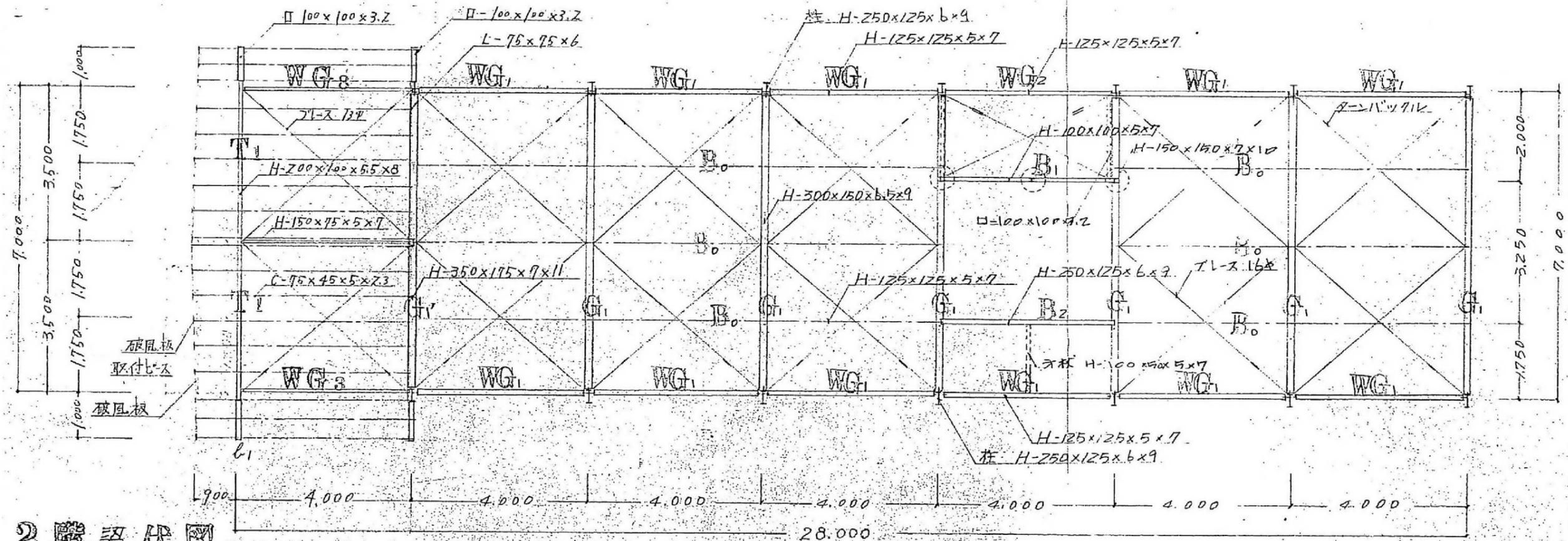
基礎詳細図 S=1/20



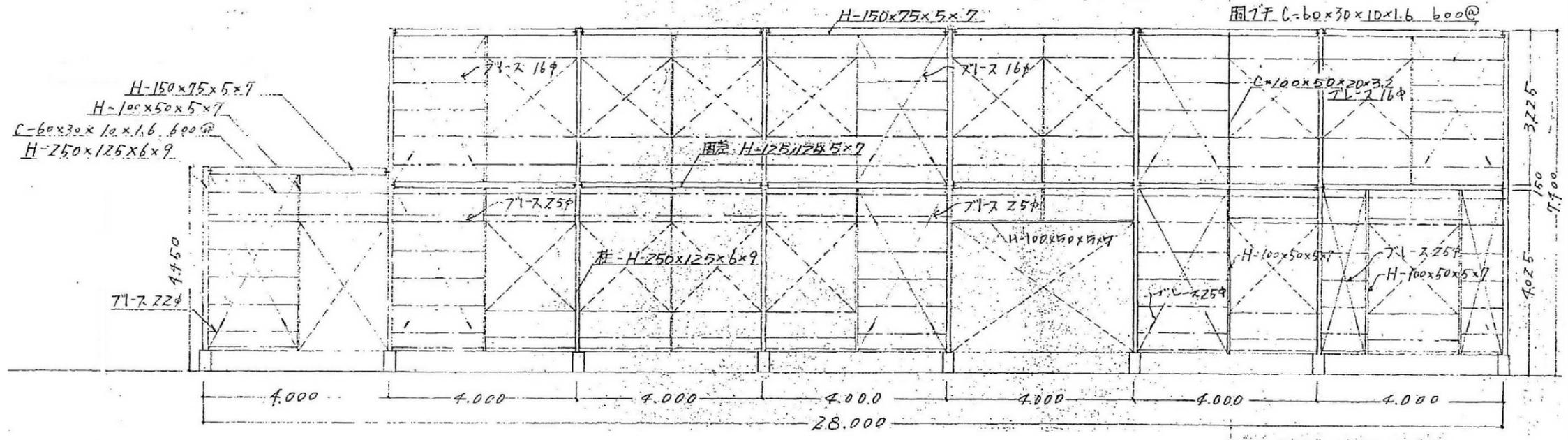
基礎伏図 S=1/50



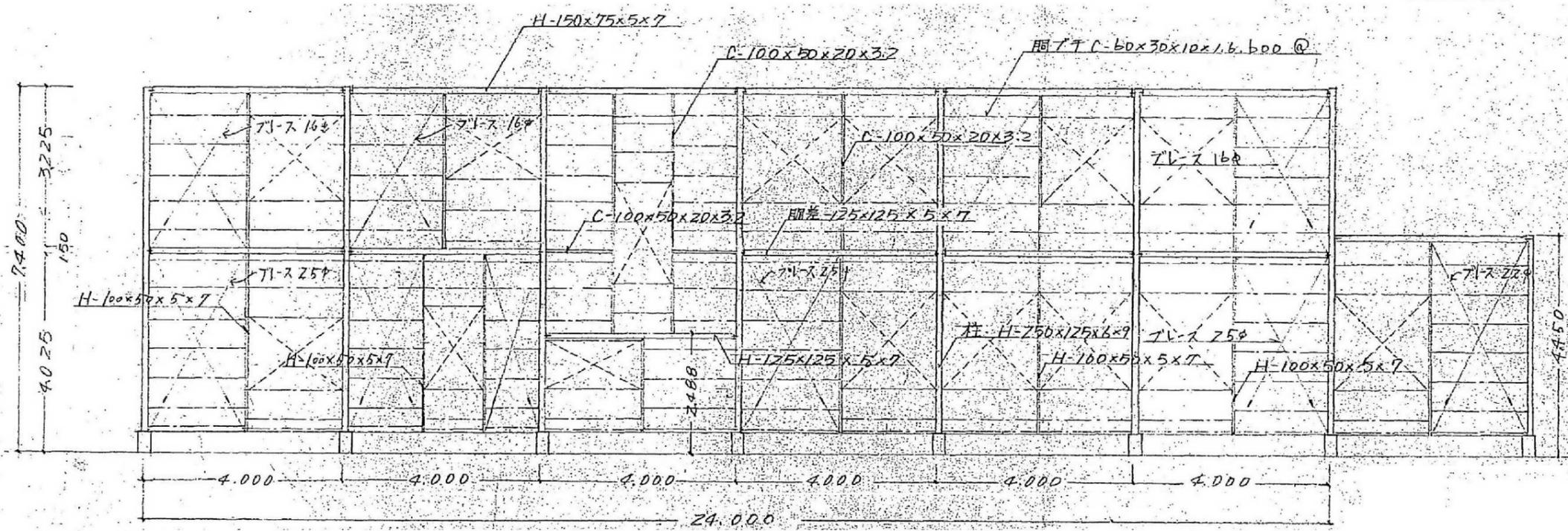
1階伏図 S=1/50



2階梁伏図 S=1/50



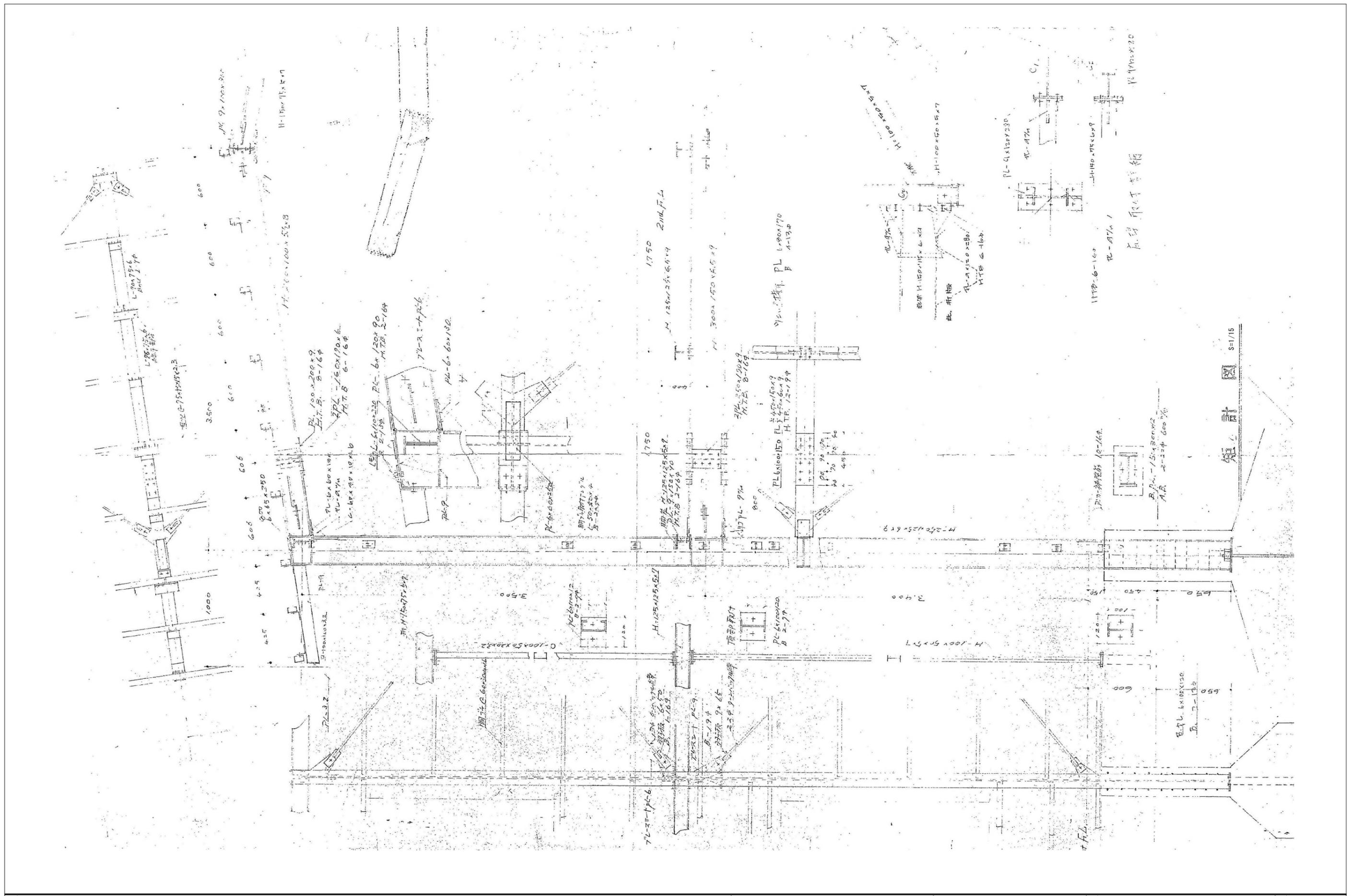
A-A 断面組図 S=1/50



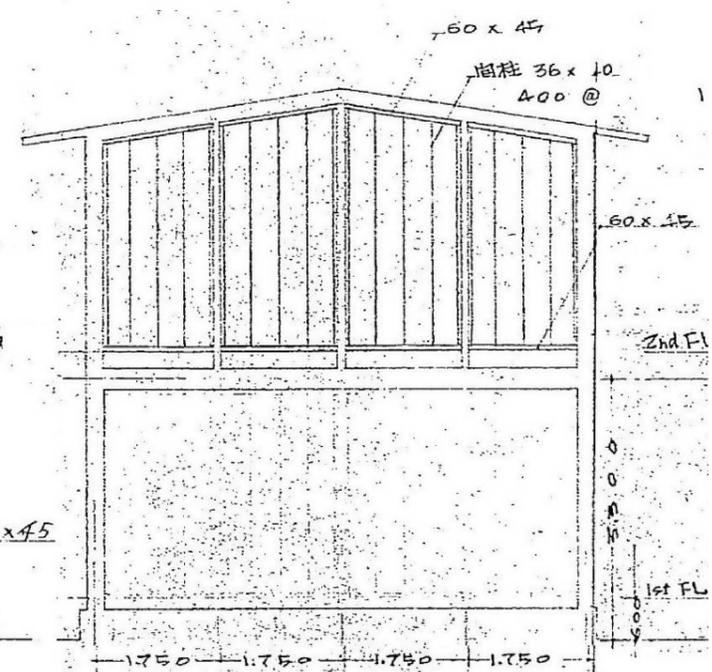
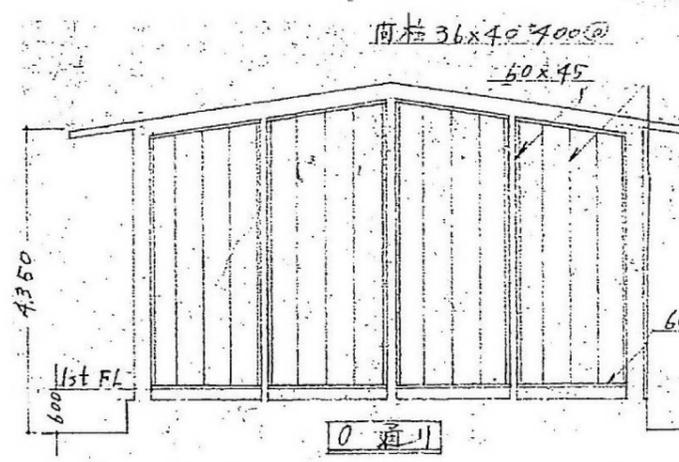
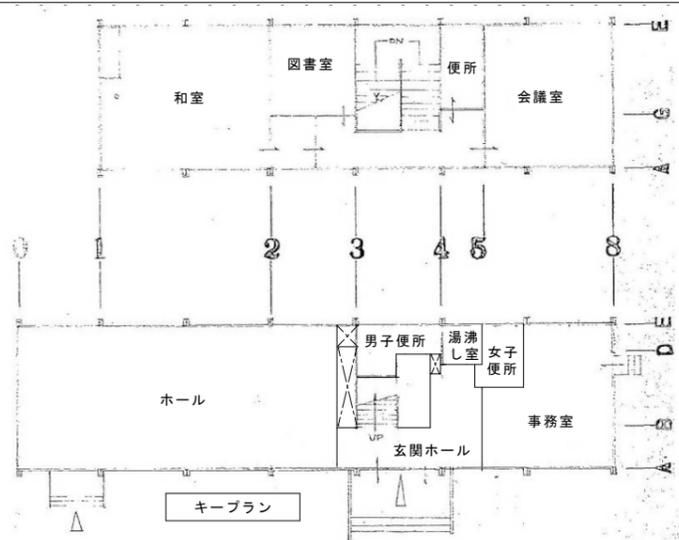
B-B 断面組図 S=1/50

特 記	株式会社 サナクト	熊谷市建設部営繕課	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図 名	KA-21
	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第10060号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝			鉄骨軸組図	1:50 (A1) 1:100 (A3)



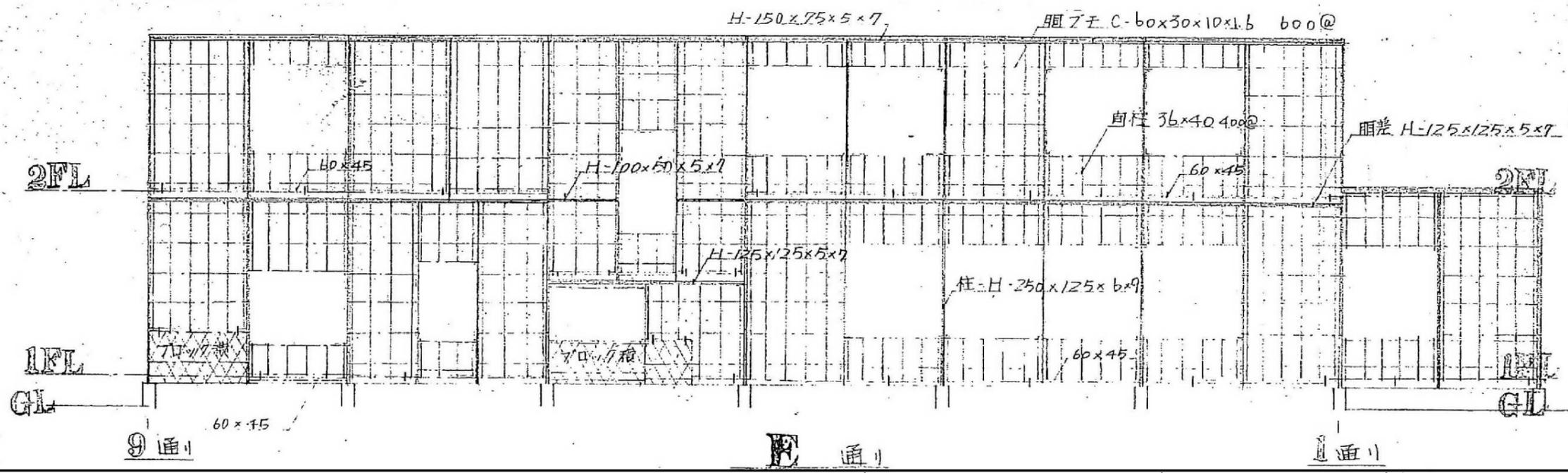
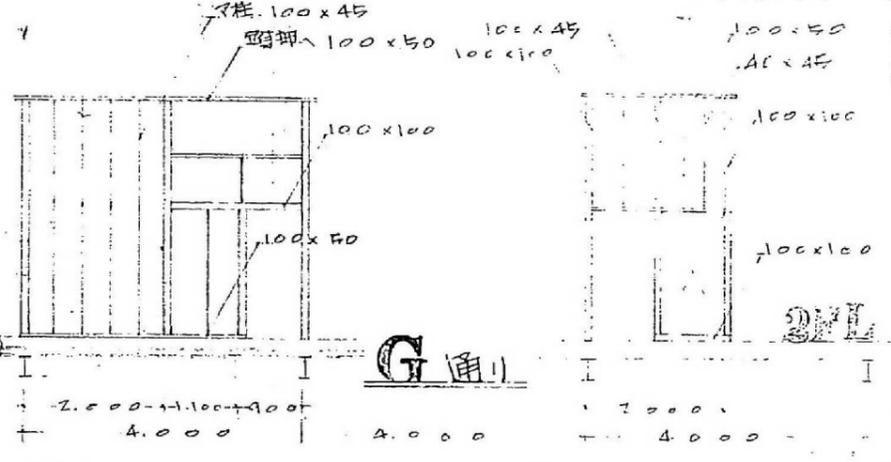
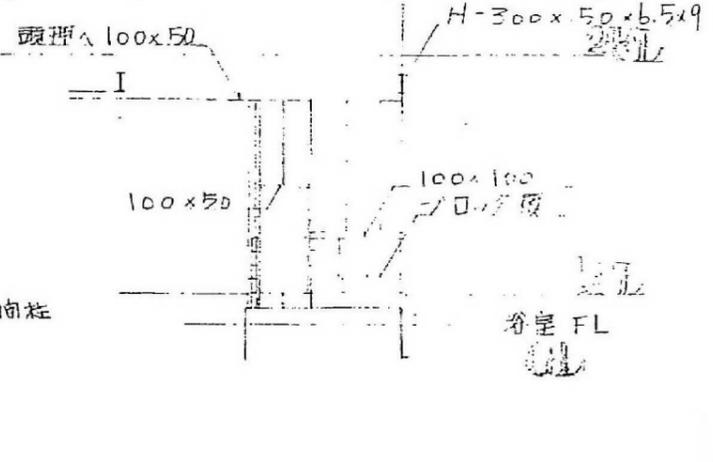
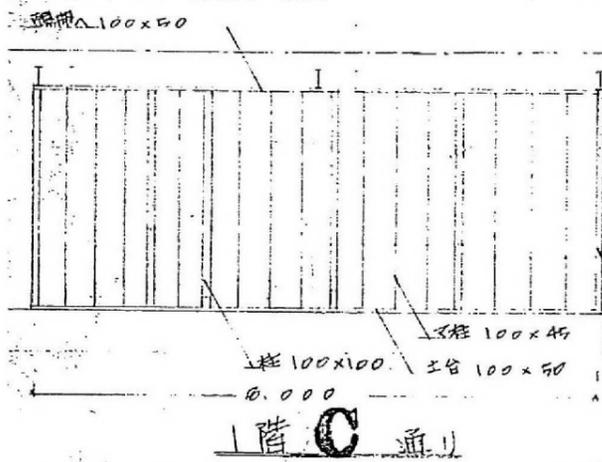
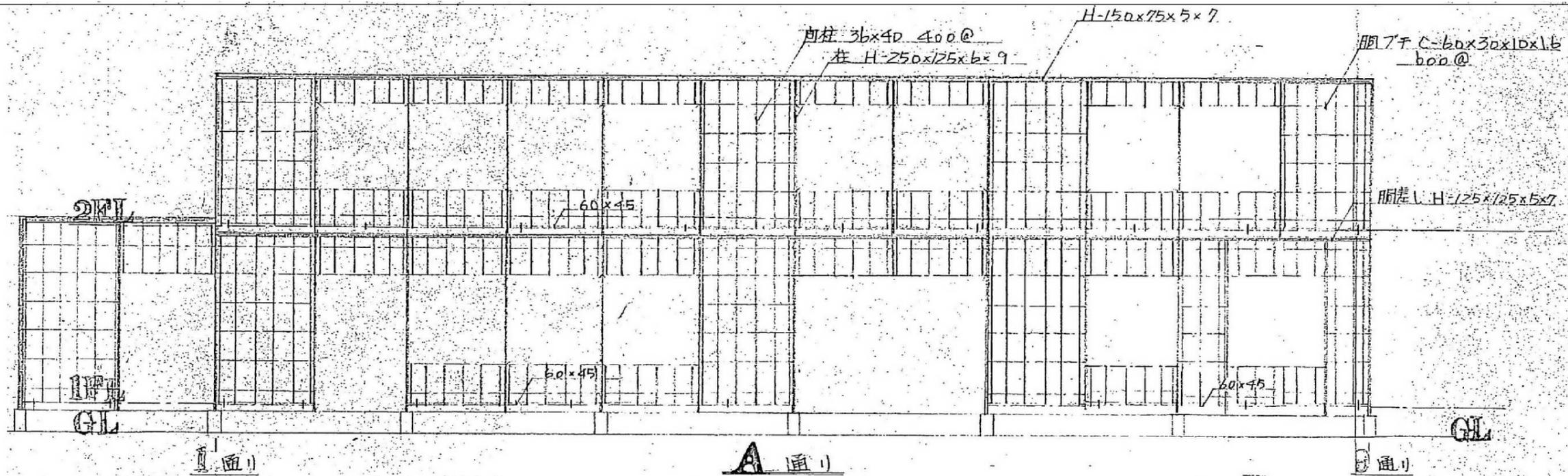


株式会社 サナクト 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第 10060 号 設計者 一級建築士 第 267371 号 菅野 孝	熊谷市建設部営繕課		熊谷市大麻生公民館解体等工事	KA-23
	図面番号 縮尺 備考	1:15 (A1) 1:30 (A3)	鉄骨矩計図	



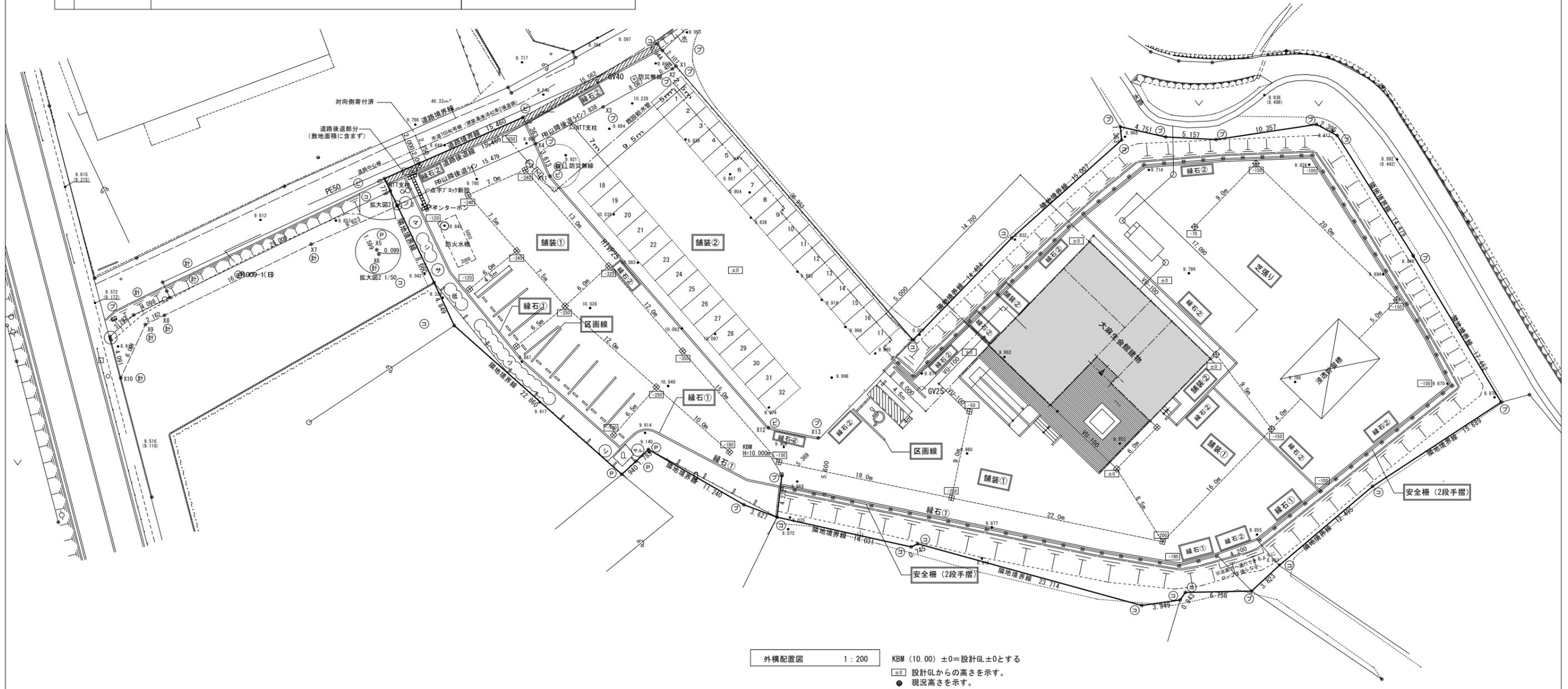
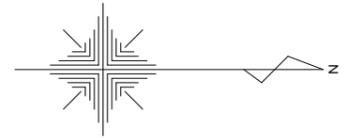
熊谷市大森公民館解体工事 2016.11.02

特 記	株式会社 サナクト 一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第 10060 号 設計者 一級建築士 第 267371 号 菅野 孝	熊谷市建設部営繕課	件名 熊谷市大森公民館解体等工事	図面 番号 K A - 2 4
			図面 名称 木造軸組図 1	縮 尺 1: 50 (A1) 1: 100 (A3)

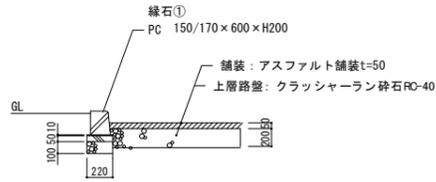


外構リスト

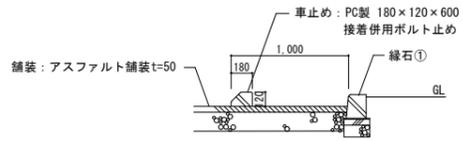
項目	構造・寸法	備考	
新設	舗装①	アスファルト舗装 t=50 (A5-20)	駐車区画内・車椅子(下地:青)・ビブゾーン・車止め
	舗装②	地均しの上、切込砕石 t=10	駐車区画外(トポ)
新設	縁石①	PC造 150/170×200×600	
	縁石②	PC造 地先境界ブロック	
	芝張り	植栽基盤整備の上、高麗芝目地張り	
	安全柵(2段手摺)	擬木ロープ柵 ポリエチレンロープ(白)φ12(2段)	既製品
		コンクリート基礎: 300×300 @1,500	
既存	流出抑制施設 (詳細図参照)	----- 浸透トレンチ: 有孔VU-200φ (109m+127m)	
		田: 浸透柵(500×500×H=1000) グレーチング蓋(細目 耐荷重 6t)	
		区: 浸透柵(500×500×H=1000) コンクリート蓋	
		浸透貯留槽 5.84m×8.06m×1.27m	



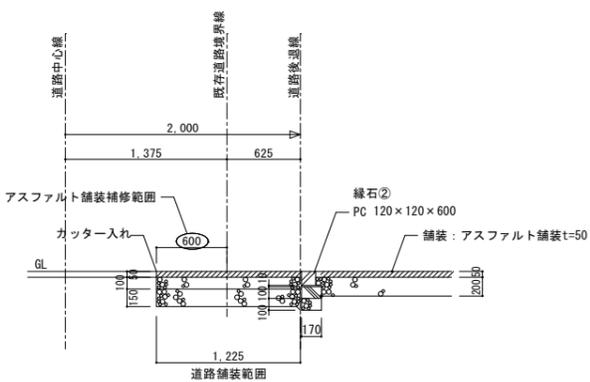
外構配置図 1:200  
 KBM (10.00) ±0=設計GL±0とする  
 □±0 設計GLからの高さを示す。  
 ● 現況高さを示す。



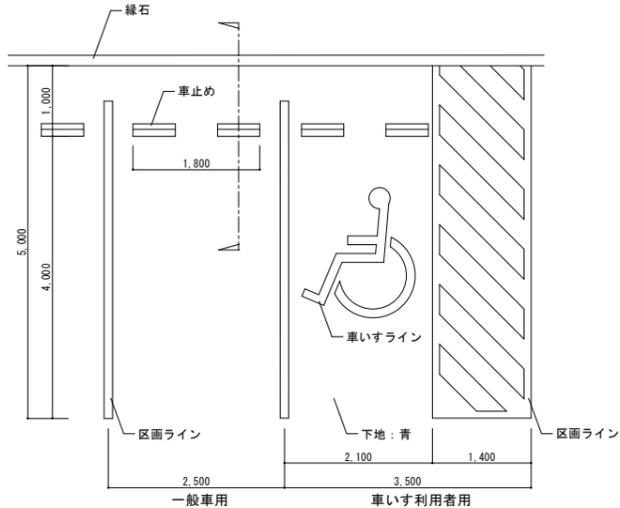
舗装, 縁石①断面詳細図 1:30



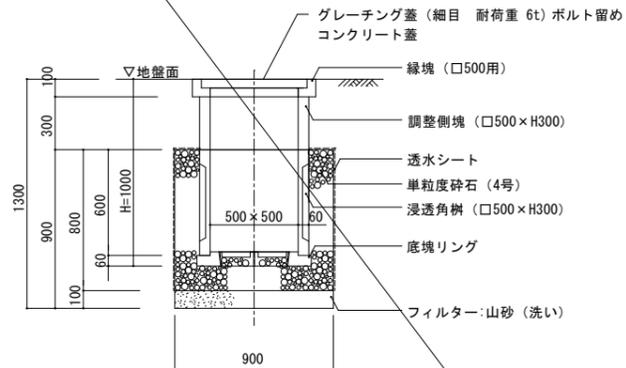
車止め廻り詳細図 1:30



舗装, 縁石②断面詳細図 1:30  
2項道路境界取り合い



駐車区画ライン詳細図 1:50



浸透樹詳細図 1:20



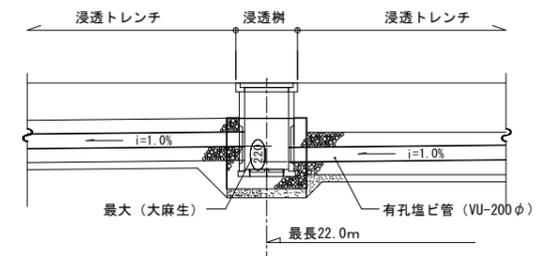
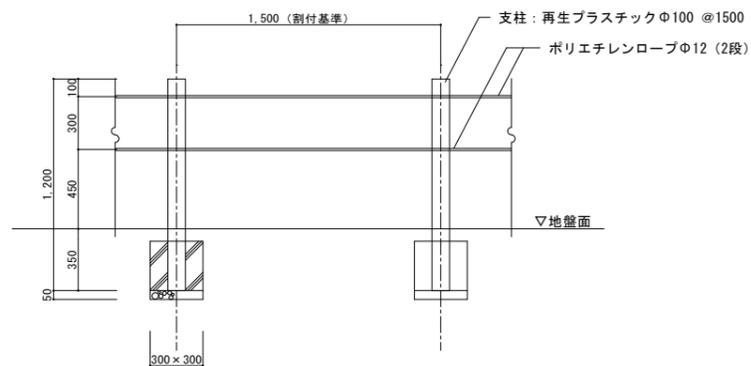
浸透トレンチ詳細図 1:20  
浸透能力: 0.34m<sup>3</sup>/hr/m

1基当たり材料表

名称	規格	単位	数量
縁塊	□500	(個)	1.0
調整側塊	□500×H300	(個)	1.0
浸透角樹	□500×H300	(個)	2.0
底塊リング		(組)	1.0
グレーチング蓋 (細目 耐荷重 6t)	□500用	(枚)	1.0
単粒度砕石	4号	(m <sup>3</sup> )	0.47
フィルター:山砂 (洗い)	洗い砂	(m <sup>3</sup> )	0.81
透水シート	294N/5cm以上	(m <sup>2</sup> )	3.31

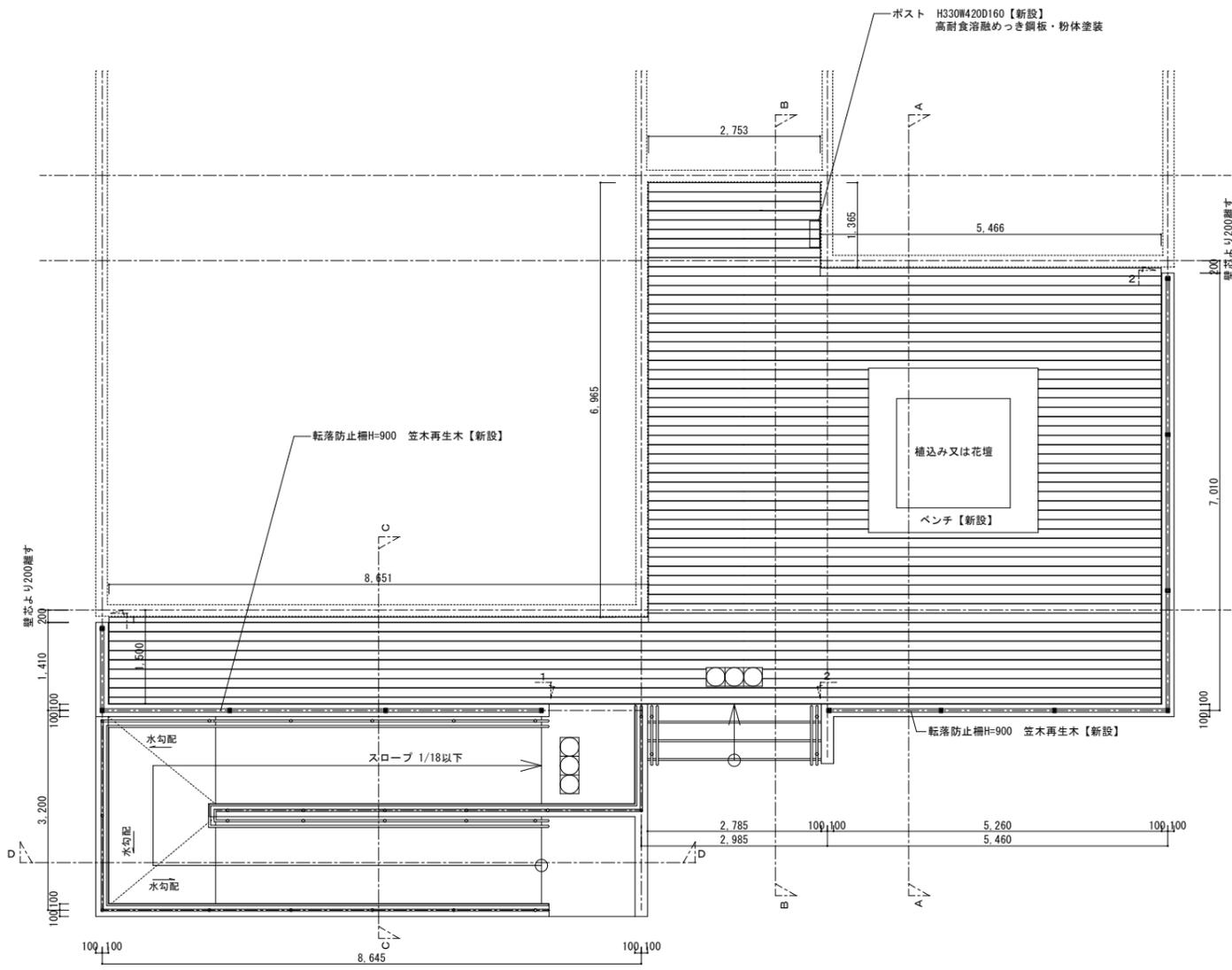
1箇所 (L=10m) 当たり材料表

名称	規格	単位	数量
塩ビ有孔管 (VU)	φ200×L4.0m	(本)	2.5
単粒度砕石	4号	(m <sup>3</sup> )	6.89
フィルター砂	洗滌砂	(m <sup>3</sup> )	9.00
透水シート	294N/5cm以上	(m <sup>2</sup> )	34.00

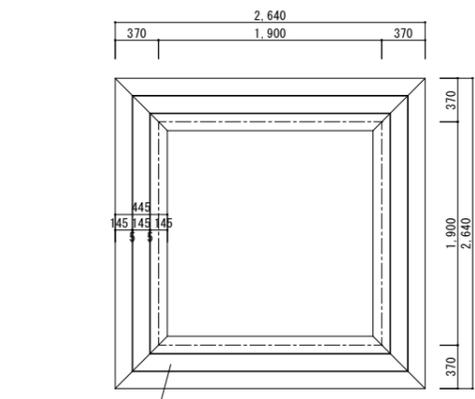


浸透トレンチ接続詳細図 1:50

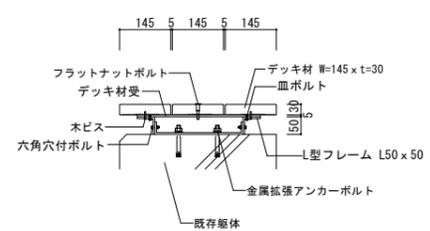
浸透樹の配置は、管径の120倍以下とする。(24.0m以下)



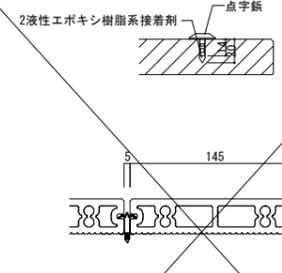
平面図 1:50



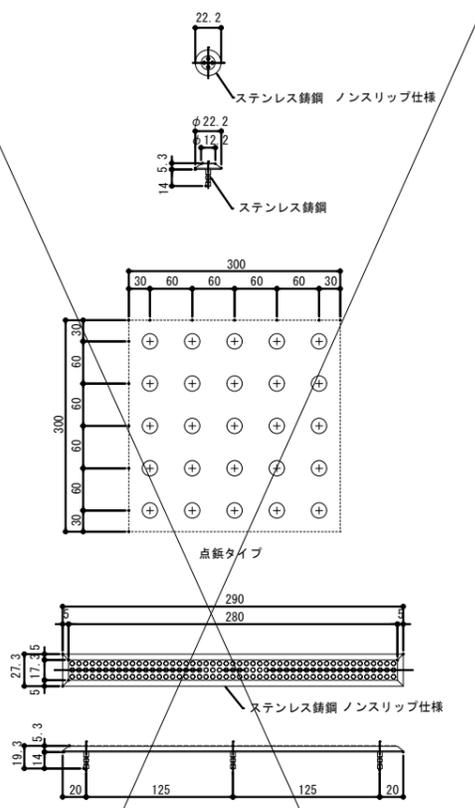
ベンチ部平面図 1:30



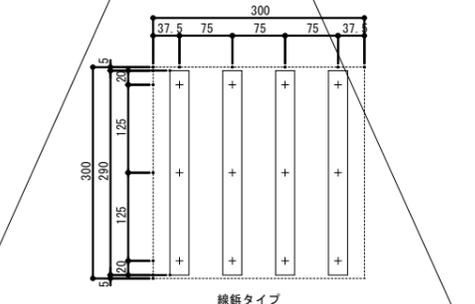
ベンチ取付部詳細図 1:10



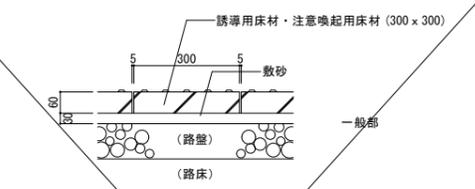
デッキ材断面図 1:3



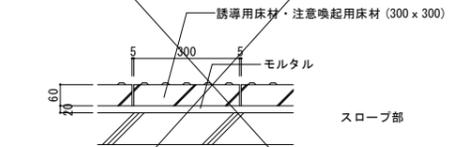
点字紙タイプ



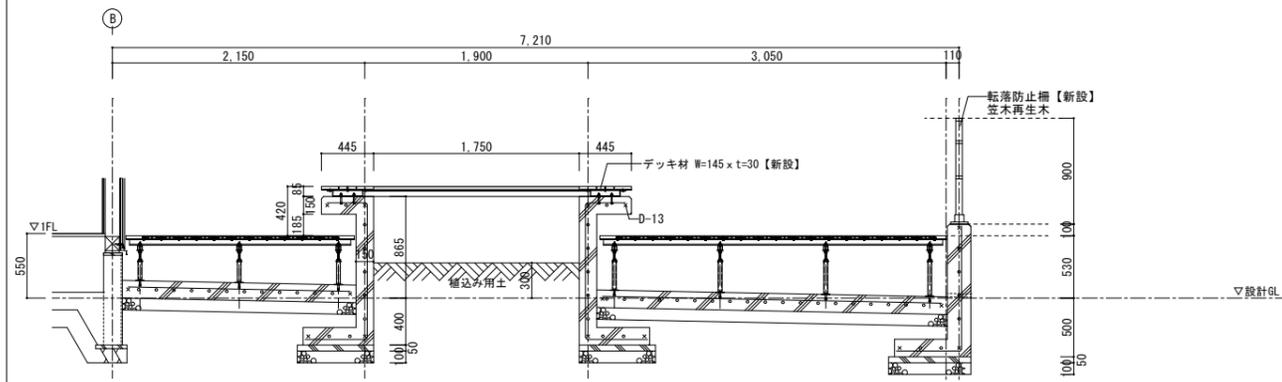
点字紙詳細図 1:3



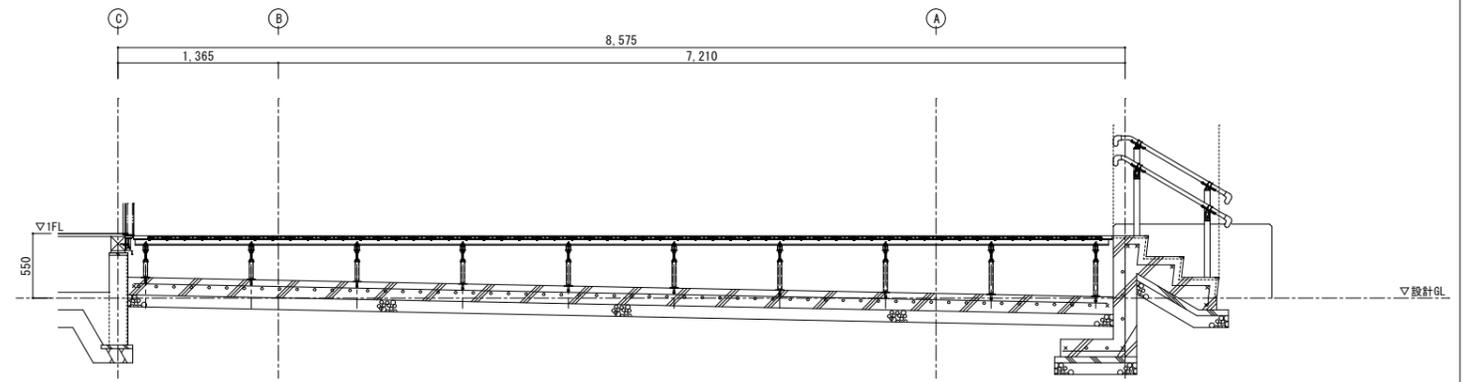
誘導用床材詳細図 1:10



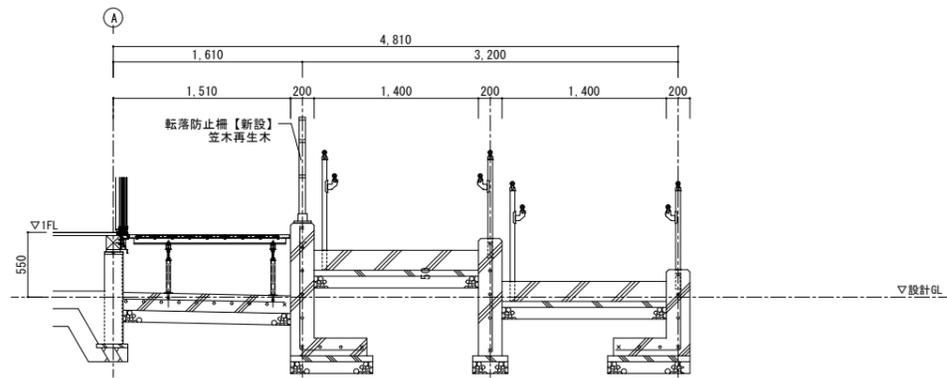
誘導用床材詳細図 1:10



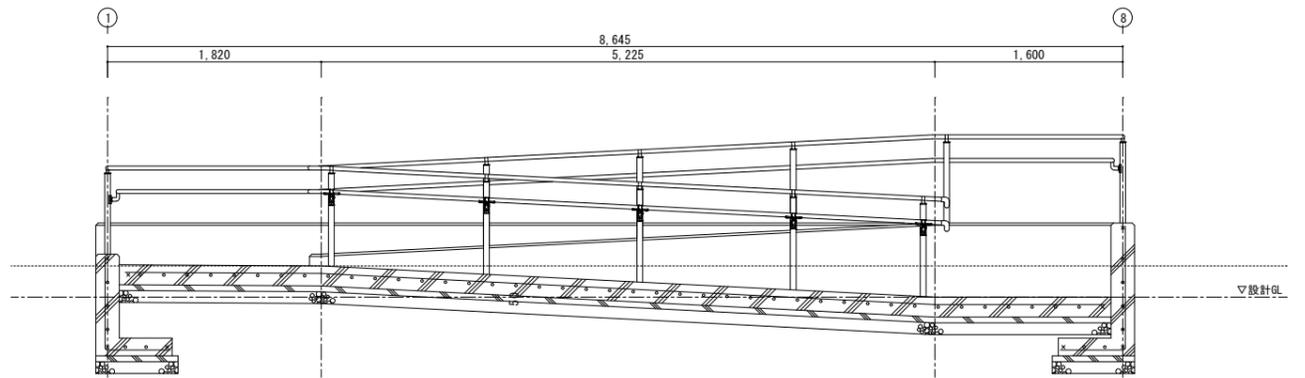
A-A断面図 1:30



B-B断面図 1:30

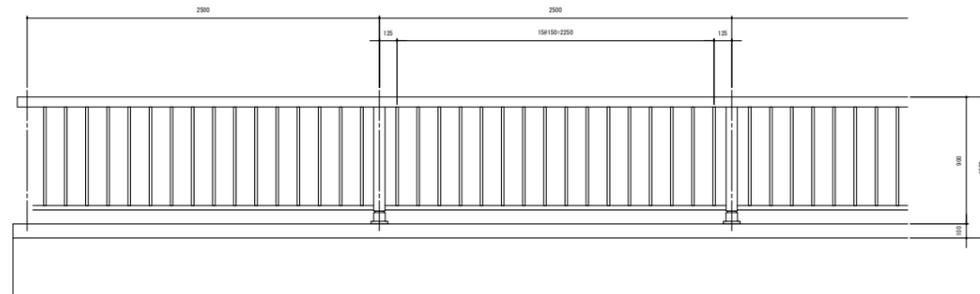


C-C断面図 1:30

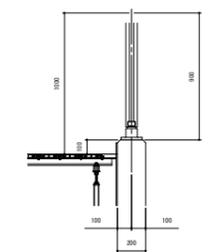


D-D断面図 1:30

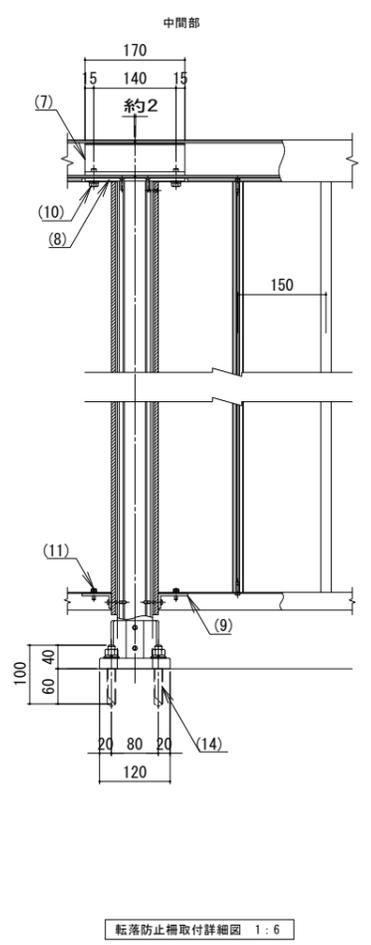
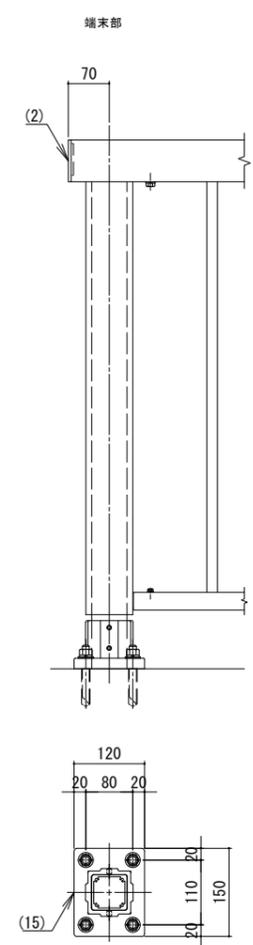
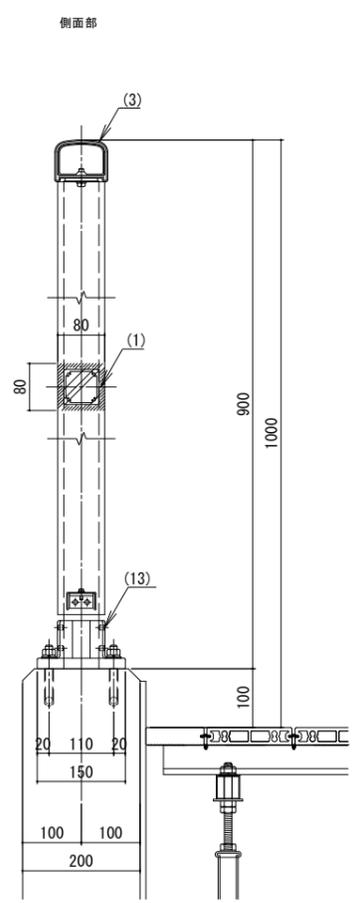
特 記	株式会社 サナクト	熊谷市建設部営繕課	作 名	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図 面 番 号	A-04
	一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (4) 第10060号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝			編 名		外構詳細図3



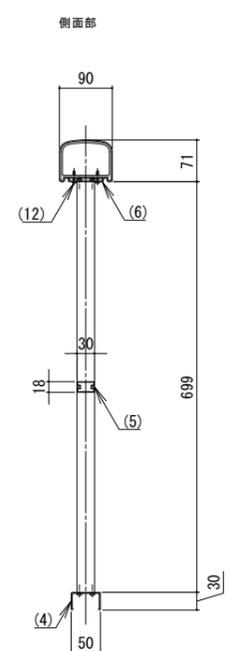
立面図 1 : 25



側面図 1 : 25



転落防止柵取付詳細図 1 : 6



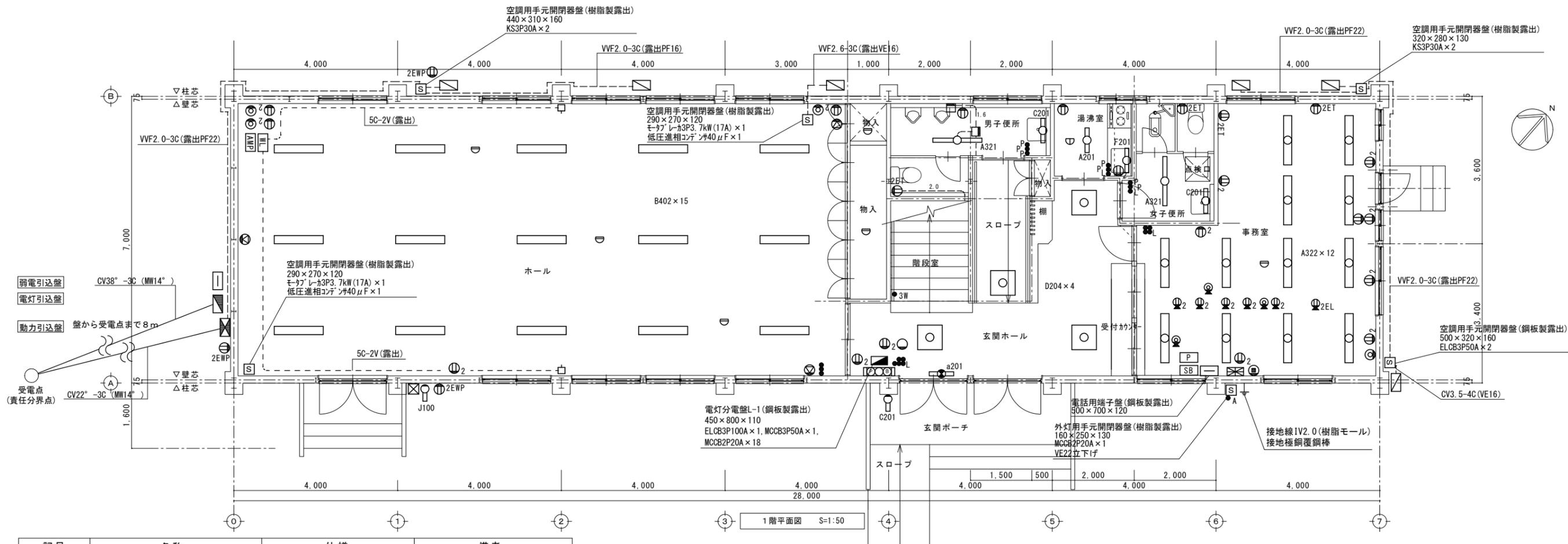
部番	名称	形状	材質	表面処理
(1)	支柱	□60×60×3.5 t	A6005CS-T5	陽極酸化塗装複合被膜 (MB色)
	支柱化粧材	□80×80	再生木材	サンディング仕上 (ダークカラー)
(2)	笠木端キャップ	90×71×5.0 t	再生木材	サンディング仕上 (ダークカラー)
(3)	笠木	90×71 (86×67)	再生木材	再生木材表面サンディング仕上
(4)	下横	50×30×2.0 t	A6063S-T5	陽極酸化塗装複合被膜 (マットブラウン色)
(5)	格子	□30×18		
(6)	格子レール	60×6×2.0 t		
(7)	インナースリーブ	L=170		
(8)	笠木クリップ	170×55×5.0 t	SUS	ポリエステル系粉体塗装 (マットブラウン色)
(9)	下横クリップ	L50×25×4.0 t		
(10)	六角ボルト	M8×25 B, W, SW	SUS	-
(11)	六角ボルト	M5×15 B, W, SW		
(12)	ピアビス (ナベ)	φ4×19 B		
(13)	六角穴付止ネジ	M8×10B		
(14)	樹脂系アンカー	M12×100 B, N, 2W, SW		
(15)	ベースボックス	120×150	ADC	ポリエステル系粉体塗装 (MB色)

※ 製品は、メーカーの指定する損害賠償責任保険に加入しているものとする。



引込盤構成表

弱電引込盤	電灯引込盤	動力引込盤
鋼板製露出	鋼板製露出	鋼板製露出
寸法W500×H600×D120	寸法W300×H800×D200	寸法W400×H800×D200
PE22立上3m	WHスペース×1	WHスペース×1
接地線IV1.6(VE16)	MCCB3P100A×1	ELCB3P100A×1
接地極銅覆鋼棒	1次側引込線CV38°-3C(露出)3m	1次側引込線CV22°-3C(露出)3m
	2次側配線CV38°-3C(露出)3m	2次側配線CV14°-3C(露出)3m
	VVF1.6-2C(露出)3m	CV5.5°-4C×2(露出)3m
	接地線IV2.0(VE16)	接地線IV2.0(VE22)
	接地極銅覆鋼棒	接地極銅覆鋼棒



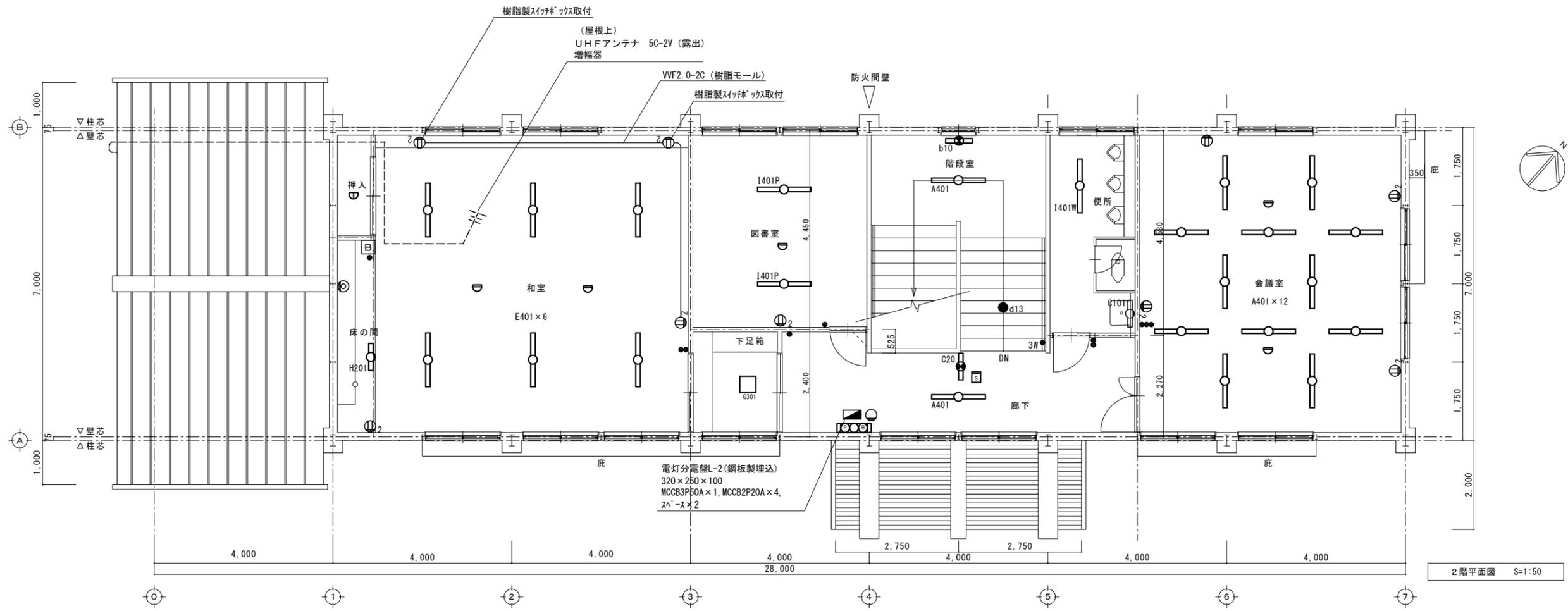
記号	名称	仕様	備考
⊠	動力分電盤		
S	手元開閉器盤	露出型	
⊠	電灯分電盤		
●	スイッチ	1P15A×1	
∞	スイッチ	1P15A×1	
⋯	スイッチ	1P15A×2	
PPP	スイッチ	1P15A×3	P:位置表示 L:通電表示
PPP	スイッチ	1P15A×3	P:位置表示
⊠L	スイッチ	1P15A×4	L:通電表示
⊠L	スイッチ	1P15A×5	L:通電表示
●3W	スイッチ	3W15A×1	
●A	自動点滅器	埋込形3A	
⊠	コンセント	2P15A×1	
⊠2	コンセント	2P15A×2	
⊠2ET	コンセント	2P15A×2 接地端子付	
⊠2EWP	防水コンセント	2P15A×2 接地極付	
⊠	ブランクプレート	埋込	
⊠	ブランクプレート	露出	樹脂製露出スイッチボックス
⊠2	床コンセント	2P15A×2	樹脂製露出スイッチボックス
⊠2EL	床コンセント	2P15A×2 接地極付	樹脂製露出スイッチボックス

記号	名称	仕様	備考
⊠	ノズルプレート		
⊠	床ノズルプレート		樹脂製露出スイッチボックス
⊠	光コンセント		
P	光成端箱(小)		150×150×70
SB	光成端箱		215×320×65
⊠	端子盤	鋼板製露出型	
⊠	プルボックス	露出型	200×200×200
⊠	スピーカー	壁掛型	
⊠	ワイヤレスアンテナ		
B	チャイム		
AMP	ローカルアンプ	30W	
WL	ワイヤレス受信機		
⊠	定温式スポット型感知器		
⊠	差動式スポット型感知器		
S	煙感知器		
⊠	機器収容箱	発信機・ベル・表示灯	
⊠	P型2級受信機	5窓	
⊠	空調室外機		設備図参照

特記なき配線は下記による。

- 1.6 VVF1.6-2C(露出PF16)
- 2.0 VVF2.0-3C(露出PF16)

※記載の機器は全て撤去する。  
 ※隠ぺい配管・配線の撤去については建屋の解体と一体で行う。  
 ※蛍光灯器具については処分前に安定器のPCB含有有無を調査し、その結果を監督員に報告すること。PCBを含有する安定器は別途指示する場所に保管する。  
 なお、空調用手元開閉器盤内の低圧進相コンデンサについては、PCB非含有であることを確認済みである。  
 ※非常照明の蓄電池は法令に従い適切に処分すること(一般社団法人JBRCによる回収や広域認定制度によるリサイクル等)。



2階平面図 S=1:50

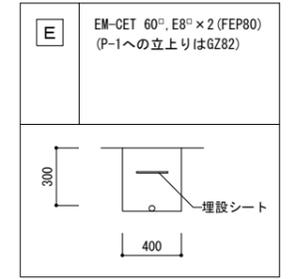
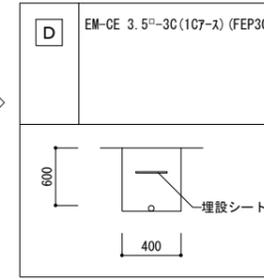
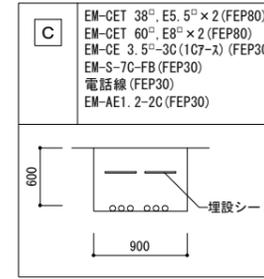
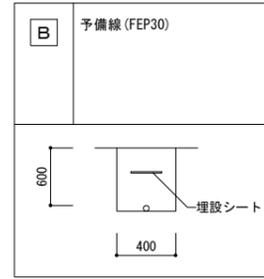
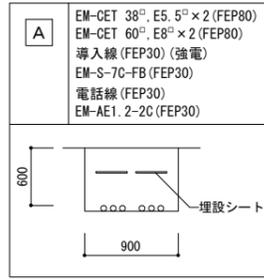
A	富士型照明器具	B	下面開放型照明器具	C	ﾌﾗｯｸｯﾄ	D	直付型照明器具	E	トラフ型LED照明器具	F	流し元灯	G	直付型照明器具	H	壁掛型照明器具	I	トラフ型照明器具
A201	FL20W-1灯用 1台	B402	FL40W-2灯用 15台	C101	FL10W-1灯用 1台	D204	FL20W-4灯用 4台	E401	LSS1-4-23 LN9 6台	F201	FL20W-1灯用 1台	G301	FCL30W相当LED 1台	H201	FL20W-1灯用 1台	I401P	FL40W-1灯用 反射笠付ﾊﾞｲﾝﾄﾞ 2台
A321	Hf32W-1灯用 2台			C201	FL20W-1灯用 3台											I401W	FL40W-1灯用 反射笠付防水 1台
A322	Hf32W-2灯用 12台																
A401	FL40W-1灯用 14台																

J	投光器	a	誘導灯 (避難口)	b	LED誘導灯 (避難通路)	C	LED誘導灯 (避難通路)	d	非常照明
J100	HID100W相当LED 1台	a201	SH1-FSF10-201 1台	b10	ST1-FBF22-C 1台 リニューアルプレート付	C20	ST1-FSF23-BL 1台 リニューアルプレート付	d13	JE13W 電源内蔵型 1台

※図面上に記載されたものは全て撤去する。  
 隠ぺい配管・配線の撤去については建屋の解体と一体で行う。  
 ※非常照明の蓄電池は法令に従い適切に処分すること（一般社団法人JBRCによる回収や広域認定制度によるリサイクル等）。

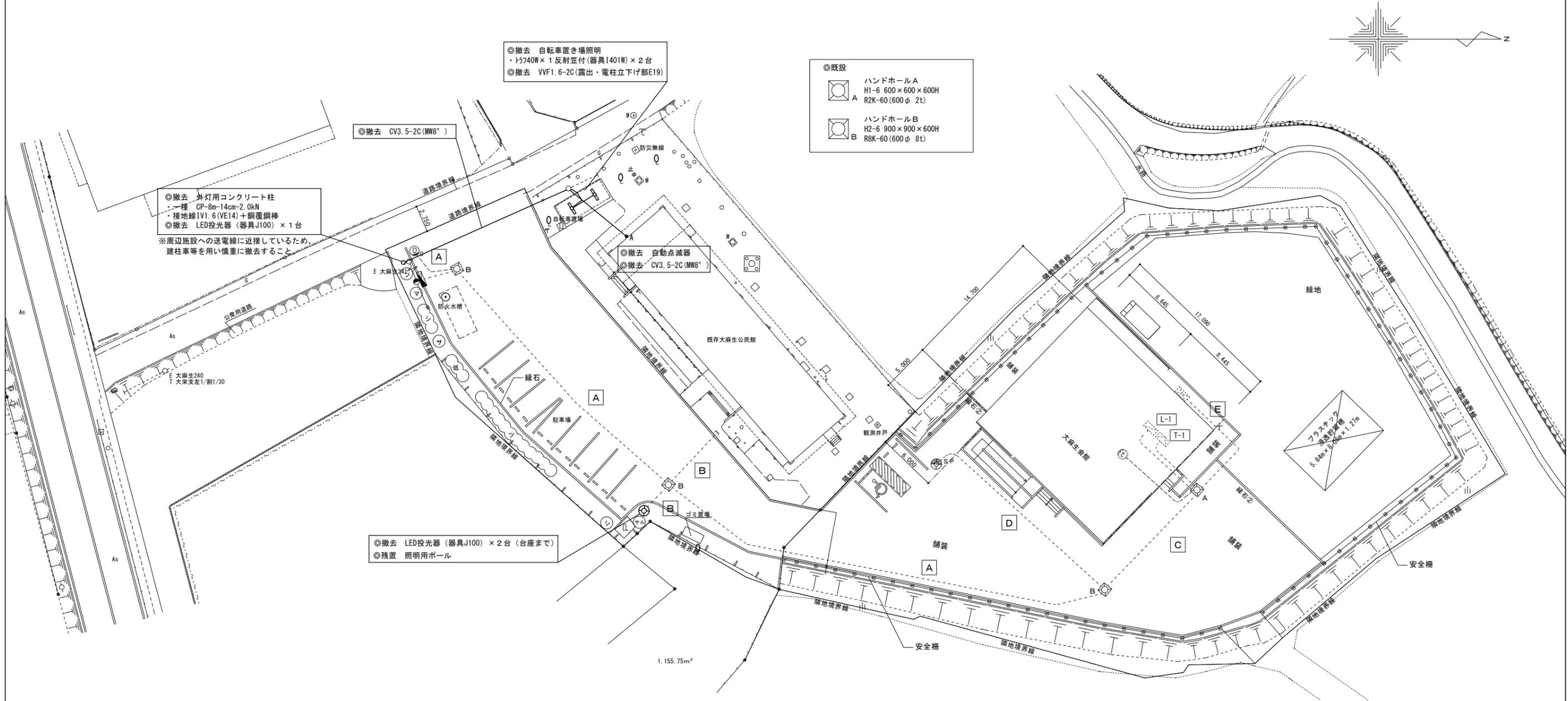
I	トラフ型照明器具	J	投光器		
1401W	FL40W-1灯用 反射笠付防水	2台	J100	HID100W相当LED	3台





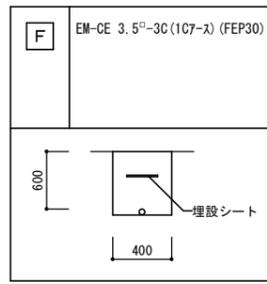
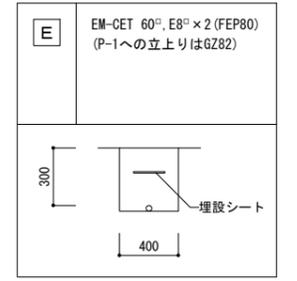
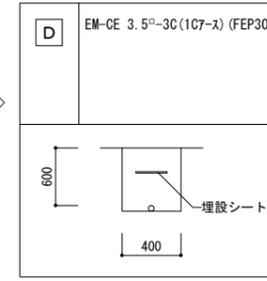
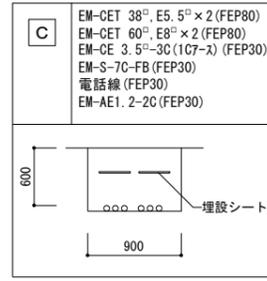
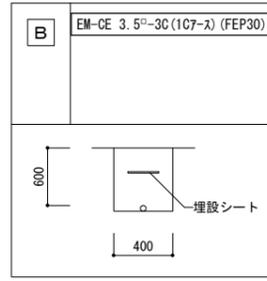
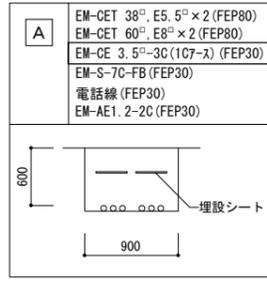
**掘削断面図 NOSCALE**

※すべて既存を示す。  
※浸透トレンチとの取り合いにより、一部配管の深さはGL-1,600



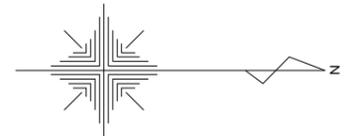
特記	熊谷市建設部営繕課				図面番号	KE-04
	熊谷市大麻生公民館解体等工事				縮尺	1:200 (A1) 1:400 (A3)
	項目	担当者	図面名	構内配電線路図 (改修前)		

GP460WSP	LED街路灯 (透光板共)	2台	H	ブラケット HID100W相当LED	1台
●P	LST4-60LN		○H		
照射範囲調整透光板 (180°)					
<p>片側透光板</p>					
ポール: TB4 (シフト基礎 600×600×H1300)			参考型番: パナソニック NNY2039LE7相当品		

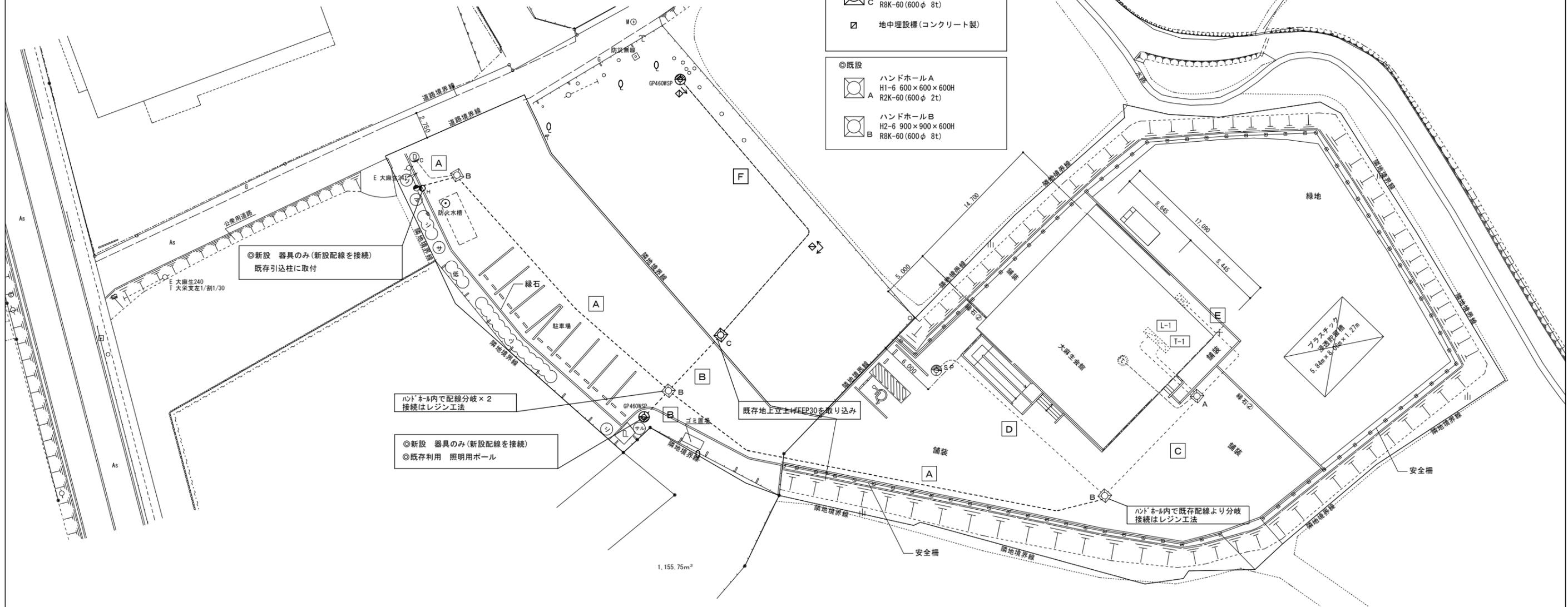


**掘削断面図 NOSCALE**

※**A**及び**B**について、**□**内を新設する(配管は既存利用)  
(浸透レンチとの取り付けにより、一部配管の深さはGL-1,600)  
※**F**は掘削も本工事とする(発生土埋め戻しおよび敷き均し)。



- ◎新設
- **C** ハンドホールC  
H1-6 600×600×600H  
R8K-60 (600φ 8t)
  - 地中埋設標(コンクリート製)
- ◎既設
- **A** ハンドホールA  
H1-6 600×600×600H  
R2K-60 (600φ 2t)
  - **B** ハンドホールB  
H2-6 900×900×600H  
R8K-60 (600φ 8t)



◎新設 器具のみ(新設配線を接続)  
既存引込柱に取付

ハンドホール内で配線分岐×2  
接続はレジソ工法

◎新設 器具のみ(新設配線を接続)  
◎既存利用 照明用ポール

既存地上立上りFEP30を取り込み

ハンドホール内で既存配線より分岐  
接続はレジソ工法

特記	熊谷市建設部営繕課				図面番号	KE-05
	熊谷市大蔵生公民館解体等工事				縮尺	1:200 (A1) 1:400 (A3)
	項目	担当者	作成日	図面名	構内配電線路図 (改修後)	

# 機械設備工事特記仕様書

<b>I 工事概要</b>						
1 工事名称	熊谷市大麻生公民館解体等工事					
2 工事場所	熊谷市大麻生 1 O 1 2番 1 号					
3 工期	契約日から 令和 8年 10月 30日					
現場施工期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日					
現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。 共通仮設費率の算定に用いる工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日						
4 建物概要						
建物名称	公民館					
構造	鉄骨造					
階数	2階建て					
延面積 (㎡)	364.00					
消防法施行令別表第一						
備考						
①						
②						
③						
④						
⑤						
5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)						
建物別及び屋外工事種目	①	②	③	④	⑤	屋外
○ 空気調和設備						
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						
● 撤去設備	一式					
6 指定部分 ※無 ・有						
対象部分：	工期：令和 年 月 日					
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)						
1 専任期間の始期	請負契約締結の日から、○(現場施工)に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。					
2 専任期間の終期	工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。					
3 専任期間の中断	自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時的に中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。					
8 工事範囲	図示のとおり					
9 機械設備工事概要						
当施設における下記の工事を行う。						
1. 公民館及び付属物の解体工事に伴う機械設備工事一式						
給水：直結給水方式	換気：第 3 種換気方式					
排水：公共下水道方式	空調：個別空調パッケージユニット方式					
消防用設備	屋内消火栓設備					
10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。						
11 同時期発注の関連工事						
・ 建築工事	・ 電気設備工事					

<b>II 工事仕様</b>	
1 共通仕様	
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。)) 及び監督員の指示に従い施工する。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。	
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。	
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。	
2 特記仕様	
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。	
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。	

章	項目	特記事項																																																		
①	機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注者に記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7ヶ月前含有の有無を確認し、7ヶ月前を含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 ・直く ※置かない																																																		
②	電気保安技術者																																																			
③	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律 (S63第91号) に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工 (配管工事) ・建築板金施工 (風道制作及び取付け) ・熱絶縁施工 (保温工事) ・冷凍空調調和機器施工 (冷凍空調機器の据付け)																																																		
4	技能士の適用	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験と、公立の保健所、試験所又は認定の試験所 (事前に監督員の承諾を得る) に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに (概ね3ヶ月以内) 流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																																		
5	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験																																																			
⑥	監督員事務所	本工事で ・設ける (規模 ) ※設けない																																																		
⑦	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																																		
⑧	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																		
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない																																																		
⑩	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																																		
⑪	建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。(含有試験9項目実施) 処分先：(株) H K C 小川町木呂子627番地																																																		
⑫	埋め戻し・盛土	※根切土の中の良質土 (但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・山砂の類																																																		
⑬	再生砂・再生砕石・再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に※使用できる。 ・使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																		
⑭	発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (構外搬出処理費は ※本工事 ・別途) (1) 引渡しを要するもの ( ) (2) 買取処分をするもの ( ) (3) 再生資源化を図るもの (・硬質珪酸化ビニル管→ ) (4) 特別管理産業廃棄物 ( ) ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。																																																		
15	容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																		
⑯	配管	(1) 地中埋設配管 (排水管を除く) ※要 (図示の箇所) ・不要 1) 地中埋設標 (コンクリート製) ※要 (図示の箇所) ・不要 2) 地中埋設紙 (キャッツアイ) ※要 (舗装部の分岐、曲部) ・不要 3) 埋設表示テープ (2倍折込み) ※要 ・不要																																																		
17	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)を参考とする。 ただし、設計用地震力 (水平及び鉛直) は次の設計用水平地震力 K <sub>h</sub> 及び設計用鉛直地震力 K <sub>v</sub> (K <sub>h</sub> /2) を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>特定の施設</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(2.0)</td> <td>(1.5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋上及び塔屋</td> <td>&lt;2.0&gt;</td> <td>&lt;1.5&gt;</td> <td>&lt;1.5&gt;</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.5)</td> <td>(1.0)</td> </tr> <tr> <td>&lt;1.5&gt;</td> <td>&lt;1.0&gt;</td> <td>&lt;1.0&gt;</td> <td>&lt;0.6&gt;</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(1.0)</td> <td>(0.6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>&lt;1.5&gt;</td> <td>&lt;1.0&gt;</td> <td>&lt;1.0&gt;</td> <td>&lt;0.6&gt;</td> </tr> </table> (注) ( ) 内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2〜6階建の場合は最上階、7〜9階建の場合は上層2階、10〜12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階) 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合は無し) 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	屋上及び塔屋	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0	1.5	1.0	1.0	0.6	中間階	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
設置場所	耐震安全性の分類																																																			
	特定の施設	一般機器	重要機器	一般機器																																																
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0																																																
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																
屋上及び塔屋	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																																
	1.5	1.0	1.0	0.6																																																
中間階	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																																
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																
17-1	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の防震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーポルトを選定すること。 施工は、(一社) 日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、躯体種別毎かつアンカーの種類毎に1か所引張試験を実施する。																																																		

18	防露保温工事	標準仕様書第2編によるほか下記による。 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">空気調和設備工事の保温の種別</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施工箇所</th> <th>保温種別</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドレン管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S 内及び空隙壁中</td> <td>c2・(イ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)</td> <td>e2・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">蒸気管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>A1・(ア)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>B・(ア)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S 内及び空隙壁中</td> <td>C2・(ア)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)</td> <td>D・(ア)・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>A1・(ウ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>B・(ウ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S 内及び空隙壁中</td> <td>C1・(ウ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)</td> <td>D・(ウ)・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">温水管 (膨張管を含む。)</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>A1・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>B・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S 内及び空隙壁中</td> <td>C2・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)</td> <td>D・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)</td> <td>及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)</td> <td>E2・(イ)・Ⅰ</td> </tr> </table> (注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆管を使用し、外装は下記による。 屋内露出部 ※保温化粧カバー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製) 屋外露出部 ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ※SUSラッキング ・保温化粧カバー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製) 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。 3. 機器類の保温材の種類は、(※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材)とする。 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">ダクトの保温の種別</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施工箇所</th> <th>保温種別</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">長方形ダクト</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>J1・(イ)・X I</td> </tr> <tr> <td>屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)</td> <td>I・(イ)・X I</td> </tr> <tr> <td>屋内隠ぺい、D S 内</td> <td>I・(イ)・X I</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">円形ダクト</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>O1・(イ)・X I</td> </tr> <tr> <td>屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)</td> <td>N・(イ)・X I</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消音内貼り</td> <td>屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)</td> <td>K2・(ア)・X I</td> </tr> <tr> <td>及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)</td> <td>P2・(ア)・X I</td> </tr> </table> (注) 1. 厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">給排水衛生設備工事の保温の種別</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>施工箇所</th> <th>保温種別</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">給水管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S 内及び空隙壁中</td> <td>c2・(イ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)</td> <td>e2・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">排水及び通気管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(イ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(イ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S 及び空隙壁中</td> <td>c2・(イ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)</td> <td>d・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給湯管</td> <td>屋内露出 (一般居室、廊下)</td> <td>a1・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>機械室、書庫、倉庫</td> <td>b・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>天井内、P S 内及び空隙壁中</td> <td>c2・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)</td> <td>d・(イ)・Ⅰ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)</td> <td>屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)</td> <td>e2・(ウ)・Ⅶ</td> </tr> <tr> <td>及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)</td> <td>e2・(ア)・Ⅰ</td> </tr> </table> (注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。 2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V P の場合は、保温を要しない。 3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。 4. 機器類の保温材の種類は、(※グラスウール ・ロックウール)とする。 5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e2・(ウ) ・Ⅶとする。 6. 便所内露出S-U管及び流し内露出S-U管は保温を要しない。 7. 空調設備を要する便所 (特別支援学校等) 以外の便所高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所により手保温を要しない。 ※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。 19 防凍保温 ※屋外露出給水管 (呼び径20以下のみ) は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。 ・図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は下記仕様により防凍保温を行う。 ・保温仕様は保温厚さを40mmとする。 ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。 20 塗装 露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 21 電線 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエモテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。	空気調和設備工事の保温の種別			区分	施工箇所	保温種別	ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ウ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ウ)・Ⅶ	天井内、P S 内及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅶ	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ウ)・Ⅶ	蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ア)・Ⅱ	機械室、書庫、倉庫	B・(ア)・Ⅱ	天井内、P S 内及び空隙壁中	C2・(ア)・Ⅱ	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D・(ア)・Ⅱ	冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ウ)・Ⅲ	機械室、書庫、倉庫	B・(ウ)・Ⅲ	天井内、P S 内及び空隙壁中	C1・(ウ)・Ⅲ	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D・(ウ)・Ⅲ	温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ	天井内、P S 内及び空隙壁中	C2・(イ)・Ⅰ	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D・(イ)・Ⅰ	屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E2・(イ)・Ⅰ	ダクトの保温の種別			区分	施工箇所	保温種別	長方形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・X I	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	I・(イ)・X I	屋内隠ぺい、D S 内	I・(イ)・X I	円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・X I	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	N・(イ)・X I	消音内貼り	屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	K2・(ア)・X I	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	P2・(ア)・X I	給排水衛生設備工事の保温の種別			区分	施工箇所	保温種別	給水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ウ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(ウ)・Ⅶ	天井内、P S 内及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅶ	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ウ)・Ⅶ	排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅶ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅶ	天井内、P S 及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅶ	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	d・(ウ)・Ⅶ	給湯管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ	天井内、P S 内及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅰ	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	d・(イ)・Ⅰ	給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	e2・(ウ)・Ⅶ	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ア)・Ⅰ
空気調和設備工事の保温の種別																																																																																																												
区分	施工箇所	保温種別																																																																																																										
ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
	機械室、書庫、倉庫	b・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
	天井内、P S 内及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅶ																																																																																																										
	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ア)・Ⅱ																																																																																																										
	機械室、書庫、倉庫	B・(ア)・Ⅱ																																																																																																										
	天井内、P S 内及び空隙壁中	C2・(ア)・Ⅱ																																																																																																										
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D・(ア)・Ⅱ																																																																																																										
冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(ウ)・Ⅲ																																																																																																										
	機械室、書庫、倉庫	B・(ウ)・Ⅲ																																																																																																										
	天井内、P S 内及び空隙壁中	C1・(ウ)・Ⅲ																																																																																																										
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D・(ウ)・Ⅲ																																																																																																										
温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下)	A1・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
	天井内、P S 内及び空隙壁中	C2・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	D・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E2・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
	ダクトの保温の種別																																																																																																											
	区分	施工箇所	保温種別																																																																																																									
	長方形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・X I																																																																																																									
屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)		I・(イ)・X I																																																																																																										
屋内隠ぺい、D S 内		I・(イ)・X I																																																																																																										
円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・X I																																																																																																										
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	N・(イ)・X I																																																																																																										
消音内貼り	屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	K2・(ア)・X I																																																																																																										
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	P2・(ア)・X I																																																																																																										
給排水衛生設備工事の保温の種別																																																																																																												
区分	施工箇所	保温種別																																																																																																										
給水管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
	機械室、書庫、倉庫	b・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
	天井内、P S 内及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅶ																																																																																																										
	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅶ																																																																																																										
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅶ																																																																																																										
	天井内、P S 及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅶ																																																																																																										
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	d・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
給湯管	屋内露出 (一般居室、廊下)	a1・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
	天井内、P S 内及び空隙壁中	c2・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
	床下、暗渠内 (ビツト内、共同溝を含む。)	d・(イ)・Ⅰ																																																																																																										
給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。)	屋内露出 (バルコニー、開放廊下を含む。)	e2・(ウ)・Ⅶ																																																																																																										
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e2・(ア)・Ⅰ																																																																																																										

22	はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について走査式埋設部調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
⑳	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両道路では、路盤材下面からの上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から管の上端まで300mmとする。
㉑	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
㉒	絶縁経手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以外は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
26	天井上げ区分	( ) 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27	他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合せを。
㉔	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
㉕	保険	※法定外の労災保険 (工事に従事する者としての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの ※建設工事保険等 (工事的目的物及び工事材料等を対象とするもの) ※請負業者賠償責任保険等 保険の期間 ※工事完成期日後14日を含む期間 ・
㉖	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
㉗	塗落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 塗落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成30年6月22日付け基発0622第2号) による ・使用を要しない
32	誘導電動機	三相誘導電動機はJ I S C 4 2 1 3 ( I E 3 ) トップランナーモーターとする。
33	完成図書の子電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ○適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、A 3 二つ折り製本4部とする。
㉙	その他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又は、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
①	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
②	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について (厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日) の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
③	既存部分養生 ・ 既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・合板 ・
④	備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ・A種 ※B種 ・C種
⑥	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品 ただし屋外、ビツト内で使用する支持金物はSUS製とする。
8	あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
⑨	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
⑩	総合調整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
⑪	既設基礎類の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
⑫	アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
⑬	その他	(1) 図面上の縮尺は、J I S A 1 版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。

設計年月日	熊谷市建設部 市部課	工事名称	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図面名	機械設備工事特記仕様書 (1)	図面番号	K M - 00
-------	------------	------	----------------	-----	-----------------	------	----------

	<p>(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。</p> <p>(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（(一財)日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。</p>	<p>18 空気熱源ヒートポンプ空調機</p> <p>標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC ( R 4 1 0 A、R 3 2又はR407C ) (注1) R 4 1 0 Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R 3 2を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。</p>	<p>12 擬音装置</p> <p>・女子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・バリアフリートイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。</p>	<p>2 洗面器等の排水管</p> <p>洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。</p> <p>3 高水試験継手</p> <p>3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ・掃除口付きソケット ※高水試験用掃除口ソケット</p> <p>4 樹の適用</p> <p>別紙樹表による。</p>																																											
<p>○ 空気調和設備</p> <p>1 設計温湿度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">一 般 系 統</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 [DB]</th> <th>湿度 [RH]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 期</td> <td>37.1℃</td> <td>47.1%</td> <td>28 ℃</td> <td>9%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>0.5℃</td> <td>49.4%</td> <td>20 ℃</td> <td>9%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。</p> <p>2 総合試運転調整</p> <p>※本工事 ・別途</p> <p>風量調整 ※する ・しない 水量調整 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない</p> <p>室内気流及びじんあいの測定 ※する ・しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・しない</p> <p>3 煙 道</p> <p>(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm ) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は80φとする) ・設けない</p> <p>4 煙 突</p> <p>※別途 ・本工事</p> <p>5 長方形ダクト</p> <p>※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分)</p> <p>6 円形ダクト</p> <p>※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質強化ビニル管 (VU) ・換気用耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注)1 使用区分は図示による。</p> <p>7 風量測定口</p> <p>取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト</p> <p>8 チャンパー</p> <p>(1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>9 吹出口及び吸込口ボックス</p> <p>※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製</p> <p>10 ダンパー</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・ ) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・ )</p> <p>11 配管材料</p> <p>(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (3) プライン管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上) (5) ドレン管 (屋外) ※硬質強化ビニル管V P (カラー) ・配管用炭素鋼管 (白) ドレン管 (屋内) ※保温機能付空調用ドレン管 (1φADTレバゲ 相当品) ・耐火二層管V P (FDPS-1) ・配管用炭素鋼管 (白) ・硬質強化ビニル管V P (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (7) 蒸気管 給水管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼管 (黒) Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (注) 樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。</p> <p>12 弁 類</p> <p>規格はJIS又はJVとし、指定なきものは10K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、銅管用伸縮管継手の種類は図示による。</p> <p>13 温 度 計</p> <p>取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空調機の冷温水管 (出入口共) ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー (往) 及び各返り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>14 圧 力 計</p> <p>取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空調機の冷温水管 (出入口共) ※冷温水ヘッダー (往) 及び各返り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>15 瞬間流量計</p> <p>瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は (※1個 ・ 個) 付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。 ・空調機と暖の冷温水管の出入口どちらかに (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。</p> <p>16 油面制御装置</p> <p>※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ (※固定形 ・ 着脱形) を設ける。 制御盤には (※給油ポンプ制御 ※減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御) の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。</p> <p>17 冷却塔</p> <p>※直交流式 ・ 向流式 ※レジオネラ菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。</p>		外 気		一 般 系 統				屋 内				温度 [DB]	湿度 [RH]	夏 期	37.1℃	47.1%	28 ℃	9%	℃	9%	℃	9%	℃	9%	冬 期	0.5℃	49.4%	20 ℃	9%	℃	9%	℃	9%	℃	9%	<p>1 長方形ダクト</p> <p>※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (・A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (・A区分 ※B区分)</p> <p>2 円形ダクト</p> <p>※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質強化ビニル管 (VU) ・耐火二層換気管 ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注)1 使用区分は図示による。</p> <p>3 風量測定口</p> <p>取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト</p> <p>4 チャンパー</p> <p>(1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>5 ダンパー</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・ ) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・ )</p> <p>6 多室箇所の排気ダクト</p> <p>(1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質強化ビニル管 (VU) (防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管) を使用する。 ※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ) の排気ダクトには設ける</p> <p>7 保 温</p> <p>下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN ・ (イ) ・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・ 湯沸室 ・ ) 用の隠ぺい部ダクト (仕様はh ・ (イ) ・Xとし範囲は図示による)</p> <p>8 試運転調整</p> <p>風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない</p>	<p>○ 換気設備</p> <p>1 ダクト</p> <p>※亜鉛鉄板 ・</p> <p>2 排煙口の形式</p> <p>※天井取付 (・スリット形 ※スイング形) ・壁取付 (・スリット形 ・スイング形)</p> <p>3 排煙口手動開放装置</p> <p>開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式 (遠隔操作 ・不要 ・要)</p> <p>4 排煙風量測定</p> <p>建築設備定期検査業務基準書 ( (一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。</p> <p>○ 排煙設備</p> <p>1 中央監視制御装置</p> <p>・有り ※無し</p> <p>2 構成・機能</p> <p>図示による</p> <p>3 電気計装用機材</p> <p>使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。</p> <p>1 小便器節水装置</p> <p>JIS B 2026 (自動水栓) による電気開閉式とし、小便器 (※一休形・分離形) とする。</p> <p>2 バリアフリー対応</p> <p>・小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形 手すり (※本工事 ・別途工事) ・洗面器 ※自動水栓 (・全部 ※一部) ・レバー式水栓 (一部) ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付節水シャワーヘッド ・鏡 ※600×1000 (耐食鏡) ・傾斜鏡 (・照明無 ・照明付)</p> <p>3 衛生器具付属水栓</p> <p>(1) 器具付属水栓は ※ドライバー式 ・ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。</p> <p>4 自動水栓類の電源</p> <p>※AC100V ・乾電池等 ・自己発電</p> <p>5 暖房便座</p> <p>(1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ・瞬間式 ※貯湯式 (4) 使用液体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電</p> <p>6 大便器洗浄弁・洗浄用タンク</p> <p>器具表又は下記の場合を除き、※節水I型・節水II型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式 (※センサー式・タッチスイッチ式) ・上階層で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じて低圧形とする。</p> <p>7 大便器耐水カバー</p> <p>・設ける (ピット内は除く) ※設けない</p> <p>8 掃除戻し</p> <p>※共栓なしとする。 ・共栓付とする。</p> <p>9 排水器具用ごみ継手</p> <p>※使用できる ・使用できない</p> <p>10 標 記 板</p> <p>大便器、小便器の洗浄用に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。</p> <p>11 水せつけん入れ</p> <p>せつけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗器に設ける。</p>	<p>1 配管材料</p> <p>配管材料は ※下記 (・図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記) ) による。 施工箇所 管 種 別 床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ※SUS (・SGP-PD) ・HIVP ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管 ※SUS (・SGP-PD) ・HIVP 保温をしない屋外露出部 ※SUS (・SGP-PD) ・ポリブテン管 地中埋設部 (水道直結部分) ※HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道用ポリエチレン管 (PE) ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) 地中埋設部 (一般部分) ※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) 市営住宅 住戸内 ※HIVP ※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法) ※架橋ポリエチレン管 便所天井内、P S内 (注5) ※高密度ポリエチレン管 (32A以上) 便所天井内 ※ポリブテン管 (10mm保温付) 便所空腔壁内又は衛生器具等接続管 ※ポリブテン管 その他の部分 ※SUS (・SGP-PD) ・HIVP ・ポリブテン管 床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ※SUS (・SGP-PD) ・HIVP ・ポリブテン管 湿潤シンダー内配管 ※SUS (・SGP-PD) ・HIVP ・ポリブテン管 保温をしない屋外露出部 ※SUS (・SGP-PD) ・ 地中埋設部 (一般部分) ※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・ 便所天井内、P S内 (注5) ※高密度ポリエチレン管 (32A以上) 便所天井内 ※ポリブテン管 (10mm保温付) 便所空腔壁内又は衛生器具等接続管 ※ポリブテン管 その他の部分 ※SUS (・SGP-PD) ・HIVP ・ポリブテン管 (注)1. SUSとは、JIS G 3448 またはJWMA 6 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ※アワシ ・拡管) 便所・廊下流し廻り露出配管 (※アワシ) とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用枠を設ける。 5. 一口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100) を採用し、管と継手を電気融着して接合するものをいう。 7. 地中埋設部 (水道直結部分) は水道事業者の指示による。 8. 樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。 9. 住戸内は、さや管ヘッダー配管システムとする。</p> <p>2 一体形タンク</p> <p>一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。</p> <p>3 水 栓</p> <p>※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。</p> <p>4 量 水 器</p> <p>※観メーター (※賞与品 ・ ) ・メーター (※買取り ・ )</p> <p>5 量水器柵</p> <p>※水道事業者指定品 ・ 標準図MC形</p> <p>6 弁 類</p> <p>規格はJIS又はJVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは10K、それ以外は図示及び標準仕様書による。</p> <p>7 水 栓 柱</p> <p>・防凍コンクリート水栓柱 (1200L) ※不凍給水栓</p> <p>8 建物導入部配管</p> <p>・図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施4 ( ・ (a) ・ (b) ・ (c) )</p> <p>9 検針方法</p> <p>水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。</p> <p>10 水道利用加入金</p> <p>水道本管加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。</p> <p>11 本管取出し</p> <p>水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。</p>	<p>○ 給湯設備</p> <p>1 配管材料</p> <p>・露出部 M銅管 その他 保温付被覆銅管 (M銅管) ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)</p> <p>2 絶縁フランジ</p> <p>取付部は下記による。 ※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分</p> <p>3 弁 類</p> <p>(1) 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。</p> <p>4 ガス瞬間湯沸器</p> <p>※屋外設置の潜熱回収型 ・PS扉内設置の潜熱回収型</p> <p>5 電気給湯器</p> <p>飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。</p> <p>○ 消火設備</p> <p>① 配管材料</p> <p>屋内消火栓用 一般配管※SGP (白) ・STPG370 (白) Sch40 地中埋設※SGP-V S ・HIVP ※高密度ポリエチレン管 (消火用) 消火用 一般配管※SGP (白) ・STPG370 (白) Sch40 地中埋設※SGP-V S ・HIVP ※高密度ポリエチレン管 (消火用) 不活性ガス消火用 ※STPG370 (白) Sch40 ・STPG370 (白) Sch80</p> <p>2 建物導入部配管</p> <p>図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施4 ( ・ (a) ・ (b) ・ (c) )</p> <p>○ ガス設備</p> <p>1 配管材料</p> <p>・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆銅管 ・SGP (白) 地中埋設 ※ガス用PE管 ・</p> <p>2 漏洩検知装置</p> <p>漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。</p> <p>3 液化石油ガスの供給権</p> <p>ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。</p> <p>○ 厨房設備</p> <p>1 厨房機器の固定</p> <p>原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。</p> <p>2 シンク用水栓</p> <p>※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓</p> <p>3 安全装置の機能の適用</p> <p>標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。</p> <p>舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書</p> <p>第1条 この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水 (以下「濁水」という。) の処理に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥 (油分を含む汚泥) ・ m3 ・中間処理施設 市 地内、(株) ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場へ搬入 (処理に併却又は溶融含まず) ・中間処理後、最終処分場又は再資源化 (処理に併却又は溶融を含む) 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合は、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥 (油分を含む汚泥) として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理業 (以下「マニフェスト」という。) により管理するものとする。</p> <p>第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>特記事項他</p> <p>※本工事に必要な官公署、その他の手続きは受注者の負担にて滞滞なく行う。 ※経費な変更は両者の協議により行い、請負代金額の変更は行わない。 ※施工に当たり設計図書に基づき施工するも、設計図書で明示していない事項で工事完成に必要な事項は係員の指示に従い、請負代金額の範囲内で施工する。 ※設計図の製本：現場用A-3版縮小印刷観音製本1部提出 ※完成図の製本：A-1版2つ折製本2部提出 ※完成写真：カラーキャビネ版1部 (シート共) 提出 L2判相当のサイズで印刷し、完成図書にとじ込み。 ○週休2日制モデル工事 本工事は、熊谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」 (・モデル工事 (現場閉所型) ) ○モデル工事 (交替制) の試行対象工事である。試行の実施は、熊谷市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。 試行要領は、熊谷市総務部契約ホームページで確認のこと。</p>								
		外 気		一 般 系 統				屋 内																																							
	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]	温度 [DB]	湿度 [RH]																																					
夏 期	37.1℃	47.1%	28 ℃	9%	℃	9%	℃	9%	℃	9%																																					
冬 期	0.5℃	49.4%	20 ℃	9%	℃	9%	℃	9%	℃	9%																																					
	設計年月日	熊谷市建設部 熊谷市建設部 熊谷市建設部	縮 尺	工 事 名	図 面 名	図面番号																																									
				熊谷市大麻生公民館解体等工事	機械設備工事特記仕様書 (2)	K M - 01																																									

空調設備機器表【撤去】

記号	名称	機器性能	電圧 (φ-V)	動力 (KW)	台数	設置場所	備考
AC-1	空冷ヒートポンプエアコン	天井カセット4方向吹出し 冷房能力 10.0kW相当	3-200		1	1F事務室	冷媒R32 PUZ-ERMP112LA2(室外機) 室内機不明
AC-2	空冷ヒートポンプエアコン	壁掛形 冷房能力 7.1kW相当	3-200		2	1Fホール	冷媒R32 PUZ-ERMP80HA6(室外機) PK-RP80KA14(室内機)
AC-3	空冷ヒートポンプエアコン	壁掛形 冷房能力 4.5kW相当	3-200		1	2F和室	冷媒R32 PUZ-ERMP50KA12(室外機) PK-RP50LA(室内機)
AC-4	空冷ヒートポンプエアコン	壁掛形 冷房能力 3.6kW相当	3-200		3	2F会議室 2F和室	ROA-P401HS(室外機) ROA-AP405HS(室外機)
EF-1	排気ファン	天井扇	1-100		1	1F女子トイレ	VD-20ZB5-2
EF-3	排気ファン	壁付換気扇 25cm形	1-100		3	1F事務室 1F男子トイレ 1F湯沸し室	不明 EX-25EK4-M EX-25EH4

【機器撤去】

- 空調機器撤去の際には全てのフロンガスの回収をおこなうこと。特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき処理すること。  
なお、冷媒フロンガスを処分する際には、ガスボンベ重量を計測し、処分した量を写真等によって記録すること。
- ポンプダウンしきれない場合はガスボンベ等を用いて回収すること。

衛生器具表【撤去】

名称	型番	付属品	階				合計	備考
			外部	1階	2階			
洋風大便器	SH671BA	タンク式 標準付属品一式		1	1		2	
和風大便器	S670B	タンク式 標準付属品一式		1		1	2	
小便器	US800C(1階) U-331RM(2階)	FV式 壁掛形※2階トイレタンク有(1台) 標準付属品一式			2	2	4	
洗面器	L250C	単水栓		1	1	1	3	
鏡		300×450(1階×2枚), 360×450(2階×1枚)		1	1	1	3	
手すり		L型(男女)、和便器用手すり(1階女子)		2	1	1	3	
給湯器	RUS-V51YT	能力5号相当				1	1	
ガステーブル		2口			1		1	
水栓柱				4			4	
ブローポンプ				1			1	
浄化槽				(1)			(1)	

特記

株式会社 サナクト  
一級建築士事務所 埼玉県知事登録(4)第10060号  
設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝

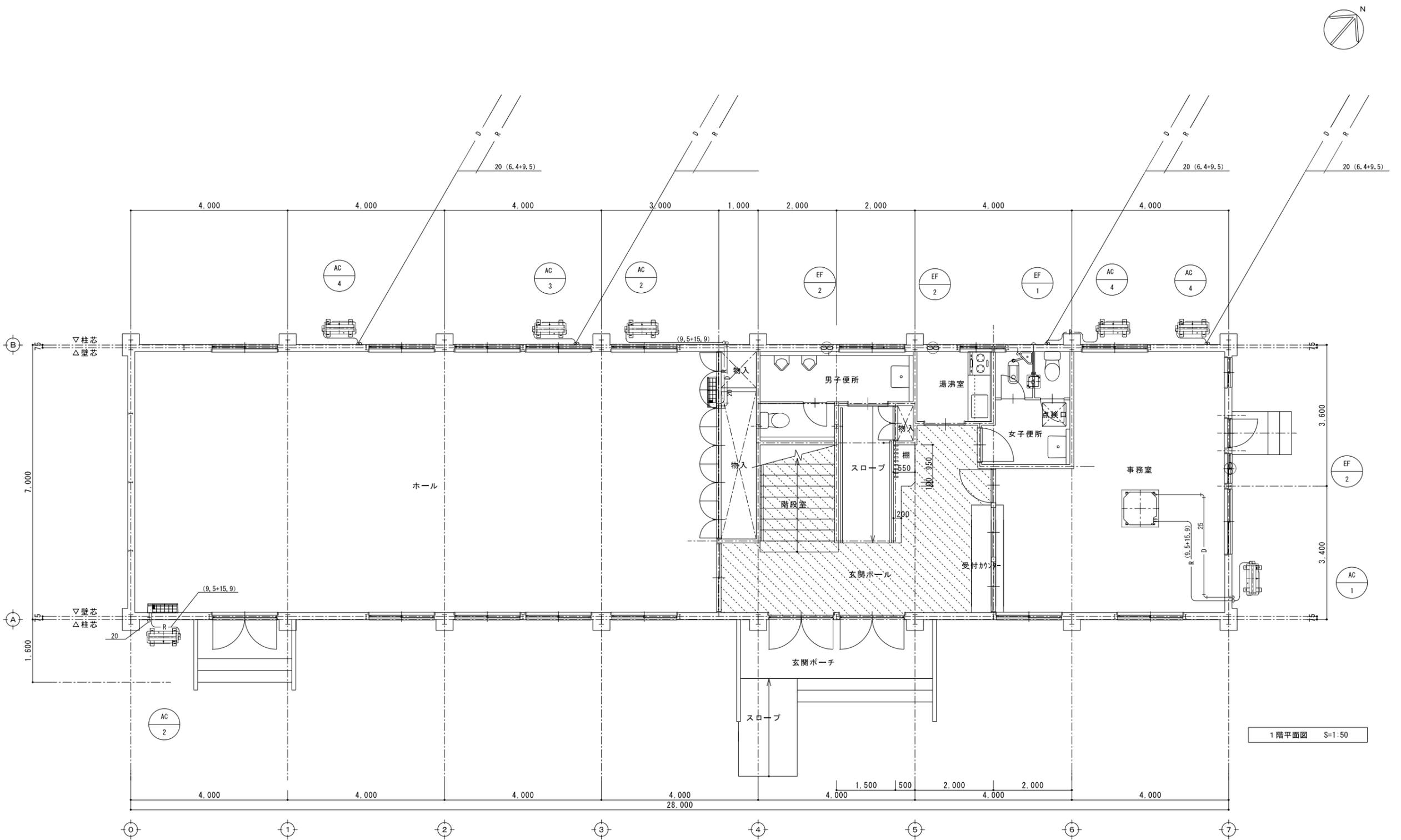
熊谷市建設部営繕課

熊谷市大麻生公民館解体等工事

図面番号 KM-02

空調設備機器表・衛生器具表【撤去】

縮尺 NOSC(A1)  
NOSC(A3)

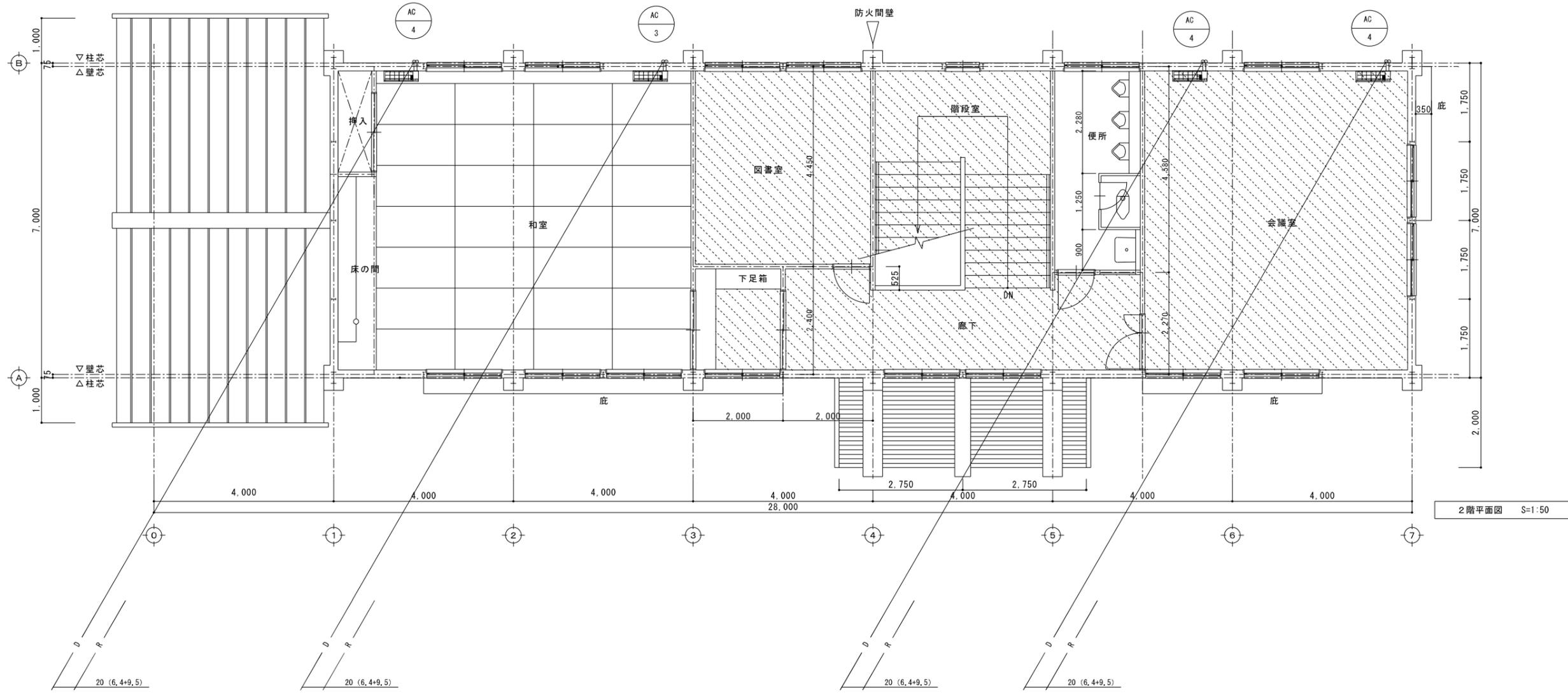


1階平面図 S=1:50

- 【機器撤去】**
- 空調機器撤去の際には全てのフロンガスの回収をおこなうこと。特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき処理すること。  
 なお、冷媒フロンガスを処分する際には、ガスポンペ重量を計測し、処分した量を写真等によって記録すること。
  - ポンプダウンしきれない場合はガスポンペ等を用いて回収すること。

凡例  
 アスベスト含有範囲を示す

特記	株式会社 サナクト	熊谷市建設部営繕課	図面番号	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図面番号	KM-03
	一級建築士事務所 埼玉県知事登録(4)第10060号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝		担当者	空調換気設備1F平面図	縮尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)



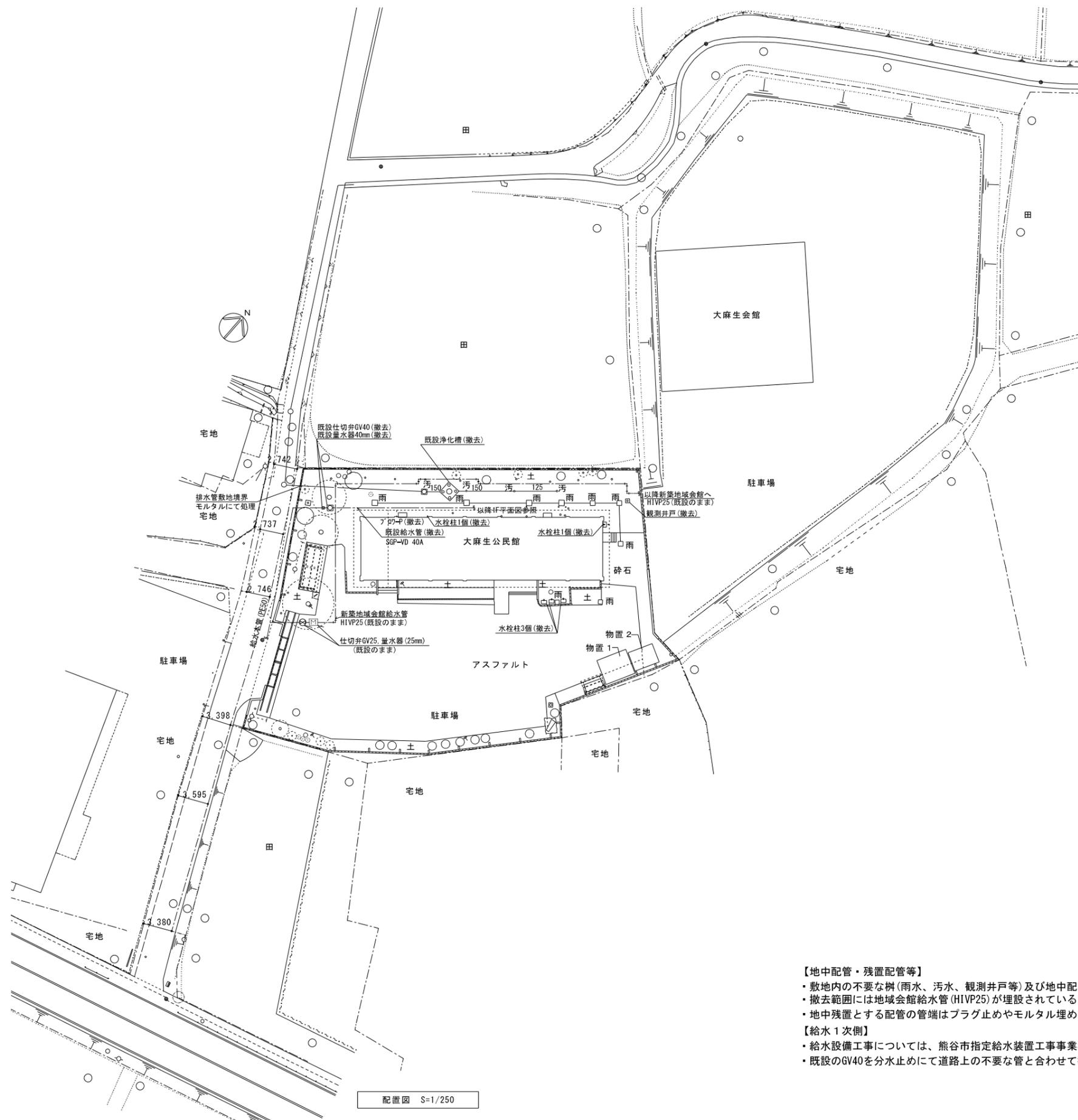
2階平面図 S=1:50

【機器撤去】

- ・空調機器撤去の際には全てのフロンガスの回収をおこなうこと。特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき処理すること。  
 なお、冷媒フロンガスを処分する際には、ガスポンペ重量を計測し、処分した量を写真等によって記録すること。
- ・ポンプダウンしきれない場合はガスポンペ等を用いて回収すること。

凡例  
 アスベスト含有範囲を示す

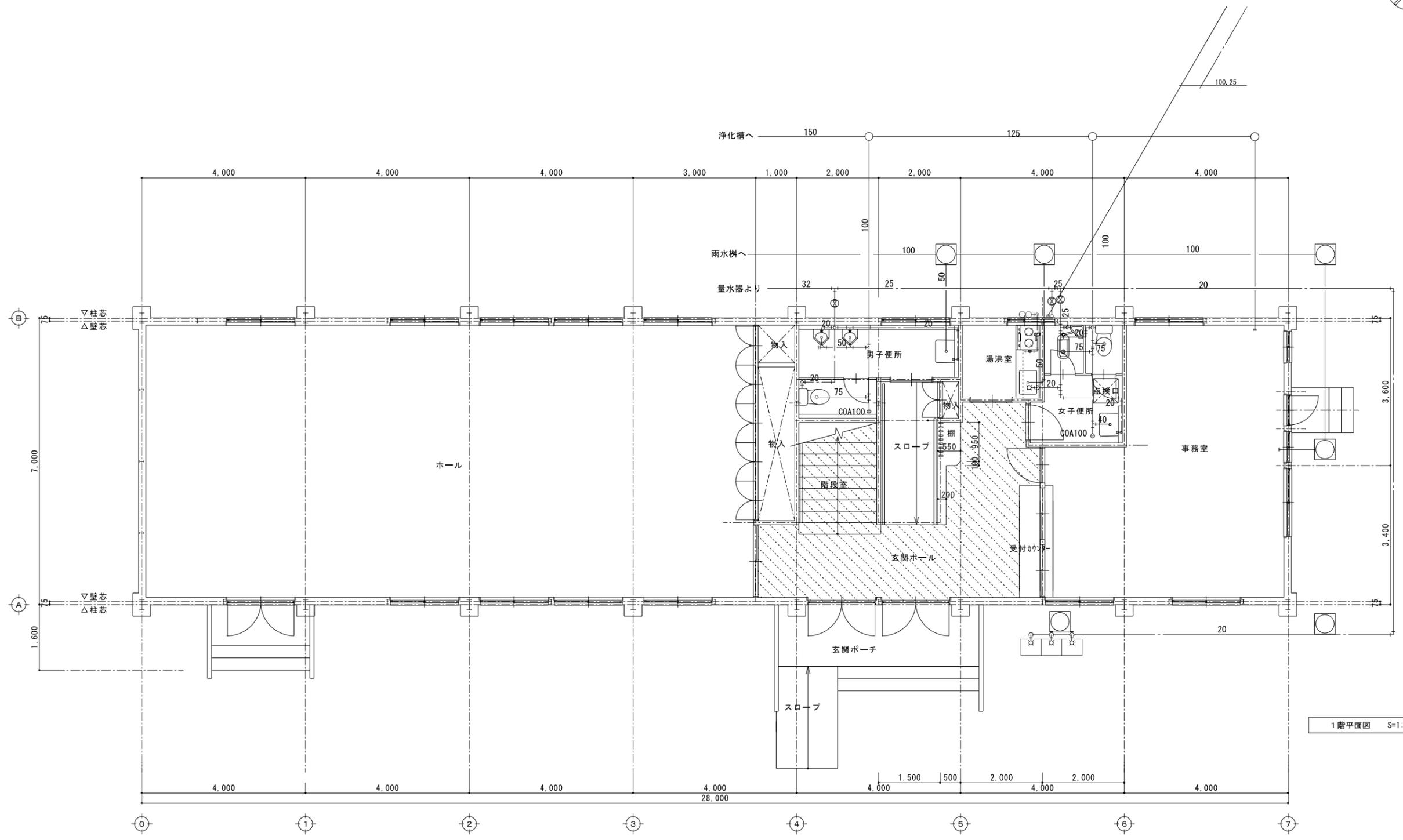
特 記	株式会社 サナクト	熊谷市建設部営繕課	図 面 番 号	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図 面 番 号	KM-04
	一級建築士事務所 埼玉県知事登録(4)第10060号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝	担 当	担 当	空 調 換 気 設 備 2F 平 面 図	縮 尺	1:50 (A1) 1:100 (A3)



配置図 S=1/250

- 【地中配管・残置配管等】
- 敷地内の不要な樹(雨水、汚水、観測井戸等)及び地中配管等については全て撤去のこと。
  - 撤去範囲には地域会館給水管(H1VP25)が埋設されているため、撤去の際には慎重に行うこと。
  - 地中残置とする配管の管端はプラグ止めやモルタル埋め等による管端処理を施すこと。
- 【給水1次側】
- 給水設備工事については、熊谷市指定給水装置工事業者が施工すること。
  - 既設のGV40を分水止めにて道路上の不要な管と合わせて撤去とする。上下水道部へ必要な手続きを行うこと。

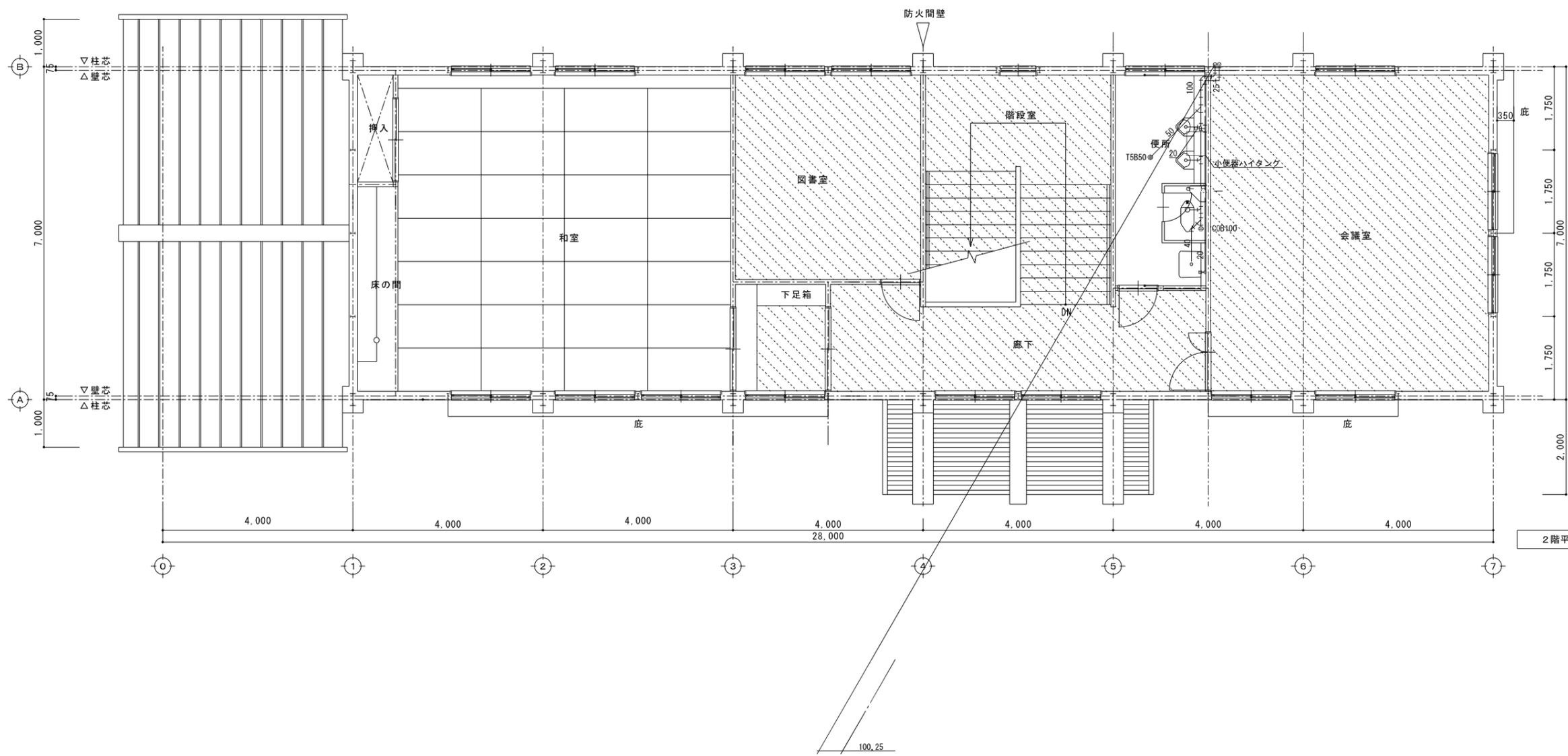
特 記	株式会社 サナクト	熊谷市建設部営繕課	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図 面 番 号	KM-05
	一級建築士事務所 埼玉県知事登録(4)第10060号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝	担 当	衛生設備外構平面図	縮 尺	1:250 (A1) 1:500 (A3)



1階平面図 S=1:50

凡例  
 アスベスト含有範囲を示す

特 記	株式会社 サナクト	熊谷市建設部営繕課	図 面 番 号	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図 面 番 号	KM-06
	一級建築士事務所 埼玉県知事登録(4)第10060号		担	空調換気設備1F平面図	縮	1:50 (A1)
	設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝		当		尺	1:100 (A3)



2階平面図 S=1:50

凡例  
 アスベスト含有範囲を示す

特 記	株式会社 サナクト <small>一級建築士事務所 埼玉県知事登録(4)第10060号      設計者 一級建築士 第267371号 菅野 孝</small>	熊谷市建設部営繕課	担当者	熊谷市大麻生公民館解体等工事	図面番号 KM-07
				衛生設備2F平面図	縮尺 1:50 (A1) 1:100 (A3)